[様式1~8] 自己点検・評価報告書

様式1一表紙

令和5年度 認証評価

千葉明徳短期大学

自己点検 · 評価報告書

令和5年6月

千葉明徳短期大学

様式 2-目次

目次

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	11
【基準 I 建学の精神と教育の効果】	13
[テーマ 基準 I -A 建学の精神]	13
[テーマ 基準 I -B 教育の効果]	27
[テーマ 基準 I -C 内部質保証]	34
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	39
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	39
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	56
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	74
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	74
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	82
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	87
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	89
【基準IV リーダーシップとガバナンス】	98
[テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップ]	98
[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]	104
「テーマ 基準IV-C ガバナンス]	109

【資料】

[様式 9] 提出資料一覧[様式 10] 備付資料一覧[様式 11~20] 基礎データ

様式3-自己点検・評価報告書

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、千葉明徳短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和5年6月30日

理事長

福中 儀明

学長

由田 新

ALO

佐藤 隆司

様式 4-自己点検・評価の基礎資料

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

<学校法人の沿革>

大正 14年 1月	千葉淑徳高等女学校 千葉市登戸町3丁目にて設立
	創立者福中儀之助初代校長に就任
大正 14年 4月	開校式挙行(定員 600 名)
昭和18年7月	財団法人千葉淑徳高等女学校となる。
昭和22年5月	学制改革により千葉明徳高等学校・同中学校に改組
昭和26年1月	学校法人化し、学校法人千葉明徳学園となる
昭和38年4月	高校男子部の新設
昭和 39 年 10 月	千葉市中央区南生実町に全校移転
昭和 42 年 5 月	千葉明徳学園幼稚園、設置認可
昭和 45 年 1 月	千葉明徳短期大学幼児教育科、設置認可
昭和 45 年 4 月	千葉明徳短期大学幼児教育科、開学
昭和47年4月	千葉明徳中学校卒業生高校進学 以後中学校休校
	千葉明徳学園幼稚園を千葉明徳短期大学附属幼稚園に改称
昭和 49 年 4 月	千葉明徳高等学校、男女共学となる
昭和56年3月	学園本館、竣工
平成 4年 7月	現理事長 福中儀明 理事長就任
平成 15 年 10 月	明徳本八幡駅保育園、開園
平成 18 年 4 月	社会福祉法人千葉明徳会、設立
	明徳土気保育園、開園
平成 22 年 4 月	明徳浜野駅保育園、開園
平成 23 年 4 月	千葉明徳中学校、開校
平成 24 年 3 月	千葉市と「避難所施設利用に関する協定」の締結
平成 25 年 4 月	社会福祉法人千葉明徳会 明徳そでにの保育園、開園
平成 27 年 3 月	学校法人北総学園と合併
平成 27 年 4 月	明徳やちまたこども園、開園
平成 30 年 4 月	千葉明徳短期大学附属幼稚園、幼稚園型認定こども園に移行
令和 2年 4月	社会福祉法人千葉明徳会明徳土気保育園、幼保連携型認定こど
	も園明徳土気こども園に移行

<短期大学の沿革>

昭和45年4月	千葉明徳短期大学幼児教育科、開学
昭和47年4月	保母養成課程を設置、千葉明徳学園幼稚園を千葉明徳短期大学
	附属幼稚園に改称
平成 10 年 10 月	「親子教室」(子育て支援事業)スタート
平成 16 年 4 月	「親子教室」を「ほっとステーション親子」に名称変更
平成 17 年 4 月	幼児教育科から保育創造学科に名称変更、100名から130名に定
	員変更、「こども臨床研究所」開設
平成 17 年 7 月	「ほっとステーション親子」が文部科学省「特色ある大学教育
	支援プログラム」に採択
平成 18 年 4 月	厚生労働省「指定保育士養成施設」定員を 100 名から 130 名に

	変更
平成 20 年 4 月	定員(厚生労働省「指定保育士養成施設」定員含む)を 130 名
1/2/20 1/1	から 150 名に変更
平成 22 年 2 月	「千葉から創る、地域と協働し、個別の就業力を高め支える就
1 /3/2 22 2 /1	職支援」の取組が平成21年度の文部科学省「大学教育・学生支
	接推進事業」に選定
平成 22 年 3 月	財団法人短期大学基準協会による「平成21年度第三者評価」の
T/100, 222 T 3 / 1	結果、適格の認定を受ける
平成 22 年 11 月	「卒業後5年までの就業力育成プログラム」の取組が平成22年
+/1X, 22 + 11 /1	度の文部科学省「大学生の就業力育成支援事業」に選定
平成 23 年 4 月	子育て支援事業を「ほっとステーション たいむ」 (短大) と
一个风 25 平 4 万	「ほっとステーション めいと」 (附属幼稚園) に分割
平成 24 年 4 月	「ほっとステーション たいむ」を「育ちあいのひろば たい
十成24十4月	む」に名称を変更
亚出95年4月	研修生制度:保育臨床研修コースの創設
平成25年4月	「千葉市と植草学園短期大学、千葉経済大学短期大学部との相
平成 26 年 6 月	
	互連携に関する協定」を締結し、「幼免所持者が保育士資格を
	習得するための特例講座」(平成28年まで)、「保育士資格所は表が分分を紹復するための特別講座」(平成20年は20年20年)と20年
	持者が幼免を習得するための特例講座」(平成30年まで)を8
	月~1 月に開講。平成 27 年 2 月~3 月千葉市の「家庭的保育者」
双 子 00 年 10 日	研修」を開講 「工業明法学園学長選表入業担和」の英語、栄養の伝表教職長
平成 26 年 12 月	「千葉明徳学園学長選考会議規程」の新設。従来の短大教職員
	による「学長選挙」から、理事会と教授会との合議により学長
亚比 07 年 1 日	を選考することに変更
平成 27 年 1 月	千葉県の「離職者等再就職訓練(保育士養成コース)」の受託
平成 27 年 4 月	上記保育士養成コースの20名(「訓練生」)が入学
亚子 07 左 0 日	以降令和2年度まで毎年入学者あり
平成 27 年 9 月	「千葉市子育て支援員研修事業」「基本研修業務」「現任研修
亚子 00 左 10 日	業務」を受託し開講。以降毎年2~3回ずつ実施
平成 28 年 12 月	千葉市と連携し「保育実践者のための研修サバティカル」実
亚子 00 左 0 日	施、以降毎年実施
平成 29 年 3 月	財団法人短期大学基準協会による「平成28年度第三者評価」の
亚子 00 左 4 日	結果、適格の認定を受ける
平成 29 年 4 月	「育ちあいのひろば たいむ」で「まんぷくカフェ」を開始
	「千葉市と植草学園短期大学、千葉経済大学短期大学部との相
	互連携に関する協定」に基づく3ヵ年の活動を総括し、次の3
双尺 20 年 2 日	年間に向けて「千葉市の保育の質向上に向けた提言」を表明
平成30年8月	千葉市・市原市にキャンパスのある 11 大学・短期大学によって、「たば充党党連携プラットファイン 記立し気抵連携協会
	て、「ちば産学官連携プラットフォーム」設立と包括連携協定
Afr. 0 / T. 4 D	の締結
令和2年4月	定員(厚生労働省「指定保育士養成施設」定員含む)を 150 名
	から 120 名に変更

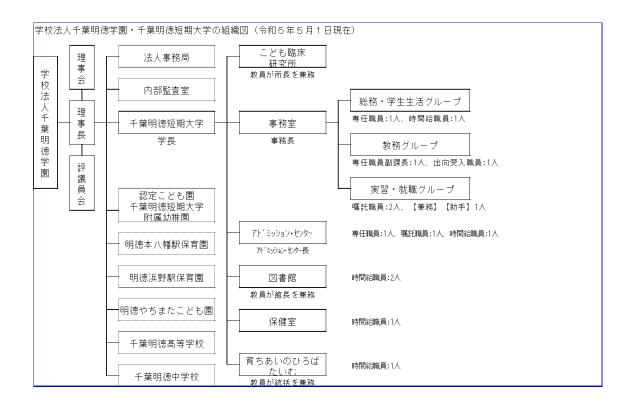
(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在 籍者数
- 令和5(2023)年5月1日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
千葉明徳高等学校	千葉市中央区南生実町 1412	400	1200	1076
千葉明徳中学校	II.	120	360	229
認定こども園千葉 明徳短期大学附属 幼稚園	II	105	315	298
明徳本八幡駅保育 園	市川市八幡 2-11-2	_	45	44
明徳浜野駅保育園	千葉市中央区村田町 668-2	_	36	40
明徳やちまたこど も園	八街市八街ほ 559-2	55	75	78

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 学校法人千葉明徳学園・千葉明徳短期大学の組織図
- 令和5(2023)年5月1日現在

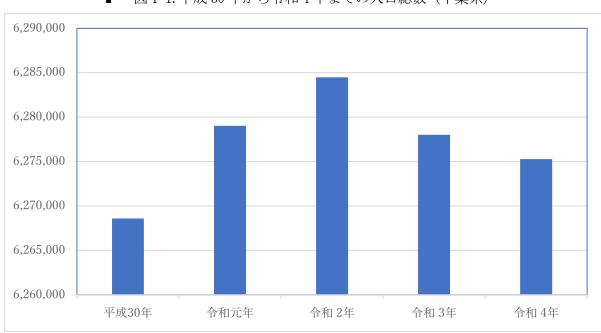


- (4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ
 - 立地地域の人口動態(短期大学の立地する周辺地域の趨勢)

千葉県常住人口調査報告書によると、令和4年5月1日現在の本県の人口は6,274,322人で、前年人口の6,283,521人に比べ9,199人、率にして0.15%減少した。

千葉県の人口は、大正9年10月1日現在(国勢調査)1,336,155人で、その後増加を続け、昭和49年11月1日現在では400万人を超えて、4,002,808人となった。さらに、昭和58年10月1日現在では500万人を超え5,002,542人となり、平成14年9月17日に600万人を突破した。平成23年に初めて減少に転じ、平成25年まで3年連続で減少した。平成26年から再び増加に転じ、以降は令和2年まで7年連続で増加したが、令和3年からは、再び減少に転じている。

また、令和 2 年国勢調査実施時の本県の人口は、6,284,480 人(全国 6 位)で前回調査の平成 27 年と比べ、61,814 人、1.0%増加している。



■ 図 1-1. 平成 30 年から令和 4 年までの人口総数 (千葉県)

■ 表 1-2. 千葉県人口動態の増減

年	人口			過去:	1 年間
	総数	男	女	増減数	増減率
平成 30 年	6, 268, 585	3, 115, 916	3, 152, 669	12, 709	0. 20
令和元年	6, 279, 026	3, 120, 150	3, 158, 876	10, 441	0. 17
令和2年	6, 284, 480	3, 117, 987	3, 166, 493	5, 454	0.09
令和3年	6, 278, 007	3, 112, 978	3, 165, 029	▲ 6, 473	▲ 0. 10
令和 4年	6, 275, 278	3, 109, 278	3, 166, 000	▲ 2, 729	▲ 0. 04

■ (参照) 千葉県毎月常住人口調査 各年10月1日現在

学生の入学動向:学生の出身地別人数及び割合(下表)

	地域	(20	は30 18) 度	令和元 年	(2019) 度	(20	和 2 (20) ·度	(20	和 3 21) 度	(20	和 4 (22) 度
		人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
千	葉県全域	112	96. 6	97	98. 0	115	95. 8	121	97. 6	111	90. 2
	千葉地区	35	30. 2	23	23. 2	36	30. 0	41	33. 1	32	26. 0
	葛南地区	15	12. 9	17	17. 2	24	20.0	14	11.3	13	10.6
	東葛地区	2	1.7	1	1.0	1	0.8	3	2. 4		
	印旛地区	16	13.8	14	14. 1	13	10.8	13	10.5	14	11. 4
	東総地区	1	0.9	6	6.1	4	3.3	2	1.6	5	4. 1
	山武地区	6	5. 2	8	8.1	12	10.0	11	8.9	8	6. 5
	長生・夷隅 地区	7	6.0	13	13. 1	8	6. 7	0	0	5	4. 1
	安房地区	3	2.6	1	1.0	0	0	0	0	2	1.6
	内房地区	27	23. 3	14	14. 1	17	14. 2	37	29.8	32	26. 0
そ	の他 (県外)	4	3.4	2	2.0	5	4.2	3	2. 4	12	9.8
	北海道			1	1.0	1	0.8				
	秋田県									1	0.8
	山形県	1	0.9	1	1.0	1	0.8			2	1.6
	茨城県	1	0.9			2	1.7	2	1.6	6	4.9
	東京都							1	0.8		
	神奈川県									1	0.8
	新潟県					1	0.8				
	長野県	1	0.9								
	静岡県	1	0.9								
	滋賀県									1	0.8
	中国									1	0.8
	合 計	98	100	116	100	99	100	120	100	123	100

※地域分類

千葉地区:千葉市中央区・花見川区・稲毛区・若葉区・美浜区・緑区 葛南地区:市川市、船橋市、松戸市、習志野市、八千代市、浦安市

東葛地区:野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市

印旛地区:成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、印旛郡

東総地区:銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、香取郡 山武地区:東金市、山武市、大網白里市、山武郡

長生・夷隅地区:茂原市、勝浦市、いすみ市、長生郡、夷隅郡

安房地区:館山市、鴨川市、南房総市、安房郡

内房地区: 木更津市、市原市、君津市、富津市、袖ケ浦市

■ 地域社会のニーズ

近年、幼稚園から認定こども園への移行が増えてきており、求人件数にもそれが表れている。このことにより、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を有する「保育教諭」が求められるようになり、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を取得する必要性が益々高まっている。なお、本学の過去5年間の求人状況は下表のとおりである。

	幼稚園	保育所	認定こども 園	認可外保育 施設等	福祉施設
平成 30 年	218	444	126	170	65
令和元年	226	445	140	159	71
令和2年	211	444	165	184	71
令和3年	194	431	163	166	79
令和4年	180	388	163	164	71

■ 表 1-5. 過去 5 年間の求人状況

平成21年度から施行された教員免許更新制に対しては、平成24年から、必修領域・選択領域(平成28年からは「必修」「選択必修」「選択」の3領域となっている。)を合わせて、30時間分の講習を毎年8月に開催している。平成30年からは、10月~12月の日曜日を利用し、更に30時間分の講習を開催している。

平成30年の受講人数は、8月(夏季):98名、10月~(秋季):91名、令和元年の受講人数は、8月(夏季):76名、10月~(秋季):93名となっているが、令和2年については、新型コロナウイルス感染症の流行により、夏季、秋季とも開催を見送っている。翌令和3年夏季については、コロナ禍の中2年ぶりに開催したが、28名の参加にとどまり、秋季は実施を見送っている。その後は、周知のとおり、教員免許状更新講習の制度自体が廃止となっており、最終的な、本学の累計受講人数は810名となった。

■ 地域社会の産業の状況

工業:令和2年における従業者4人以上の事業所の製造品出荷額等は12兆5,183億円と、全国第8位を占めており、また、事業所数は4,753事業所、従業者数は208,486人となっている。これら工業の主要業種は、石油、化学、鉄鋼、食料であり、令和2年の製造品出荷額等の構成比でも石油22.8%、化学17.6%、鉄鋼13.0%、食料13.0%と、この4業種で全体の66.4%を占めている。(2020年工業統計調査)

商業:令和3年における本県の卸売業と小売業の事業所数は42,852店、従業者数は437,479人、年間販売額は13兆6,273億円となっている。地域別では、千葉市、市川市、船橋市、松戸市、柏市の5市で全体の事業所数の41.7%、年間販売額では59.4%を占めている。(令和3年経済センサス-活動調査)

農業:温暖な気候と豊かな大地に恵まれた千葉県は、全国有数の農業県であり、令和3年の農業産出額は3,471億円と全国第6位となっている。また、だいこん、日本なし、さやいんげん、らっかせい等、全国第1位の品目もあり、野菜類、畜産等が全国上位に位置している。(令和3年生産農業所得統計)

水産業:周囲に内湾性と外洋性の海域を有し、変化に富んだ豊かな漁場となっていることから、さまざまな魚介類が水揚げされている。令和3年における県内の海面漁業総生産量は105,505トンで全国7位となっている。また、ぶり類、すずき類、このしろ等の生産量は全国でも上位を占めており、全国有数の水産県である。(令和3年漁業・養殖業生産統計)

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(図 1-3. 千葉市役所ホームページ「千葉市のプロフィール」より引用)

<千葉市の位置>

千葉市は、東経 140 度 7 分、北緯 35 度 36 分に位置し、千葉県のほぼ中央部にあたり、首都東京まで約 40km の地点にあり、県内幹線道路及び JR・私鉄などの鉄道の起点として、さらに情報通信網の起終点として、県都にふさわしい要衝の地にある。

<千葉市の構成と面積>

千葉市は中央区・花見川区・稲毛区・若葉区・緑区・美浜区の 6 区からなり、面積は 271.78 平方キロメートル(令和 2 年 10 月 1 日現在)。気候は温暖で、令和 4 年の年間平均気温は 16.7 度、年間降水量は 1427.5mm となっている。

また、千葉市の地形は、緑豊かな下総台地の平坦地におおわれ、その一部は、東京湾に接しており、温暖な気候と肥沃な土地、豊かな緑と水辺など自然環境に大変恵まれている。

- (5) 課題等に対する向上・充実の状況 以下の①~④は事項ごとに記述してください。
- 1 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項 への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項(向上·充実のための課題)

基準Ⅲ 教育資源と財的資源 [テーマ A 人的資源] ○FD 活動については、教育実践に関する協議等を実施しているものの、規程が定められていないので、規程化を進め、組織的に運用することが望ましい。

(b) 対策

平成29年4月1日付で「各種委員会規程」を新設。教授会の下部組織として、FD委員会を位置付け、組織的な運用を開始した。また、同日に「SD委員会規程」を廃止し、新たに「FD・SD委員会規程」を制定した。このことにより、FDだけでなく、教職員全員を対象とするFD・SDに関しても規程に基づいた運用を開始した。

(c) 成果

FD 委員が中心となり、SD 研修とも連携しながら年間計画を策定し、計画的に実施を行っている。

2 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。 該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項

- ・シラバス掲載内容の充実を図る。
- ・卒業生サポートの充実を図る。

(b) 対策

- ・シラバスに、「教育課程<学びと育ち>としたカリキュラム・マップと科目のナンバリング、科目ごとに「評価方法」の項目を掲載した。
- ・卒業生の就業先への定期的なアンケート実施に加え、就職先の園との「保育内容説明会」にて教員との懇談会を実施し、卒業生の状況やサポート、養成校に求められること等、丁寧なヒアリングを行っている。

/ \	\bot
(c)	成果
(0)	μ_{N}

3 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応(「早急に改善を要すると判断される事項」)
なし
(b) 改善後の状況等

4 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為(変更)認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

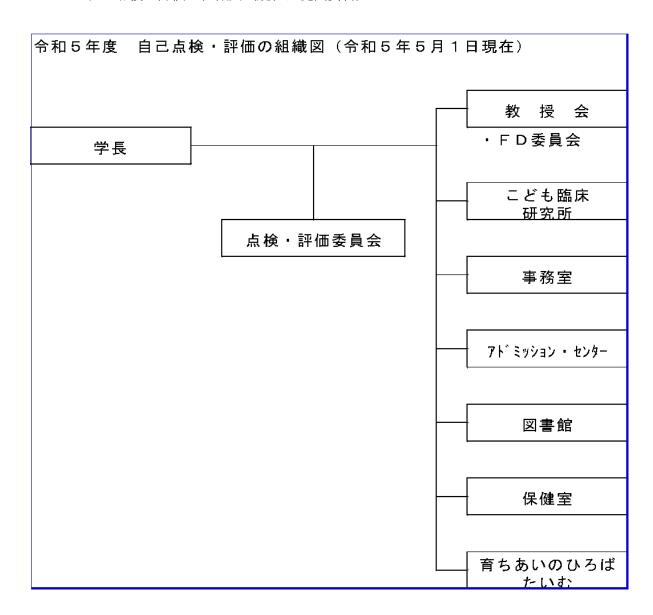
(a) 指摘事項	
なし	
(b) 履行状況	

- (6) 公的資金の適正管理の状況(令和4(2022)年度)
 - 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください(公的研究費補助金 取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など)。

公的研究費の不正使用を防止し、適正かつ効率的な研究費の管理・監査を行うため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」(平成 26 年 2 月改正)に合わせ、「千葉明徳短期大学 公的研究費の管理に関する規程」、「千葉明徳短期大学科学研究費補助金事務取扱規程」、及び「千葉明徳短期大学における公的研究費の不正防止計画」を改訂している。

また、平成 29 年度において、「千葉明徳短期大学 研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を定め、研究活動上の不正行為防止のためのコンプライアンス委員会を設置するとともに、研究活動上の不正行為等の疑いが生じた場合の調査体制を整備した。令和 3 年 11 月、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく取組状況に係るチェックリスト(令和 3 年度版)」を提出したところ、「不正行為の定義」及び「不正行為の認定」に不備があると文部科学省人材政策課研究公正推進室より指摘を受けた。これを受けて、「千葉明徳短期大学 研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」に上記の不備を補完する項目を追加し、令和 4 年 9 月に改訂している。

- 2. 自己点検・評価の組織と活動
 - 自己点検・評価委員会(担当者、構成員)
 - (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) ALO 担当教員
 - (4) FD 委員会の委員
 - (5) 事務長
 - (6) その他、学長の定めた各部門の長:アドミッション・センター長、こども臨床研究 所所長
 - 自己点検・評価の組織図(規程は提出資料)



■ 組織が機能していることの記述(根拠を基に)

推進組織の長である学長、ALO、事務長を中心に、計画を立て、それに従って各担当者への依頼や指示を行った。教授会後には、FD委員を中心とした教員の会議で、進捗状況の報告やレクチャーを行い、周知や理解に努めるようにした。その他にも、小さな組織であるため、作業や検討会などは、定期的かつ柔軟に開いている。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録(自己点検・評価を行った令和 4 (2022) 年度を中心に)

■ 年月日	活動内容	その他
令和4年6月27日	新年度の自己点検・評価の	FD・SD 合同会議
节和4年0月21日	お中度の自己点候・計画の 方向性の検討①	「D・SD ロド云戦 有機的な教職員の連携と組織運営に向けて
令和4年7月8日	新年度の自己点検・評価の	前期授業アンケートについて
7和4年1月6日	お午及の自己点候・評価の 方向性の検討②	
令和4年8月5日		授業相互見学会について
7和4年8月3日	自己点検実施に向けた情報 共有①	授耒相互兄子云に"ノいく
△和4年0月月日	共有① 日己点検 R4 年度前期の自	新型的では使可能な美代技のま N 七に
令和4年9月5日		循環的で持続可能な養成校のあり方に
△£n 4 /⊏ 11 □ □ □	己点検	ついて
令和4年11月5日	自己点検実施に向けた情報 共有②	12月のFD会議に向けて
Δ£π 4 /π 10 □ 00	7 117 0	9 2 11 1 2 0 日本1
令和4年12月23	自己点検実施に向けた情報	3ポリシーの見直し (本羽み)と見るてお道理順 いけば
日 入手D 5 左 1 日 1 4 日	共有③	実習から見える指導課題と体制
令和5年1月14日	自己点検実施に向けた分担	後期授業アンケートについて
A THE TO D A P	の確認	今後のFDについて
令和5年2月6日	自己点検・評価報告書の原	わくわく体験研修について
^	稿第1回目締切	入試募集について
令和5年3月3日	自己点検・評価報告書の取	第三者評価に向けた報告書確認
A = 1	りまと及び確認①	
令和5年3月8日	自己点検・評価報告書の取	
	りまと及び確認②	
令和5年3月23日	自己点検評価・報告書の現	
	行第2回目締切	
令和5年4月1日	自己点検・評価報告書の取	
	りまとめ及び確認③	
令和5年4月28日	自己点検・評価報告書の取	R5 年度 FD 活動計画
	りまとめ及び確認④	
令和5年5月15日	自己点検・評価報告書の取	
	りまとめ及び確認⑤	
令和5年6月5日	自己点検・評価報告書の取	前期中間授業評価アンケートの実施に
	りまとめ及び確認⑥	ついて
令和5年6月12日	自己点検・評価報告書の完	
	成	

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

様式 5-基準 I

「テーマ 基準 I-A 建学の精神]

<根拠資料>

提出資料 1 2022 年度学生便覧

2 ウェブサイト[大学案内][基本理念・教育理念]

備付資料 1 月歩学歩

2 学園ニュース

- 3 ちば産学官連携プラットフォーム設立に関する包括協定書
- 4 千葉市と植草学園短期大学、千葉経済大学短期大学部及び千葉明徳短期 大学との相互連携に関する協定
- 5 千葉市の保育の質向上に向けた提言

[区分 基準 I-A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I -A-1 の現状>

本学園に関係する中学校、高等学校、短期大学、幼稚園、保育所、こども園すべての名称には「明徳」の名が冠されている。この「明徳」という言葉は、中国の古典「大学」の「大学之道、在明明徳、在新民、在止於至善」(大学の道は、明徳を明らかにするにあり、民を新たにするにあり、至善にとどまるにあり)に由来する。大意は、「大学」つまり、社会の指導的立場にある者が修めるべき、実利のための学問ではない、世のため、人のための学問の道とは、「明徳」すなわち、人間が生まれながらに持っているはずの優れた性質つまり人間性を引き出して輝かせ、それによって周囲の人々をも感化し、その最高に徳性を輝かせた状態から離れないことにある、というものである。

この「明徳」に込められた本学の建学の理念とは、実利の学としての小学に止まらず、 自らの徳性を輝かせるべく大学の道を求め、社会に貢献していく有為の人材を育成するこ とにある。また、「大学」においては、「明徳」を明らかにするには、究極的には、「先 致其知」(先ずその知を致す)、つまり社会の物事をすべて誤りなく把握することができ るように自らの知性を極めることが必要であるとされている。磨き上げられた鏡のごとく、 あらゆる物事を誤りなく捉えることのできる知性、それは同時に己の姿をも誤りなく映し、 その心と行いを正しく保つことを可能にする。自らの人間性、徳性を輝かせるために、自 らを厳しく律し、その知性を曇りなく磨き上げていくことも当然に、本学の精神の内容を なすものである。

この建学の精神は、子どもの主体的な活動とそこでの経験等を大切にする保育観にも通じ、同時に保育の志を有する学生の自己成長の姿にも重なる思想である。

教育基本法は、第1条で「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」と定めている。本学園の建学の精神は、実利の学としての「小学」に止まらず、自らの徳性を輝かせるべく「大学」の道を求め、社会に貢献していく有為の人材を育成することを謳っており、教育基本法の目途とする公共性を有している。

また、私立学校法では、第1条で「私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。」と謳っており、本学園でも建学の精神を踏まえた「教育の目的」や「保育創造学科」の「創造」の理念を定義し、教育を遂行して、健全な発展を遂げていることから公共性を有しているといえる。

こうした本学の精神は、毎年入学式に学園理事長より表明されている。列席の新入生、その保護者等はそこでその内容を共有することになる。その後、短大広報誌「月歩学歩」 (備付-1) (就職・実習に関係する園や本学退職者及び学生の家庭に1部ずつ配付される) 誌上においても「理事長挨拶」として要約文を掲載している。さらに、入学時のオリエンテーション (教務ガイダンスを含む) 等を通じ、学生に伝える努力をしている。また、その内容は毎年配付される「学生便覧」 (提出-1) にも掲載されている。

これに加え、毎年6月29日の学園記念日にあわせて学祖への献花式が施行され、学生たちに繰り返し建学の精神を説明する機会となっている。この時期には、建学を振り返る文書も学内に掲示されている。教職員に対しても、この献花式は、日々学祖の精神をしっかりと受け止めた教育実践に取り組んでいるかどうか、自省する機会となっている。従前は献花式を本学園内の幼稚園、保育所、中学校、高等学校、短期大学の幼児・生徒・学生が、体育館に集合して行なってきたが、新型コロナウイルス感染症対策のため規模を縮小して行なった。

その他、教職員には、学園内広報誌「学園ニュース」(備付-2)や理事長からの学園の 方向性を語る啓発文書等を通じて、千葉明徳学園の教育構想の根底にしっかりと建学の精神・理念が流れていることが繰り返し伝えられており、学内で共有されている。

また、本学のホームページの大学案内(提出-2)の中にも、本学園の建学の精神及び本学の教育目的や沿革、保育創造学科の教育目標等を掲載し、学内だけでなく学外に対しても表明している。

[区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放(リカレント教育を含む)等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業(等)、教育機関及び文化団体等と協定を締結する など連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I-A-2 の現状>

本学では、地域の保育・福祉実践者との交流・連携を推進することを目的とした「こども臨床研究所」があり、具体的な実施事項として、主に以下のように7つの連携事業を展開している。

1) 子育て支援「育ちあいの広場 たいむ」

保育者養成校としての本学の特性を活かした「子育て支援」の地域貢献事業として、「育ちあいの広場 たいむ」がある。本学の施設を利用して、子育て中の保護者に「ほっと」一息つける場所を提供できるようにしている。スタッフは開室当初から保育者としての経験のある卒業生をリカレント教育として採用しており、数年の経験を経た後、保育現場に復帰している。

令和4年度は、コロナ対策も行いながら、毎週火曜、隔週で木曜に9:30~11:30 に未就園児4組までとし、開室した。9月以降は、保護者からのもっと参加したいという声に答えるため、毎週火曜日の他に木曜日も開室する週を設けたり、一回に参加可能な組数を8組まで増やしたりした。また、インスタグラム上にたいむの活動を載せ、活動をみて関心のある人がスムーズに予約URLから予約ができるようにしている。学内の図書館も絵本の冊数が多く綺麗な状態ということから、たいむ利用者に大変好評で、子育て家庭が積極的に利用している。

2) 公開講座「めいトーク」

地域・社会に向けた公開講座として、千葉県内の保育、福祉関係者を対象とした公開 講座「めいトーク」を年に一度実施している。本講座は令和4年度で20回目となり、令和2、3年はコロナ禍での開催となったため、本学の卒業生に限定して実施した。

日時: 令和4年7月3日(日) 13:00~16:15

内容:第1部「保育の質の向上を考える」明徳土気こども園の実践から

第2部「参加者によるグループディスカッションと共有」

参加者:47 名

「保育の質の向上を考える」と題し、令和3年度に系列園である明徳土気こども園がソニー幼児教育支援プログラムの保育実践論文に応募し、優秀園となった「科学する心を育てる」というテーマの実践報告をメインプログラムとした。この実践報告は、コロナ禍においても保育の質の改善の歩みを止めることなく進めてきた明徳土気こども園の様々な取り組みの一つであり、日常の保育のエピソードを考察することが出発点となっている。

そして後半は、この発表を受けて、参加者の所属する各園において、保育の質向上につながっている実践や、その中での課題などについて共有するグループディスカッションの時間を設けた。はじめこそ、何から話したらよいのか…という雰囲気があったが、すぐに、明徳土気こども園の実践のその後への質問が出たり、各園での取り組みや課題が共有されたりして、予定していた30分を少し延長した。

グループで話し合われた内容を、順に発表し、負担に思われがちな記録を「楽しむ」という視点や、保育者同士で共に実践を振り返る機会の大切さを感じていることが共有された。一方で、話し合う時間確保の困難さや、ICT を導入したがうまく生かし切れていないことなどの課題も見えきた。

参加者からは、明徳土気こども園の実践報告から「子どもの声を聴く」ことの大切さを改めて認識したという感想や、様々な園の先生方の話を聞くことができ、自分の園でもぜひ活かしていきたいという前向きなご意見を多数あった。

最後に、今回は系列園からの参加も多く、実際に話してみると、お互いの実践からの 発見もたくさんあった。コロナ禍においてかなわなかった系列園同士の交流の場を設け、 短大も共に参加させて頂きながら明徳の保育を磨き合う場を作っていく意義を、改めて感 じた会となった。

表 I-A-2-1. 公開講座「めいトーク保育講座」の過去の実施内容

	プログラム構成	講演者とそのテーマ	参加者
2003年	【1日日】 シンポジウム(午前) 選択講席(午後) 【2日日】 特別講演 (午前) 選択講座 (午後)	「保育とコミュニケーション」 (2日間) シンパジウム: 保育におけるコミュニケーションを考える 第1部 関と保護者のコミュニケーション (折口間・開傷陽子・佐伯陽子・石川キヨ子) 第3部 関と保護者のコミュニケーション (折口間・開傷陽子・佐伯陽子・石川キヨ子) 第3部 保育におけるコミュニケーション (岸井慶子) 特別講演会 (絵本作家: 村上康成) 選択講座 音とリズムで遊ぼう (土田) 表現と楽しむ (荒松) 現及保育を高あう (影片) 統合保育を語るう (以林) からだを作る遊び (松原) 作って楽しむ遊び (丹野) 保育相談(佐伯・金) 子育で表現を語ろう (甲斐・石川)	講座59名
2004年	講演(午前) 分科会 7 講座 特別講座 1講座 ビアノコンサート(午後)	「一人ひとりを大切にする保育を考える」 講演 「保育は芸術なり」 青木久子 分科会 「さまざまな家族」を考える (池田祥子) 「保育における個別の配慮」 (金英珠) 「育ち 再考」 (籐光夫・佐伯一弥) 「遊びの創造」 (売松礼) 「子どもの病気への対応」 (田磯ますみ) 「からだを作る遊び」 (松原一夫) 特別講座「保育の志と共に歩む」 (帰山俊二)	80名
2005年	基調講演 分科会(トーク・実技) コンサート	「保育を見つめ直す視点」	
2006年	基調講演(午前) 分科会(トーク・実技) コンサート	基調講演 「保育の多様化と混迷する時代」〜何を大切に実践するか〜 柴崎正行 分科会 「幼児―人ひとりが育つ実践研究」 船橋市健伸幼稚園の実践 「地域に根ざし、保護者に信頼される保育園作りを目指して」 みつわ台保育園の実践 「身近な素材を利用した腕人形作り」 (丹野禧子) 「リズムダンス創作法」 (策松礼乃) 「保育事例を持ち寄ろう」 (金 奨珠) コンサート 「サクソフォーンの魅力」 (雲井雅人・小松 勉)	127名
2007年	基調講演(午前) 分料会 コンサート	育ちをつなぎ 育ち合う 基調講演 「育ちをつなぐもの」 岸井慶子 分科会 「共に育ち合う保育実践を求めて〜5年目以上の保育実践からみえてくるもの」 (卒業生3名:帰山・金) 「保育に自分らしさを求めて」 (卒業生3名:片川・副島) 「ナニヌネの動物作り」 (深谷・丹野) 「音と動きを楽しもう」 (深谷・地谷) コンサート 「中国音楽の貼カーニ別と中国古事の響き」 (張勇・蘇宇虹・小松勤)	
2008年	基調講演 (午前) 分料会 (午後) コンサート (午後)	育ちをつなぎ 育ち合う	125名
2009年	基調講演 (午前) ミニシンポジウム (午後) 分科会 (午後) ミニコンサート (午後) 交流会 (~19:00) サロンにて	基調講演 「北欧の保育から学ぶもの」	
2010年	I部 (午前) 保育実践紹介と考察 II部 分料会 (午後) コンサート 交流会	保育実践の交流と研究〜子ども、保育者が共に育ち合う〜 「部 ① た意・四街道地域での保育実践(佐倉城南幼稚園) 話題提供:帰山俊二 ② た意、四街道地域での保育実践(清水保育園) 話題提供:服 光夫 「佐倉城南幼稚園の実践で育つ子どもと保育者」(話題提供:管原順子) 「清水保育園の実践で育つ子どもと保育者」(話題提供:で選集子) 「清水保育園の実践で育つ子どもと保育者」(話題提供: 校山百合) 「海保育者として歩み始めた思いを語ってみよう」(話題提供: 秋山百合) 「経験から見えてくること・思うこと」(話題提供: 秋山百合) 「経験から見えてくること・思うこと」(「話題提供: 本李・矢部۶乃) 「保育実践の蓄積から見えてきた。」 (話題提供: 種原子・音澤俊江・奥山裕美・小川みゆき) 「ものづくりの楽しさ」(丹野・深谷) ギターコンサート (明石規)	
2011年	I部 話題提供 (午前) II部 分料会 (午後) ミニコンサート (午後) 交流会 (終了後)	共に育ち合うということ 〜保育現場と育ちを共有する試み〜 I部 「自らの学びと育ちの見直し」 「幼稚園の部】話題提供4名【保育園の部】話題提供3名【施設の部】話題提供4名 II部 分科会 「保育者として歩み始めて」 (話題提供:高岡・八木下) コーディネーター:池谷 「保育実践を語るう」 (話題提供:木村・剱田) コーディネーター:池谷 「常育会の関係の継続」〜オーブン・ゼミ〜 (31回生) コーディネーター:佐伯 「保育者を育て、保育を支える」〜園長、主任の語り合い〜 (話題提供:佐藤・小川) 箙 「遊び図部 表現マップを持って遊んでみようか」 コーディネーター:深谷 「からだをみつめる時間」 コーディネーター:田中奏 ミニコンサート 「日本の叙情」 (菅谷 君夫・平川 加恵)	57名

	1		
2012年	I部 話題提供 (午前) 保育園の部、幼稚園の部、施設の部 11部 分科会 (午後)	共に育ち合うということ〜保育現場と育ちを共有する試み〜 I部 【幼稚園の部】 健伸幼稚園 (副園長青山先生・7年目木村藍・3年目有谷実里) 【保育園の部】 明徳土気保育園 (園長 北村先生・11年目花井・7年目龍・6年目初芝) 【施設の部】でい・まさご(施設長 濱本先生、町井)わかば園 (4年目 秋本) II部 分科会 A:「保育者として歩み始めた思いを語ってみよう」(1.2年目) (話題提供:3名) B:「経験から見えてくること・思うこと」(6・7年) (話題提供:2名) C:「子育で支援の新たなカタチを模索する」(話題提供:3名) D:「保育者を育て、保育を支える」(園長・主任の語り合い) (話題提供:2名) E:「お話の時間についてもつ一度」(担当:深谷) F:「からだをみつめる時間」(担当:田中)	59名
2013年	【保育の部】 公開保育→分科会→講評(青 木久子) 【施設の部】 全大会→対談→話題提供→協 議	実践に学び、実践で育つ 【保育の部】公開保育 千葉明徳短期大学附属幼稚園にて 分料会 ①「子どもの育ちがより豊かになるために〜保育の室の向上〜」 ②「子ども一人ひとりの育ちを理解するための家庭との連携について」 ③「見守る援助とは。その実践の難しさ」 ④「今ある環境を実践に生かすために」 ⑤「空園児と保護者と、共に生活を作り出せるような場所になるために、今日の保育をどう展開するか」 講評 青木久子 【施設の部】全体会 対談 施設長 × 加藤次郎	70名
2014年	公開保育 附属幼稚園(午前) 分科会 【保育】 【児童発達支援】 全体分科会報告会 全体請演	現場で学び続ける〜協同と継続〜 公開保育 千葉明徳短期大学附属幼稚園にて(午前) 分料会(午後) 全体分料報告会(午後) 全体清瀬 青木久子	67名
	基調講演 (午前) 対談 (午後) コンサート (午後)	基調講演① 「今だからこそ"遊び"を考える〜子どもの遊びを保障する保育実践とは〜」 青木久子 基調講演② 「遊び体験の人間形成的意義〜子どものアンピパレンツ体験〜」 小川博久 対談 青木久子 × 小川博久 ギターコンサート 明石現	105名
2015年	話題提供 話題提供 ラウンドディスカッション (保育・児童発達支援)	【第2回】「実践を語ろう〜拡大実践研修会〜」 話題提供! 「家族目線の介護」 (岡崎大吾) 話題提供!! 「子どもと"共に育つ"こと〜障碍児との出会いに導かれて〜」(佐藤嘉代子) ラウンドディスカッション 保育分科会・・・コーディネーター:片川 児童発達支援・・・コーディネーター:加藤	17名
	話題提供I 話題提供II 話題提供III 討論会	【第3回】千葉で考える、子どもの貧困と人権 話題提供! 「子どもの貧困と現状を考える」 (山野良一) 話題提供!! 「虐待と非行」 (金子重紀) 話題提供!!! 「ささやかな学習支援の試み」 (安恒克則) 討論会 山野 × 金子 × 安恒	27名
2016年	基調講演 分科会 全体分科会報告会	「保育における表現を問う」 基調講演 「一緒に表現する活動を考える 〜共同性の根幹にあるもの〜」 分科会 「土粘土は子どもにとってなぜいいの?」(深谷) 「子どもの声を聴くこと、共に表現すること」(古山) 「共に動く身体、動きを捉える目」(田中)「遊びの共同性〜わらべうた遊びの意義〜」(岩田遵子・由田)	57名
2017年	基調講演 対談	「響き合う保育とアート」 基調講演 「幼稚園教育要領と保育所保育指針の改訂から」 汐見稔幸(白梅学園大学学長・白梅学園短期大学学長) 対談 「子どもの表現 明徳『あそぼうカー』の実践から」 汐見稔幸(白梅学園大学学長・白梅学園短期大学学長)深谷ベルタ(本学教授)	199名
2018年	講演 対談	新しい指針・要領と保育実践をつなぐ 講演 増田まゆみ先生(元東京家政大学教授) 対談 認定こども関あかみ幼稚園の実践から考える 増田まゆみ・中山昌樹(理事長)	88名
2019年	講演 ワークショップ	子どもの表現と育ち 〜生活から生まれる造形表現〜 講演 磯部錦司先生(椙山女学園大学 教授) ワークショップ クレヨンと新聞紙で遊ぶ	40名
2020年	座談会	卒業生に限定した公開講座 (コロナ感染により) 卒業1-3年目までに限る座談会 ・保育・福祉の現場での実践についての座談会 保育者1年目・2年目・3年目・福祉の4つの分科会	17名
2021年	座談会 ワークショップ	卒業生に限定した公開講座(コロナ感染により) 卒業10年目(41-50期)に限る分料会とワークショップ 第1部 保育と福祉の現場での実践についての座談会(4分科会) 第2部 造形ワークショップ(深谷ベルタ)	22名
2022年	研究発表 ディスカッション	「保育の質の向上を考える」 第1部「保育の質の向上を考える」明徳土気こども園の実践から 第2部「参加者によるグループディスカッションと共有」	47名

3) 教員免許更新講習

本事業は、幼稚園教諭免許状保有者のみを対象とした教員免許更新講習(文部科学省認定)の研修事業である。平成21年度の予備講習から実施し、少しずつ規模を拡大し【領域:必修】「幼稚園教育の最新事情」6時間、【領域:選択必修】「幼稚園を巡る近年の状況の変化について」6時間、【領域:選択】「教育内容の充実」18時間(6講座中3講座選択)を近年は年に2回開講していた。令和3年度は新型コロナウイルスの影響で、8月のみ開講したが、令和4年7月1日に本制度は廃止となったため、以降は実施していない。

1名(51回生)

4)保育·福祉実践研修会

本学卒業生を中心に幼稚園・保育所・保育実践者を対象とした「保育実践」の学び合い事業を開講している。本勉強会では、毎回、幼稚園・保育所・こども園等での保育実践に関するテーマを設定し、それぞれの保育現場での悩みや課題を出し合い、学び合う場を提供している。園外の保育実践者や研究者との学び合いを通じ、相互に新たな視点や刺激を与えあうことで、よりよい保育の創造につながることを期待して、平成25年度から継続して実施している。令和4年度より、福祉実践研修会が開催されている。

	日程	会場	テーマ	参加者
第1回	6/5(日)	短大	子どもとの関わり	4名(35-50 回生)
第2回	8/21(日)	短大	子ども同士のトラブル インクルーシブ保育	7名(46-50 回生)
第3回	11/19(土)	短大	母親が第二子妊娠中で気持ちが不安定な子 への対応	1名 (51 回生)

保育者同士の連携

表 I -A-2-2. <保育実践研修会>

表 I -A-2-3. <福祉実践研修会>

短大

 $2/25(\pm)$

第4回

	日程	会場	テーマ	参加者
第1回	6/5(日)	槙の木学	入所施設見学:共に食事をし生活す	5 名(35-50 回生)
	10:00-15:00	園	るということ	在学生 3 名
第2回	9/4(日) 10:00-12:00	短大	母校に帰って語ろう会	5名(42-48 回生)
第3回	12/3(土)	まあるい	通所施設見学:オリジナルカレンダ	コロナ感染症対策のため
	10:00-15:00	広場	一の作成	実施せず

5) 「あそぼうか~」プロジェクト

平成 25 年の秋より、千葉県内の幼稚園・保育所・子育て支援・福祉施設等に出向いて、 土粘土を始めとした遊びの機会を提供する事業を実施している。本事業では、専用車「あ そぼうカー」に約 300 kgの土粘土等素材を積み、依頼のあった保育現場に赴いて、3 歳以 上を対象とした遊びを展開している。また、平成 27 年度からは、「えのぐ遊び」「花紙 遊び」と提供するプログラムを増やし、様々な遊びを届ける「あそびのキャラバン構想」 へと展開している。

当初は依頼に対して、すべて無料で行ってきたが、依頼件数が増加し担当教職員の時間的な負担も増えたため、交通費及びプログラム参加人数に応じた粘土準備費として、参加人数30名までは3,000円/1回、31名~50名では5,000円/1回の料金を徴収すること

となった。

平成 28 年度からは担当教員のゼミの授業として扱うこととなり、在学生がこのプログラムに参加できるようになった。

「あそぼうか~」のプロジェクトは、当初から担当していた教員が令和元年度末を以て定年退職する予定であったことにともない、当年度は学内環境の整備に専念するため、平成30年度末で活動を一旦休止とした。令和2年度になり、これまでの担当教員が特任教授として一部の授業を継続して受け持つこととなったこと、更に新任教員が加わり同プロジェクトを担当することとなったため、活動を再開した。

令和3年度以降、コロナ禍での実施となったため、法人内のこども園に限定しての活動となっている。令和4年度は「素材で遊ぼう」というテーマのもと、竹や火を使って子どもたちと遊びを展開した。法人内のこども園での活動であるため、令和3年度以降、料金は徴収せず、短大と現場の連携の一つとして行っている。月に1回程度、継続的に同一園を訪れ、活動実施後には保育者との活動の振り返りを必ず行うように仕組みを整えたため、保育者の研修の機会も兼ねる場となっている。以下は、過去の実績である。

1X 1 K 2 4. <	ray Cla Ja	- 」 2013 午かり 2022 午よくり天順 /
実施年	実施回数	備考
平成 25 年	8	主に、土粘土
平成 26 年	20	
平成 27 年	39	
平成 28 年	41	
平成 29 年	31	
平成 30 年	37	
平成 31/令和元年	20	コロナ感染拡大により縮小
令和2年	25	主に系列園 打合せを含めると 50回
令和3年	23	
令和4年	18	

表 I -A-2-4. < 「あそぼうか~」 2013 年から 2022 年までの実績>

6)保育実践研究会

「保育実践研究会」は、千葉県民間保育振興会の主催による研究会である。同研究会では、保育者が提供する保育園現場の事例について、参加者が実践的に検討している。本事業として、本学が同研究会の会場を提供するとともに、本学教員も、同研究会に助言者として参加し、現場が抱える問題の解決に共に取り組んでいる。しかし、残念ながら令和2年度以降、コロナ禍で中止せざるをえなくなり、今後、再開を期待するところである。

7) 研修生制度

本学には以前より研修生の制度があったが、平成 25 年度から「保育臨床研修コース」として、新たなコースがスタートした。「幅広い知識を持ち、様々な角度から子どもを理解しようとし、子どもの生活および子どもとの生活のあり方を問い続ける姿勢を持つ保育者の育成」を目的としたものである。主に学科卒業1年目の者が園で働きながら夜間に学ぶことを中心としたコースである。学びのプログラムとして次のようなものを設定している。

- ①スクーリング(月 $2\sim4$ 回): 18:30 から 2 時間半程。事例に基づくディスカッションや論文や本を題材に議論する等、研修コーディネーターのもと、担当教員がかかわりながら、それぞれのテーマを掘り下げていく。最終的には、各自のテーマについて一年間学んだことをレポートにまとめ、発表する。
- ②保育臨床講座(土日祝):必要に応じて保育実践にかかわる方を外部よりお招きし、講習を行う。
- ③相互見学研修会(年5回):研修先の相互見学・交流のための研修園見学会。
- ④保育フィールドワーク:様々な保育施設見学・保育体験・交流会などを中心とした研修。宿泊型が多い。【北海道、沖縄、山形、和歌山等で実施】
- ⑤保育実践研修会(季毎の開催):保育者(主に卒業生)、教員が参加し保育実践事例の検討を行う。 研修生も本研修会に参加する。
- ⑥「めいと一く保育講座(本学の夏季保育講座)」「幼稚園教員免許更新講習」等外部向け講座への無償 参加(任意)。
- ⑦自主研修:適宜、短期大学図書館等の施設を自由に使用し、スクーリングの準備・振り返り他の自主的な活動を行う。研修コーディネーター・本学教員との相談なども積極的に行う。

実施の状況は次のとおりである。

表 I-A-2-5. 研修生制度実施状況

年度	人数	担当教員
平成 25 年度	6名	由田・金・片川
平成 26 年度	2名	由田・金・片川
平成 27 年度	6名	由田・金・片川
平成 28 年度	2名	由田・伊藤
平成 29 年度	実施せず	由田・伊藤
平成 30 年度	2名	由田・伊藤

令和元年度以降、希望者がいなかったこと、並びにコロナ禍の影響で、残念ながら実施できていない。

地域・社会の教育機関との連携としては、以下2点が挙げられる。

1) 「ちば産学官連携プラットフォーム」

「ちば産学官連携プラットフォーム」は、平成30年8月、地域内の複数の高等教育機関が連携し、行政や産業界と協働・共創することで、高等教育機関の「魅力」を高め、地域の課題解決力を高めることを目的に設立された(備付-3)。本学をはじめとする、千葉市、市原市に所在する計11大学・短期大学が参画し、5つの事業部会(・教育活動連携事業部会・学生募集連携事業部会・就職支援連携事業部会・生涯学習連携事業部会・地域支援連携事業部会)、各種ワーキンググループを設置し、産学官連携の取り組みを推進している。

本学が幹事校となっている「学生募集連携事業部」では、主に2点の活動を行なっている。

①高校訪問

学生募集連携事業部会の担当者を中心に、各高校とプラットフォーム各大学・短期大学とのさらなる高大連携や教育政策の促進について意見交換を行うことを目的とし、千葉市内の高校において共同で高校訪問を実施している。

名称	日程	会場	内容	参加者	
桜林高校 合同訪問	2022/8/31(月) 11:00-12:00	桜林高校	・各大学・短期大学から学校案内等 ・桜林高校進路指導部様から各大学・短期 大学へ質問 ・各大学・短期大学から桜林高校進路指導部 へ質問	・進路指導部の 先生方 (6名) ・プラットフォ ーム加盟校入試 担当者	
千葉聖心 高校 合同訪問	2022/10/19(水) 15:30-16:30	千葉聖心 高校	・各大学・短期大学から学校案内等 ・桜林高校進路指導部様から各大学・短期 大学へ質問 ・各大学・短期大学から桜林高校進路指導部 へ質問	・進路指導部長 ・プラットフォ ーム加盟校入試 担当者	

表 I -A-2-6. <合同高校訪問>

②合同進学ガイダンス、合同オープンキャンパス

千葉市内の大学・短期大学の魅力を知ってもらい、学生募集力の向上につなげていく ことが目的とし、プラットフォームに参画している千葉市内の大学・短大で、合同進学ガイダンス・合同オープンキャンパスを実施している。各校はブースを設置し、参加した高校生・保護者に対し個別相談に対応している。

表 I-A-2-7. <合同進学ガイダンス・合同オープンキャンパス>

名称	日程	会場	内容	備考
敬愛学園 高校ガイ ダンス	2022/3/16(水) 11:00-12:00	敬愛学園高校	・分野説明、学校案内 ・入試内容、対策方法等 ・進学費用、奨学金説明 ・今後の高校生活ですべきこと	ブース形式 の進学ガイ ダンス
幕張メッ セ会場ガ イダンス	2022/4/26(火) 14:30-18:30	幕張メッセ	・分野説明、学校案内 ・入試内容、対策方法等 ・進学費用、奨学金説明 ・今後の高校生活ですべきこと	ブース形式 の進学ガイ ダンス
桜林高校 ガイダン ス	2022/5/9(月) 13:30-15:00	TKP ガーデン シティ千葉	・分野説明、学校案内 ・入試内容、対策方法等 ・進学費用、奨学金説明 ・今後の高校生活ですべきこと	ブース形式 の進学ガイ ダンス
千葉黎明 高校ガイ ダンス	2022/11/9(水) 13:30-16:00	千葉黎明高校	・分野説明、学校案内 ・入試内容、対策方法等 ・進学費用、奨学金説明 ・今後の高校生活ですべきこと	ブース形式 の進学ガイ ダンス
合同オー プンキャ ンパス	2023/3/29(水) 10:00-13:00	千葉経済大学 短期大学部	・模擬授業 ・学校案内 ・入試内容、対策方法等 ・進学費用、奨学金説明 ・今後の高校生活ですべきこと	・学にのををしている。 ・学担模施。相一でと野業・個は式でのは式ででいる。 ・

他にも、「生涯学習連携事業部会」での「ちば学リレー講座」が上げられる。この講座は、「千葉(市)」を統一テーマにして、加盟校が様々な研究や話題についての講座をリレー形式で開講している。本学はその内の1回を担当しており、令和4年度は6月25日に、「千葉の遊び場 プレーパークについて考える」を担当している。

また、「こども子育て支援ワーキンググループ」において、令和3年に引き続き令和4年8月には「親子で夏を楽しむ ~水や自然を楽しむ15の遊び~」を本学の教員を中心とした「子育て支援プロジェクトチーム」が作成し、動画配信している。

https://www.youtube.com/watch?v=IooLkiS4xyM

2) 千葉市と三短大との相互連携

平成26年6月13日、千葉市と植草学園短期大学、千葉経済大学短期大学部及び本学は、子ども・子育て支援新制度の目指す「子どもの最善の利益」が保証される地域社会の実現のために、相互連携に関する協定(備付-4)を締結している。この協定は、保育人材の量的及び質的な充実を図ることにより、地域の子ども・子育て環境の向上に貢献することを目的とするものである。以来、主に研修内容・機会の充実による保育の量と質の向上に取り組んでいる。

更に、平成29年4月13日、本学を含めた上記3短期大学から、当時の熊谷千葉市長に「千葉市の保育の質向上に向けた提言」(備付-5)を提出している。その内容は、「保育者を元気にする」環境整備に向けた6項目を提言として取りまとめたもので、自動更新する協定の2期目の活動の中で具体化を進めてきた。

協定に基づいた取り組みとしては、・千葉市子育て支援員研修(基本研修・現任研修)、保育実践者のための研修サバティカル、潜在保育士・看護師再就職支援研修、千葉市保育士等キャリアアップ研修が挙げられる。

しかしながら、上記研修がこれまで以上に増加したため、本学中心の事務運営体制では限界がきており、新たな体制の構築が必要となった。また、千葉市内の保育士の質の向上に寄与するために保育士が自由に研修・相談できるよう独自の場所を確保すべく令和3年5月11日に「特定非営利活動法人千葉市保育者研修センターMANABI」を立ち上げた。上記三短期大学の理事長・学長がNPOの理事等を勤めている。本年度は、上記研修をNPO法人が実施したが、研修の形態・会場は、上記三短大の協力の下に開催された。

昨今で特筆すべき点としては、「令和2年度千葉市・大学等共同研究事業」に「千葉市 における外国人の乳幼児とその保育に関する実態」をテーマに参画したことである。本研 究では、千葉市における外国人乳幼児とその保育にかんする課題に対し、保育現場、行政、 研究者の連携のもとに対応していくことを目指して、以下の3点を目的とした調査を行っ た。

- ●千葉市におけるすべての外国人乳幼児数と、保育・幼児教育施設に在籍している外国人乳幼児の数を把握し、制度の中で保育・幼児教育を保障されている乳幼児がどれだけ存在するのか、また保育・幼児教育制度にかかわることなく育つ乳幼児がどれだけ存在するのかを明らかにし、そこから千葉市における外国人乳幼児の実態と、それに対して必要な施策を検討する。
- ●千葉市における保育・幼児教育施設における外国人乳幼児の保育の実態について、 園の保育環境や保育カリキュラム、外国人乳幼児の保育や、保育における困り感にか んする保育者の認識、保育者が必要としている支援を明らかにし、外国人乳幼児の保 育における課題と、必要な施策について検討する。
- ●保育・幼児教育施設を利用している外国人乳幼児の保護者が、子育てや施設利用について感じていること、必要としている支援を明らかにし、保護者に対する子育て支援・保護者支援、外国人乳幼児の保育における課題と、必要な施策について検討する。

本学では学生の学びの場(アクティブ・ラーニング)の機会創出を図るため、また、ボランティア活動を通じた地域・社会への貢献として、従来は多数のプログラムが実施されていたが、新型コロナウイルスの影響により、令和2年度からは主に以下の5つが挙げられる。

1) 子育て支援「育ちあいの広場 たいむ」

学生はボランティアで本活動に関わり、実践的な「学びの場」として機能している。 学生が関わることは保護者からも大変好評である。また、本学専任教員の主催企画を通じ て関わり、地域の子育て支援に組織的に貢献している。

2) 千葉県障害者スポーツ大会 令和4年5月22日(日)

千葉県障害者スポーツ大会は障害者がスポーツの楽しさを体験し、体力の維持・向上、精神面での充足を図ることと、障害者の自立と社会参加を推進することを目的として全国 大会の選考を兼ねたスポーツの祭典である。

本学では、毎年1年生全員が入学後最初のボランティア体験として障害者の陸上競技における選手の案内・記録・表彰などの大会運営に携わることとしており、主催者側からも大会運営のための貴重な資源として期待されている。また、学生にとっては、少子化、地縁血縁関係の脆弱化などの理由により障害児(者)と関わる機会も少なく、障害児(者)との相互交流の場として貴重な機会になっている。

3) 「木更津子どもまつり」 令和4年11月19日(土)

木更津社会館保育園の子育て支援センター「ゆりかもめ」のスタッフが中心となり、 木更津駅周辺の寺院、町会等が協力し、企画・運営している行事である。毎年 11 月中旬 に行われ、令和4年で19回を数える。参加者も年々増加し、7千5百人を超える規模となっている。このお祭りの特色として、子どもたちが主役となり、お店をだしたりする等、 単なる受け身の立場にならないということがある。また、地域の親子が多数集い、様々な 世代と交流をする場でもあり、ある意味、地域おこし的側面も含んでいる。本学では 10 年程、毎年ボランティアとして参加しており、学生たちは、様々なキャラクターに扮装し、 子どもたちと一緒に楽しめる活動を用意、お祭り会場をあちこちと移動しながら、楽しい ひと時を過ごし、良い学びの機会となっている。

4) 福祉の音プロジェクト (現・芸術分の教育プロジェクト)

本活動は、本学専任教員が、南米ベネズエラ・ボリバル共和国にある青少年のためのオーケストラ教育「エル・システマ」の中の特別プログラムの一つ、手話合唱の「白い手の合唱団」に刺激を受けたことをきっかけに、平成26年度に学生と共に手話合唱を行う「福祉の音プロジェクト合唱団」を編成し、国内・スペインでのコンサート活動やCDアルバム(「福祉の音〜朱い花〜」)製作などに取り組むことに始まる地域貢献活動である。その後も、毎年スペイン・サンタンデールのアタウルフォ・アルヘンタ音楽院の教員・学生との共同コンサートや、放送大学「伝承ひろば」、本学関係保育施設などで手話合唱披露の活動を実施している。また、平成27年度より、本学附属幼稚園や「育ちあいのひろば たいむ」の保護者や地域の人々に向けて、「福祉の音プロジェクト公開講座」を開講した。

令和4年度より「芸術分の教育プロジェクト」に名称を変更し、千葉県立4館舞台芸術企画募集採択作品として、手話合唱曲「やさしい風になるから」を発表、令和4年11月12日(土)、千葉県文化振興財団との共催により青葉の森公園芸術文化ホールで公演をした。その際には千葉テレビ、朝日新聞、千葉日報他の取材を受けた。

5) 図書館の地域開放

地域住民、附属幼稚園園児・保護者、卒業生等に図書および図書館の空間を利用できるよう、本学図書館を開放して活動している。その際、本学学生による絵本の読み聞かせなども行っている。子育て広場「たいむ」の利用者も、図書および図書館の空間を利用している。

その他、以下の内容もこれまで継続的に実施してきたボランティア活動であるが、新型コロナ感染問題の影響から、令和2年度以降は未実施、あるいは一部を縮小して行ったのが現状である。状況が改善次第、従来の活動に戻る予定である。

①中学生の職場体験の受け入れ

近隣中学校との連携のもと、本学で実施している上記子育て支援ひろば「育ちあいのひろば たいむ」に、毎年、近隣中学校の中学生の職業体験を受け入れている。2 日間のプログラムで、子どもやその保護者とかかわる体験をし、子どもと保護者を支える仕事に関する講義を受けている。

②「わこう村大バザール」

富津市にある和光保育園は、子どもの主体的な生活を大切にし、保護者や地域の人々に開かれた保育を展開している。わこう村大バザールは、令和元年度で 28 回目を数えるイベントであり、和光保育園を会場に、園関係者だけでなく、地域の様々な人々がかかわって開催されてきた。本学では、毎年のバザールに、1、2 年生有志が、こどものゲームコーナー運営のボランティアとして参加している。運営に携わりながら、保育園が保護者や地域とどのように関わっているのかを肌で感じる貴重な機会となっている。

③「ひろばまつり」

障害福祉サービス事業「まあるい広場」による、絵画や紙すき、はたおり等、利用者の特技を活かした活動を行う、年一度地域と協働して開催する「広場まつり」である。本学では、毎年、身体表現を学ぶゼミ生がボランティアとして参加し、利用者の能力と特性を理解した職員の姿勢を学ぶ機会としている。また、学生も利用者の方と共に歌ったり踊ったりするステージ発表をし、共に表現し合うことを経験している。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

I-A-1の課題

建学の精神そのものは、本学園の名称「明徳」に密接にかかわり、アイデンティティを確立するための理念として、定期的な確認を行い、入学式や献花式で周知している。さらなる理解促進としては、FD・SD 活動を通じて、より具体的な理解度・経常的な意識化の促進を図ることや、1年次の教養科目等で触れていくことが改善計画の方向性となる。

I-A-2の課題

本学では地域連携に関する事業をこれまでも多く展開してきた。しかし、令和 2-4 年度は新型コロナウイルスの影響のため、実施することができないものも少なくなく、これを機会としてその内容や方向性を検討し、さらなる充実を図れるよう発展させていく必要がある。

公開講座「めいトーク」の今後の課題としては、系列園等での保育実践を例として、 それぞれの園での試み、日常の保育実践における視点について学びあう公開講座のあり方 を検討するなど、参加者からの発信にも重きを置きたい。

研修生制度については、保育現場の質向上が求められる中で、リカレント教育として のニーズも今後増えることが予想され、卒業後すぐの学生を対象とするだけではなく、そ の対象を広げて、現場保育者質向上のための研修の機会と位置付け改めて活性化していく ことが必要である。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

ボランティアではないが、同じ敷地内の附属幼稚園をはじめとした系列園へのアルバイトを斡旋し、授業前の朝や授業後の夕方に保育補助として、約 40 名の学生が携わっている。

また、オープンキャンパスでは、学生自身が高校生だった時に本学の在学生スタッフに憧れ、入学後にスタッフになるという流れができ、毎年多くの学生が自主的にオープンキャンパススタッフとして参加し、司会、誘導、受付など様々な役割を担っている。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

<根拠資料>

提出資料 1 2022 年度学生便覧

- 2 ウェブサイト[大学案内][基本理念・教育理念]
- 3 千葉明徳短期大学 学則
- 4 ウェブサイト[大学案内][情報の公表]
- 5 ウェブサイト[大学案内][情報の公表][教育課程]
- 7 令和5(2023)年度入学試験要項

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。(学習成果の点検については、基準II-A-6)

<区分 基準 I-B-1 の現状>

建学の精神に基づき、「学則」(提出-3)第1条に教育の目的を「学芸を教授し、自己の涵養を促し、社会に貢献する英明を育て、乳幼児及び児童の教育・保育に資する人材養成を目的とする」と定めている。教育目標についても、「学則」第2条に「いのちをみつめ、教育・保育に関する実践知を深め、学際的に考察し、保育の営みを創造する保育者を養成すること」としている。

また、「学生便覧」(提出-1)には、学生に分かりやすいように、「明徳の由来」「建学の精神」はもとより、「教育目的」、3つのポリシー(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー)を記述し、ガイダンス時に配布の上、説明している。更に、千葉明徳学園の「総合保育創造組織」としての本学の位置付けを記述し、保育者を育てる本学の人材養成が地域・社会の要請に応えていることを表明している。また、本学のホームページ[大学案内][基本理念・教育理念](提出-2)を通じて、学外へも情報を発信している。

上記内容についての点検は、主に「学生便覧」の改訂時に担当教職員を中心に行っている。その際に、内容の変更等が必要となった場合には、教授会で検討することとなっている。

また、この目標に基づいた人材養成が地域・社会の要請に応えているかという点については、学内では年度末の教授会、学外との連携としては、千葉の幼稚園・認定こども園・保育所を招く「保育内容説明会」後の意見交換会にて、本学の教員と現場保育者と共に検討している。また、そこで得た意見は教授会にて全教員で共有し、今後の組織のあり方について検討する際の材料にしている。また、「総合保育創造組織」として、関係園の園長会に学長も参加し、現場の意見を聞き取りながら連携に努めている。

<学生便覧 抜粋>

○千葉明徳短期大学の教育目的

千葉明徳学園の建学の精神は、「明明徳」です。これは、中国の古典「大学」に由来するもので、「明徳」とは、人が天から得たすぐれた能力、人間として生まれながらに持っている人間性であり、「明徳を明らかにする」とは、それを輝かせることとされています。私たちは、誰でも人間らしい能力の芽を持って生まれ、それらの能力が開花し、見て分かるように表現され、明らかになるということであり、本学園は、それぞれ児童、生徒、学生の素晴らしい能力を開花させ、一人一人が輝くことを教育の目標としています。この建学の精神のもと、本学(保育創造学科)は、本学で学んだ学生が、子どもの成長にかかわる者として、その生まれもった人間性や能力を輝かせることを教育の目的としています。

[区分 基準 I -B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

「幼児教育科」から「保育創造学科」への学科名称変更に際し、本学園の教育の目標、保育創造学科の教育の目的については、前述の「学則」に記載のとおりとしている。更に、保育創造学科の「創造」には、子どもの発達や育ちは誰一人として同じではなく、その発達を促す営みとしての保育は、時代の変化や様々な環境、多様な子どもたちとの関係性の中でうまれる個々に唯一無二の創造的営みという意味を込めている。

以上の内容を「学生便覧」に記載し、年度始めの教務ガイダンスにて学生には周知している。また、ホームページにも掲載し広く表明している。

○千葉明徳短期大学のディプロマ・ポリシー

- 1.子どもを受容・理解し、その主体性を認め、子どもの成長にかかわる者として基礎的知識と技術を身に付けている。
- 2. 自らの行動の理解に努め、探求し続ける力(好奇心、関心、意欲、態度)を身に付けている。
- 3. 社会を理解することに努め、社会とつながるための基本的な力を身に付けている。
- 4. 他者を理解し、信頼関係を築くことのできる力を身に付けている。

本学では、以上の力を身に付けたと認められる者に学位を授与するものとして、ディ プロマ・ポリシーを定めている。学習成果を測る際、各教員は担当する授業内容と照らし 合わせ、この項目が果たされているかをそれぞれ点検することとなる。 2年次後期に展開される「卒業演習」(ゼミ)は、少人数での授業展開であることから、教員が学生一人ひとりの2年間の成長を確認すると共に、保育創造学科の教育の有効性・学習成果を確認できる場となる。さらに、2年次の1月には専門科目「保育・教職実践演習(幼稚園)」、並びに教養科目「現代社会論(総論)」発表会や「フィールドワーク」報告会(通称:わくわく体験研修報告会)を、2月には各学生の2年間の学びを発表する「学びの成果発表会」を行っている。ここには、2年生だけでなく、1年生も参加している。一時期は実習先の保育者、保護者や高校生にも呼びかけていたが、現在は行っていない。コロナの終息と共に再度学外への呼びかけを実施することが課題である。

学生の学習成果は学校教育法の短期大学の規定に照らし、学生個人の学習成果と言える成績評価がなされる半期ごとに、単位の修得状況を教授会で点検している。各教科には教科としての到達目標がシラバスに明記されている。定量的な観点で各教科の学生個人の学習成果(成績)の統計値が個別教科としての学習成果となり、その集計値は保育創造学科の教育プログラムの全体的傾向として定量的な学習成果の指標となる。卒業する学生の資格・免許の取得状況・就職状況の把握及び分析を行い、その傾向や就業後の状況については、教授会で定期的な点検を行っている。

学習成果の定期的な点検に向けて、成績評価や免許資格取得は教務グループ・教務委員会が、授業評価アンケートはFD委員会が、就職先・卒業生調査は就職グループ・学生生活(就職)委員会が担当し、自己点検・評価委員会が総括を行なっている。これら全てに教員と職員が関わっており、これらの情報を組織として活用していくことが今後の課題である。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入 れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I -B-3 の現状>

本学の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)は、建学の精神および、教育の目的・教育目標に基づき定められている。これら三つの方針は、本学の教育の方向性を明確に示し、相互に関連づけるよう、平成28年度に組織的・全面的に見直している。また、令和4年12月23日(金)のFD研修会においても、組織的に三ポリシーを見直し、カリキュラムや授業との関連について検討した内容は、以下の図のようにまとめられる。

図 I-B-3-1. <3 ポリシーと学びの関連図>

体験から学ぶ 教室の枠を超える 自ら学びを創る

入学前 アドミッション・ポリシー

保育体験DAY(高校生 4月~10月)

アドミッション職員(保育者)の引率による 系列保育園・こども園・幼稚園での1日保育体験 (2022年 210名参加)

オープンキャンパスでの体験授業 (3月~10月) 短大教員によるアクティブラーニング (AL) の 体験授業

スタートアップカレッジ (入学前の 2,3月)

- ・保育やあそびの授業(AL)
- ・Googleクラスルーム等の使い方講座

在学時 カリキュラム・ポリシー

オリエンテーションウィーク (*2023年4月実施予定) 入学式後からの1週間は全教員参加のプログラムで 短大での学び方を1年牛が学ぶ期間として位置付ける。

- ・学内探検:教養基礎「学びの環境を探索する」
- ・短大周辺探検:教養基礎「子どもの目線で春を探す」
- ・仲間と遊び学ぶ:あそび基礎演習「素材を使った表現」 ・教務・学生ガイダンスで、短期大学での学び方、学校生活の過ごし

・教務・学生カイタンスで、短期大学での学ひ方、学校生活の適 方を知る。

1年生

- ・保育内容演習:少人数クラス
- ・教養基礎/総合演習、あそび基礎演習
- ・教育実習 I 、保育実習 I (保育所・施設)事前事後指導を核としてその他の教養・専門科目を学ぶ。 授業外では系列園でのアルパイト、保育体験等を経験する

2年生

- ・ゼミ:専門総合演習、卒業演習
- 現代社会論(総論・各論)
- ·保育教職実践演習(幼稚園)
- ・フィールドワーク「わくわく体験研修」
- ・教育実習 ||・保育実習 ||・|| 事前事後指導
- ・学びの成果発表会(2月)
- を核として、その他の教養・専門科目を学ぶ

就職活動から、就業後 ディプロマ・ポリシー

就職支援

- ・短大 1 年生: キャリア・デザイン |
- ・短大2年生:キャリア・デザイン ||
 - キャリアガイダンス、模擬面接
- · 学内保育内容説明会(9月)
- ・就職活動・入職前研修アンケート
- ・個別の面談 (就職担当職員、ゼミ担当、1年次 担当者との面談など)
- >少なくとも3園以上の見学と体験を勧めている。 >ゼミ担当と相談、印鑑をもらってからの面接
- 希望就職先を受験する

卒業生支援

- ・卒業生ひろば(隔月、年6回日曜に実施)
- ・公開講座「めいトーク」7月
- ·保育実践研修会(年4回)
- ・保育・福祉実践検討会(就職支援)年4回
- ・ホームカミングデー(学園祭で実施)*休止中
- ·研修生制度(1年間)*休止中
- ・子育て支援施設「たいむ」でのリカレント教育
- ・卒業生の就業先への訪問
- ・就業先へのアンケート

アクティブ・ラーニング → 記録 → ふりかえり の学びサイクル

ディプロマ・ポリシーに関しては、「育てる保育者像」として、先に上げた4点を身に付けた者に学位を授与するものとしている。

カリキュラム・ポリシーに関しては、「体験から学ぶ」ことを教育課程の基本的な考 え方とし、学生たちにディプロマ・ポリシーを達成させるべく、以下の5点の考え方に基 づいて編成している。

○千葉明徳短期大学のカリキュラム・ポリシー

現実の子どもとのかかわりは、一定の理論や知識・技術を背景に持ちながら、あるねらいを持って展開することになります。その際、子どもとのかかわりは、個々の子どもとの唯一無二のかかわりであり、かかわりのあり方がその子の育ちに影響を与えることになります。したがって、保育を学ぶ者は、専門的な知識の習得に努めながらも、身体を通して保育の実践に触れ、子どもとのかかわり方を問い続ける体験を重ねることが不可欠です。また、子どもとのかかわり方を問うことは、自らのあり様を問うことであり、自らのあり様を問う学びになります。本学は、「体験から学ぶ」ことを教育課程の基本的な考え方とし、学生たちにディプロマ・ポリシーを達成させるべく、教育課程を次のような考え方(カリキュラム・ポリシー)に基づいて編成しています。

- 1. 身体を通して保育に触れ、そこから子どもを理解することを学ぶ。
- 2. 育ちを促すための基礎的な知識・技能を確実に身に付ける。
- 3. 保育の学びを通して自らのあり様を問う。
- 4. 保育の環境としての現代社会のあり様についての理解を深める。
- 5. 保育実践等の体験を振り返る中で、他者の理解を深め、協働する方法を身に付ける。

直近の教育課程の改訂についても、上記のカリキュラム・ポリシーに基づき、平成31 年4月からの教職課程の再課程認定にともなう改訂を実施している。その新たな改訂に応 じたカリキュラム・マップ等の策定を検討し、令和2年度のシラバスより、「科目ナンバリング」を開始している。

アドミッション・ポリシーは、本学で学ぼうとする学生に必要な「姿勢」を示したも ので、以下の3点を必要としている。

- 1. 「人がすき」と素直に思える人
- 2. 自分の気づきを大切にし、そこから学び始められる人
- 3. 自分と違う見方や考え方を面白いと思える人

以上の3ポリシーの学内外への表明については、本学のホームページや「学生便覧」に明記することで、学内外に周知を図ると同時に、教授会とFDにおいて教員の共通理解を図り、体系的で組織的な教育活動を行うように努めている。また、学生募集要項(提出-7)に、求める人物像としてアドミッション・ポリシーを記載し、オープンキャンパスでも伝えている。入学試験においても、全ての種類の選抜方法でアドミッション・ポリシーを確認している。入学後は、年度はじめのガイダンスにて3つのポリシーを確認することとしている。また、入学予定者に対する入学前教育(スタートアップ・カレッジ)において、令和元~3年度はコロナ感染予防対策による時間短縮により実務的な連絡に終始し伝えられなかったが、54回生を迎えた令和4年度はパンデミックも落ち着いてきた頃であったため、入学者受け入れの方針や学位授与の方針を伝え、周知を図った。全専任教員参加によるスタートアップ・カレッジでは、内容として保育に関する学びのワークショップ、授業で使用するgoogle クラスルームの使用練習等を実施した。

保護者に対しては、保護者説明会、成績相談会(年2回)を開催し、卒業認定・学位授 与の方針、教育課程編成・実施の方針の説明を行っている。

表 I-B-3-1. <54 回生スタートアップ・カレッジ スケジュール>

日程: 2023年2月19日(日)

授業担当教員: 由田・池谷・伊藤・井上・郷家

事務連絡担当: 得重・平田・古賀・金子・大澤・佐藤・田中・梅澤

会場設営・名札準備:アドミッション

時間	A チームの内容	B チームの内容
9:30	受付開始(アドミッション)	
10:00	事務連絡・メディアの使い方 ① 学長挨拶	受付開始(アドミッション)
10:30	② 事務連絡③ PC, アプリなどの動作確認	授業 保育内容:保育とあそびの授業 (AL) 場所:講堂 ① アイスブレイク② 授業 ③ 課題の説明

12:30	お昼(学園祭・学びの成果の様子 の映像) 場所: ラウンジ, 食堂	お昼 (学園祭・学びの成果の様子の映像) 場所:授業を行った各教室
13:30	授業:保育内容:保育とあそびの授業(AL)場所:講堂 →講堂 or 食堂:1号館2教室 →リズム室:2号館221・222① アイスブレイク② 授業 課題の説明	事務連絡・メディアの使い方 ① 学長挨拶 ② 事務連絡 ③ PC, アプリなどの動作確認
15:30	終了	
16:00		終了

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

I-B-1の課題

短期大学として、建学の精神に基づいて学科・専攻課程の教育目的・目標を確立し、これを学内外に表明している。また、これに基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているかという点においては、「保育内容説明会」や実習巡回時の聞き取りを行ない、それらの意見を集約して教授会にて点検をしているが、各科目の教育目標への反映や総合保育創造組織としてのさらなる連携が必要と考える。

I-B-2の課題

建学の精神に基づいて掲げられた本学の教育目的や目標の諸要素は、各教員の担当する授業の中で多岐に渡って取り入れられている。その意味で、本学学生の学習成果となる「学びの成果発表会」をはじめ、「現代社会論(総論)」発表会、「保育教職実践演習」発表会、「フィールドワーク」報告会(わくわく体験研修報告会)において、あるいは授業における試験やレポート課題、さらには学生の取り組み姿勢から、各教員は教育目的や目標に合致した学習成果が果たされているかどうか、定期的に分析し点検を行なっていると言える。授業の形態等によってその頻度に差はあるものの、教育課程の構造の中に学習成果の定期的な点検システムが組み込まれている。

一方、これらの学習成果は、学内では共有し表明できているが、この3年間、コロナ 感染予防により学外に表明することは控えられた。コロナの終息と共に、再度、実習先や 保護者、高校生といった学外関係者への呼びかけを実施することが課題である。

授業の形態、あるいは授業を担当する各教員の価値観やパーソナリティーにより、学習成果の読み取りとその評価にバラつきも少々見られる。自己点検・評価やFD研修等を通じて、学修成果の読み取りの視点や評価基準の明確化を図り、随時確認していくことも課題として挙げられる。

また、学習成果の定期的な点検に向けては、各分掌において全教職員が関わり、情報を集約し管理しているが、教職員が連携してこれらの情報を組織として活用していくことは、今後必須である。

令和 2~4 年度はコロナ禍であったため、実習が中止となり学内演習を行うケースも多くあり、学生の学修を保障するために試行錯誤を繰り返した。このような社会の変化に対し、柔軟に対応する体制を整えていくことは、これからも重要であると考える。

I-B-3の課題

平成31年4月から教職課程の再課程認定にともない、組織全体で各科目の関連や達成目標を見直し、カリキュラムチャートを作成し、学修内容の構造を可視化した。これらの改訂を実施し、令和3年度から新教育課程を実施している。

3 ポリシーの妥当性については外部の関係者とも今後確認していく必要がある。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準 I -C 内部質保証]

<根拠資料>

提出資料 6 千葉明徳短期大学 点検評価委員会規程

8 2022 年度 SYLLABUS シラバス

備付資料 6 令和元年度 千葉明徳短期大学 自己点検・評価報告書

7 令和3年度 千葉明徳短期大学 自己点検・評価報告書

8 ウェブサイト「大学案内]「情報の公表]

9 2022 年度授業評価アンケート集計結果

10 2022 年度授業評価アンケートに対する回答

30 千葉明徳短期大学研究紀要第41号(令和2年8月31日)

31 千葉明徳短期大学研究紀要第42号(令和3年3月25日)

32 千葉明徳短期大学研究紀要第43号(令和4年3月25日)

33 千葉明徳短期大学研究紀要第44号(令和5年3月25日)

35 令和元 (2019) 年度~令和 4 (2022) 年度 FD 活動報告

[区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

本学は、平成 27 年に自己点検・評価のための規程(提出-6)を整備し、当該規程に基づいた点検・評価委員会を組織して自己評価を行っている。

各委員会は、年間計画に基づき教授会前後に毎月会議を開催して日常的に自己点検・評価を行うとともに、教授会において各委員会の内容を共有している。また、教授会後には ALO、FD 担当教員を中心に、各々の教員間で分掌業務に応じて、教育課程・学生支援等についての自己点検・評価に関する内容を検討している。必要に応じて、教職員間での点検・評価も行い、教職員間の認識の共有化を図っている。年度末には各分掌の年度計画と内容を振り返り、教授会でも共有しながら次年度の業務に活かすようにしている。

自己点検・評価報告書(備付-6、7)の作成には時間を要することと、翌年の計画等への即改善に繋がりにくいこともあり、平成29年度自己点検・評価以降は、原則として2年に1回実施することに変更した。外部に向けては、定期的に自己点検・評価報告書等をホームページ(備付-8)で公表している。

点検・評価委員会を中心に、全教職員が自己点検・評価活動に関与できるよう、組織的に構成している。第三者評価を前提とした報告書作成は、教職員の自己点検・評価に対する認識を高めることにも繋がっている。また、分掌以外においては、教員は主に学生による「授業評価アンケート(中間・期末))」やFD 研修、事務職員はSD 研修を通して、自己を点検している。評価した結果については、教職員間で共有し、必要に応じてFD・SD 合同研修会において意見交換等も行い、改善に努めている。

関係者への意見聴取については、本学の系列園で構成されている「系列園会議」、本 学教学運営状況について説明を行い、参加者から意見を聴取している。また、副学長が高 等学校へ訪問し意見を聴取している。以上のことから、自己点検・評価活動に関係者の意 見聴取を取り入れていると言える。

[区分 基準 I -C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更等を確認し、法令を遵守 している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

学習成果を焦点とする査定(アセスメント)については、実習教育や就職支援、複数担当の教科目等で、担当教員間で独自に協議し検討している。なかには、その検討結果を、研究紀要(備付-30、31、32,33)等にまとめ、学会等で研究発表を行っている場合もある。令和3年度は、コロナ禍における「保育実習に代わる演習について」、実践とその評価を実践報告として紀要にまとめた。

平成 27 年より GPA 制度を導入し「見える化」した指標は、効果的に学生指導・授業で活用できるよう検討し、GPA が 1.1 に満たない学生については指導し、「保育実習 I」と「教育実習(幼稚園 II)」の実習参加要件にするなどしている。

今後は、それらの成果を相互に共有する機会を持つとともに、全学的な教育の有効性・学修成果のアセスメントの手法を検討することが求められる。

教育の向上に資するための PDCA については、学習成果、シラバス(提出-8)、教育課程、教育の実施について、年度当初に目標を立て、実践を行い、点検評価して改善につなげるサイクルを有している。具体的には、シラバスの作成、授業の実施、授業評価アンケート(備付-9)、アンケートに対する改善の提案(備付-10)というサイクルである。アンケートに対する改善の提案は図書館で学生が閲覧できるようにしている。査定の手法の定期的な点検として、令和 2 年度に導入した Google Form にてオンライン上でアンケートをとることで、学生の負担感を減らす試みをするとともに、質問項目の見直しも行った。また、授業評価アンケートに基づくベストティーチャー賞を令和 5 年度より新設することとなっている。この賞は、授業評価アンケートで高得点を獲得した専任教員の中で、複

数の基準をクリアした者を、表彰するものである。対象者は、学長からの表彰と授業への 取り組み等についての事例発表を行うことになっている。

教育実践の向上及び全学的な検討・研修のため、月1回の教授会後の時間だけでなく、年に4回、6月、9月、12月、3月に、半日~1日という長時間のFD(・SD)研修会(備付-35)を開催し、外部講師を招聘した講演会等に留まらない、教職員同士によるディスカッションなど、教育の向上・充実のために検討を行っている。例えば、新型コロナウイルスの影響で本学において初めてとなる遠隔授業(オンライン授業)となった際、令和2年度には授業評価アンケートへのオンラインに関する評価項目の追加や、オンライン授業での授業内容の共有・研修を非常勤講師との合同FD研修会、令和3年度にはICTを効果的に活用した対面授業について外部講師を招聘してFD研修を実施するなどし、授業改善に努めた。令和4年度は、昨今の学生や実習の状況から、さらなる教育の向上・充実を図るためにカリキュラム全体や学びへの導入、実習指導のあり方や学生生活の体制などを見直し、具体的な取り組みとして、令和5年度からは入学時のオリエンテーション・ウィークや学修ポートフォリオを実施することとなった。

表 I -C-2-1. < 令和 4 年度 FD·SD 研修一覧>

時期	実施事項	成果・その後
5月	●中間授業評価アンケート	5月中に結果を周知。
6月27日(月)	●有機的な教職員の連携と組織運営に向けて等(FD・SD 合同)	
13:30-15:30	教職員の分掌・業務内容について、現在の課題やあり方について検討し、	
	全体で共有した。	
7月	●前期授業評価アンケート 実施	8月に結果を周知。
9/5 (月)	●研修会:循環的で持続可能な養成校のあり方について (FD・SD 合同)	
13:30-15:00	定員数や入試について検討し、今後の短大のあり方を再考した。	
10 月	●中間授業評価アンケート	11 月上旬に結果を周知。
12月5日~	●授業公開	コメントを全体へ共有。
21 日	授業改善のため相互授業見学を実施し、各自コメントを記述した。	
12月23日(金)	●研修会	・オリエンテーションウィーク
10:00-13:00	・アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの見直し	の導入
14:00-15:30	・今の学生の姿からこれからの学校のあり方について	・学びのポートフォリオ (学びの
	・実習から見える指導の課題と今後の体制について	可視化) の導入
	それぞれのテーマに沿い、学生生活の体制や学びへの導入、実習指導の	
	あり方について検討した。	
1月中旬~2月	●後期授業評価アンケート 実施	2月下旬に結果を周知。それに対
		するコメントを専任教員から収
		集。
2月6日(月)	●研修会:	教員とアドミッションとで意見
13:30-15:30	・わくわく体験研修のあり方について	を共有した、
	・次年度の入試募集について	
	前半はわくわく体験研修の意義やあり方について検討し、後半は保育の	
	魅力や短大の良さをどのように創出し発信するか検討した。	
3月3日(金)	●研修会:第三者評価に向けて~令和3年度自己点検・評価報告書から~	第三者評価に向けた自己点検評
13:30-15:30		価報告書の共有・依頼

毎月の教授会後に開催している FD 会議では、教育の向上・充実のための検討を行っている。具体的には、教員間での授業の相互見学や、職員までも含めた学内関係者や学生の保護者に対して授業を公開し、意見・要望を取り入れながら質の向上に努めている。令和2年度以降は、コロナ禍のため、授業公開は教職員に限定して実施していたが、今後拡大していくことを検討する。

教務グループの事務職員及び教務委員会の教員は、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令を適切に遵守するとともに、変更点については適宜確認し、規程・実務に反映させて、法令遵守に努めている。

本学は保育者を養成する短期大学であるため、教務グループの事務職員及び教務委員会の教員は、常に、幼稚園教諭養成課程に関する法令や保育士養成課程に関する法令についても適切に遵守するとともに、変更点については適宜確認し、法令遵守に努めている。

一般社団法人全国保育士養成協議会の作成した「保育士養成倫理綱領ハンドブック」 を全教員に配布し、確認している。

各委員会は定例委員会(毎月開催)において、年間計画の活動内容を振り返り、結果をまとめ、定例教授会の報告事項に挙げている。更に、年度末には委員会規程の確認・点検をするとともに、年間計画に基づいて委員会ごとに評価を行っている。これらの評価は点検・評価委員会がまとめ、学園の中期計画と連動させ機能するようにし、学園全体の改革・改善に活用している。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

I-C-1の課題

外部に向けて自己点検・評価報告書等を公表しており、高等学校等の関係者の意見を 個別や担当業務別には聴取しているが、組織的な仕組みとしては作られていない。まずは、 系列高校等と協議する機会を作り、より実効性のある仕組みを検討していくことが必要で ある。

I-C-2の課題

全学的な教育の有効性・学修成果のアセスメントの手法、アセスメント・ポリシーについてはまだ確立されておらず、引き続き検討することが求められる。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項>

特になし。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

教育効果の有効性検証のための、学生へのアンケート及び就業先へのアンケートを実施している。特に、実習に焦点をあてた学生へのアンケートの実施および分析の結果について、令和元年の日本保育者養成教育学会大会にて数名の教職員で協働して研究発表を行い、検証している。

学生への学習成果および学生生活の検証については、令和4年度末に、卒業前の学生に アンケート調査を実施し、より豊かな学習環境と充実した学生生活を過ごせるよう検討し た。

また、3 ポリシーや教育理念の共有、カリキュラムの見直し、持続可能な養成校のあり 方など、FD・SD 研修会にて、教職員で共有し、検討する機会も設けた。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

学生のボランティア活動の促進は課題である。

本学の教育の有効性について、本学のポリシーや教育方針について、関係園や系列高校と協議する機会も必要である。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

様式6-基準Ⅱ

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

提出資料 1 2022 年度学生便覧

- 2 ウェブサイト[大学案内][基本理念・教育理念]
- 3 千葉明徳短期大学 学則
- 7 令和 5 (2023) 年度入学試験要項
- 8 2022 年度 SYLLABUS シラバス

備付資料 9 2022 年度授業評価アンケート集計結果

- 11 GPA 一覧表
- 12 免許・資格取得関連資料
- 14 卒業生在職調查

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。 ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

本学では、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を、「育てる保育者像」として、その力を身に付けたと認められる者に学位を授与するものとして定めている。上記の学位授与の方針は、平成28 (2016)年に組織的に見直され、それぞれの教科目の学習成果に対応している。卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件は、それぞれ学則(提出-3)第30条、第28条、第25条に定められている。具体的には、卒業必修である教養基礎科目8単位以上、専門科目6単位以上、合計62単位を修得することを卒業要件としている。それに加え、幼稚園教諭二種免許状には幼免必修45単位、保育士資格には68単位の修得が必要となり、免許資格に必要な授業科目を開設している。これらについては、「シラバス」(提出-8)に明確に示し、年度初めの教務ガイダンスでも丁寧に説明している。また、学科の学位授与の方針は、社会的(国際的)に通用性があり、これを学内には「シラバス」、外部にはホームページ(提出-2)を通じて表明している。「シラバス」や「学生便覧」(提出-1)の改訂時には、担当教職員を中心として内容の点検をしており、変更等が必要となった場合には、教授会で検討することとなっている。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目(学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等)を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業(添削等による指導を含む)、放送授業(添削等による指導を含む)、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

本学の教育課程は、知識の蓄積のみならず、前記「育てる保育者像」に向かって自己変容を果たしていくことを目指して構成されている。そういった観点から、学科の教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)は、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に対応し、組織的に編成されている。学生への周知を図るためには、「学生便覧」、ホームページに「カリキュラム・ポリシー」について記述している。

教育課程は、短期大学設置基準第5条、6条にある教育課程の編成方針にのっとり、体系的に編成をしている。本学の目的でもある保育士・幼稚園教諭の養成のために、その資格・免許取得に対応した教育課程を編成し、「育てる保育者像」に向け、教養基礎科目とともに専門科目が効果的に学べるよう、授業科目を編成している。

本学は、2 年間で幼稚園教諭免許と保育士資格の 2 つの取得を目指すため、1 年間で取得する単位数が多くなる状況にある。具体的には、短期大学における卒業単位:62 単位を上回る単位(最低89単位)が必要となるため、単位数の上限は定めていないが、2年間で学生が無理のない学習ができるように、単位数の配分を行っている。

成績評価は、教育の質の保証という視点で捉え、科目ごとの特性に応じてその基準 (学期末試験、レポート、課題、制作物、実技試験、授業への取り組み等の組み合わせ) をあらかじめシラバスに明記し、その基準に基づいて行っている。

本学の各科目のシラバスについては、「科目名」「担当形態」「担当教員」「テキスト」「単位数」「授業形態」「開講時期」「到達目標」「授業概要」「授業計画」「準備学習」「評価方法」「参考文献」「卒業・免許状・資格との関連」「特記事項」を明記しており、シラバスに必要な項目(学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等)をすべて記載している。なお、令和5年度からシラバスは、学生便覧とともに、冊子での作成を取り止めてオンライン化を行っている。通信による教育を行う学科・専攻課程は設けていない。

THE STATE OF THE S

直近の教育課程の改訂について、上述のカリキュラム・ポリシーに基づき、平成 31 年 4 月からの教職課程の再課程認定にともなう改訂を実施している。新たな改訂に応じたカリキュラム・マップを策定した。この改訂に合わせて、令和 2 年度のシラバスより、科目の「ナンバリング」「ディプロマ・ポリシーとの関連性」「実務経験のある教員等による授業内容」の記述を開始している。特に、「ディプロマ・ポリシーとの関連性」については、それぞれの教員がディプロマ・ポリシーを意識し、各教科で関連付けている。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

本学の教育課程は、職業知識を養う専門教育に対し、教養教育は人間として、職業人としての成熟を目指すものとして位置付けており、主たる教養科目の多くを「卒業必修科目」として位置付け、専門科目と同等にその重要性を明示している。

本学の学びのサイクルとして、1年次は、教養科目「教養基礎演習」「教養総合演習」において、「自ら学ぼうとする姿勢」と「他者に目を向けながら学ぶ姿勢」といった短期大学生として学ぶ姿勢と基礎力を身につけることをねらいとしている。また、「キャリアデザインI」では、地域での子ども・子育て支援や保育者のキャリア形成について学び、地域にねざす保育者となるための基礎を培っている。

2 年次では、教養科目「現代社会論」においてでは、現代社会を構成する事象について 学び、社会構成員の一人として現代社会の課題と今後の社会に必要なことについて思考し ていくことをねらいとし、以下の多様なコースから学びを深めている。

表 II -A-3-1. < 令和 4 年度 現代社会論コース一覧>

コース名	担当教員
芸術を教育・福祉へ	明石
現代社会の中の犯罪一同じ社会に生きる者として	金子
短大生のワイドショー	佐藤
今どきの児童館・放課後児童クラブ・子育てサロン	鈴木
多様な背景をもつ外国人/多様な現実を生きる外国人	鶴田
人類学とフィールドワーク 一文化と伝統を学ぶ一	松山
コンビニから社会の変化を考える	吉岡

「まちあるき」から社会を考える	鷲野
現代社会と関係する方法	渡辺

表 II -A-3-2. < 令和 4 年度 学外学習先リスト 現代社会論 >

日程	企画名(訪問先)	担当教員	人数
4/13	おゆみ野ニュータウンとその周辺エリア	鷲野	9
4/2	丸の内エリア	鷲野	9
5/11	おゆみの駅周辺	松山	12
5/11	江戸城とその周辺	鷲野	9
5/11	川村記念美術館	渡辺	7
5/18,20	千葉地方裁判所	金子	20
6/15	セブンイレブン本社	吉岡	14
6/22	明徳学童スペース土気	鈴木	19
4回	式秀部屋(相撲部屋)茨城県龍ヶ崎部屋 6/25 10/9 10/12, 15 12/19	松山	6
7/6	両国周辺	松山	6
7/13	三鷹の森ジブリ美術館	明石	8
7/13	幕張新都心	鷲野	9
9/21	両国国技館	松山	12
9/21	回向院、旧安田庭園、両国国技館、徳川家康像、東京都慰霊堂、東京都復興記念館、榛馬場跡,吉良邸跡、与平衛鮨発祥の地、NTTドコモ歴史展示スクエア等	佐藤	9
10/1	国立近代美術館	渡辺	7
10/5	児童青少年センター、プラザ下井草(杉並)	鈴木	20
10/5	児童養護施設千葉みらい響の杜学園	小木曽	16
10/12	ローソン本社	吉岡	14

10/12	国会議事堂 参議院	鷲野	9
10/15	東京都現代美術館	渡辺	7
11/9	東京都写真美術館	明石	8
11/5	国立博物館	渡辺	7
11/5	代官山ヒルサイドテラスとその周辺・旧朝倉家住宅	鷲野	9
11/9	児童自立支援施設 千葉県生実学校	小木曽	16
11/2,16,30	東日本入国管理センター	鶴田	5
11/19	国立歴史民俗博物館	渡辺	6
11/23	三鷹天命反転住宅	明石	8
11/30	上野寛永寺「時の鐘」の可聴範囲 国立こども図書館、上野東照宮、岩崎邸、神田明神、万世橋駅跡	鷲野	9
11/30	国立歴史民俗博物館、佐倉市周辺	松山	12
11/30	茨城農芸学院(少年院)	金子	18
11/30	セブン&アイ 伊藤研修センター	吉岡	14
12/3	アクアパーク品川	渡辺	7
12/7	国立新美術館	明石	8
12/7	杉並区高井戸児童館、ヴィラ学びの森保育園高井戸	鈴木	20
12/7	東京地方裁判所	金子	16
12/11	NGO「牛久入管収容所問題を考える会」報告会	鶴田	5
12/14	京橋・日本橋エリア	鷲野	9
12/14	生浜東小学校アフタースクール(学童保育事業)	鈴木	20
1/11	新横浜ラーメン博物館、キリンビール横浜工場	佐藤	8

2 年次の教養科目「キャリアデザインⅡ」や専門科目「専門総合演習・卒業演習(ゼミ)」では、社会人として就労することを見据え、社会人としての教養的視点と、保育者としての専門的視点の両視点から学生の学びを評価し、随時状況に応じて改善を加えている。

「フィールドワーク(通称わくわく体験研修)」は、本学の学びの特色である「体験から学ぶ」を体現した科目である。以前は、海外や日本国内のさまざまなフィールドでの実践であった(表II-A-3-4)。コロナウイルス感染症が蔓延した年には、この科目自体を開講しないことも議論したが、学生の豊かな体験を少しでも保障するため、日帰りでできる体験内容を考え、新たなコースを開設して実施した。令和 4 年度は以下のコースを開講した。令和 4 年度は全 7 コース、参加者数は 49 名である。令和 5 年度はコロナ感染の状況を見て、コース数を増やしている。

表 II -A-3-3. < 令和 4 年度 フィールドワークコース一覧>

コース名	担当教員
昔話が息づく町・遠野	泉澤
自主上映会を開催しよう	大村
ナイトウォーク in Chiba	鶴田・古賀
千葉と世界のダンス鑑賞から学ぶ文化	田中
東北スタディツアー	金子
生活と文化を考える~富山県利賀村研修	由田
プレーパークへいこう~ちばの遊び場について考える	由田

表II-A-3-4. <平成 18 年~令和 4 年 フィールドワークコース一覧>

		+n // +v	平成	令和	令和	令和	令和												
		担当者	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年	元年	2 年	3 年	4 年
1	わくわく北海道	小林	*	*	*														
2	ものづくりと里山の暮らし	宮崎	*																
3	くらしと共同性	帰山	*																
4	文化の伝承を学ぶ〜富山市八尾 おわら風の盆と立山登山〜	土田		*	*														
5	高知の風土を旅する	片川		*															
6	生命のリレー	小林				*													
7	中国の文化と幼児教育	丹野	*	*	*	*													
8	未知なる感覚世界へようこそ	深谷				*		*	*	*									
9	ドイツの暮らしと子どもたち	池谷				*	*	*	*	*									
1 0	隠岐の人間と文化に会う旅	荒松	*	*															
	隠岐の人間と文化に会う旅	田中			*	*	*	*	*	*	*	*							
	沖縄の生活と文化、その体験の 試み	箙	*	*	*	*		*	*	*	*			*					
1 2	生活と文化を考える~富山県利 賀村研修	由田				*	*		*	*	*	*	*		*	*	*		
1 3	sense of wonderの発見(北アル プス)	福中	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*							

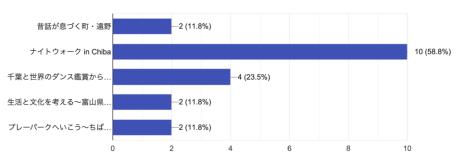
	sense of wonder の発見(ネパール)	福中、 鶴田								*	*	*	*	*		
1 4	バリの子どもたちとの共同制作	伊藤			*											
1 5	生活を創る人々	加藤			*	*										
	世界最貧国・カンボジアの子ど もたち	山野				*	*	*	*	*						
	世界最貧国・カンボジアの子ど もたち	伊藤								*	*	*	*	*		
1 7	鹿児島の子ども、大人に出逢う	小久保				*	*	*	*	*			*			
1 8	スペイン・子どもと芸術	明石					*	*	*	*	* + 田 中		*	*		
1 9	さまざまな生き方にふれる	金					*	*	*		*	*				
2	富士山の頂から観る~登山と自 然、子どもの育ちを考える	石井					*	*	*	*	*					
2	昔話が息づく町・遠野	高森						*	*	*	*	*	*	*		
	昔話が息づく町・遠野	泉澤													* ?	*
	福祉の音プロジェクト~手話合 唱でコンサート~	明石						*					*			
2 3	舞台芸術への招待	古山									*					
2 4	東北スタディツアー(福島)	金子									*	*	*	*		*
	地域の保護者と協働する体験を 通して、 子どもの育ちや子育てについて 考える	石井									*	*				
2 6	お話ライブをしよう(スターバ ックスおゆみ野)	高森									*	*				
2 7	映画を楽しもう!	大村										*	*	*		*
2 8	ナイトウォーク in Chiba	鶴田											*	*	* + 古賀	*
	プレーパークへいこう〜子ども が遊び、人が繋がる場所	由田											*	*	*	*
	千葉と世界のダンス鑑賞から学 ぶ文化	田中														*

教養教育の効果の測定・評価については、FD 研修でたびたび教養科目について取り上げ、組織全体で議論を重ねている。また、令和4年度は履修者にアンケートも実施した。

図Ⅱ-A-3-1. < 令和 4 年度 わくわく体験研修 履修者アンケート結果>回答数:17

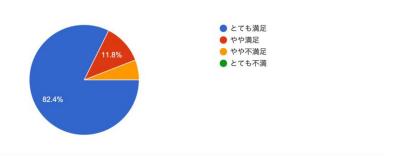
1. 選択したコースを教えてください

17 件の回答



2①.わくわくを履修しての満足度

17 件の回答



2②. ①で選んだ理由

みんなで夜暑い中歩きみんなで励まし合いながら歩くことができて楽しかったから

今まで体験したことないかつこれから体験できないことであろうことを学生生活でできて、話したことない友達とも話すことができみんなで乗り越えることができたから。

みんなで疲れ果てながら歩いた後のあの日の出を見れたことが嬉しかったし、普通に楽しかった

準備は楽しみで楽しかったけど体調を崩してしまい、実際に行くことができなかったから。

長い距離を歩く経験はこの先無いと思うし、やってる時は辛かったけど達成感もすごいし楽しかったから。

今回鑑賞した作品自体はもちろん、同年代の学生と一緒に同じ作品を鑑賞し、後日しっかりと時間を設けて感想を語り合えるのがとても楽しかったですし新たな学びになったからです。世界のダンスについて学ぶことで、"ダンス"とはなにか人間にとって"ダンス"はどのような影響を与えるのかという部分についても自分なりに考えることができました。少人数での開講だからこそ細かな部分まで丁寧に学ぶことができたのではないかと思いますし、アットホームな雰囲気がとても心地よかったです。

眠いし疲れる

音楽好きな私にとって外せない科目だったから。

プレーパークも、遠野も一人では行かなかった場所に行って、遊んだり、現地の文化に触れることが 出来たことが楽しかったから。 普段喋る機会が少なかった子とも話す事ができたし、目的地に向かってみんなで声をかけながら歩くのが楽しかった。海に着いた時に疲れていたけど、綺麗な朝日をみんなでみてとても楽しく、いい機会になったから。

色んな友達と仲が深まったし朝日が最高に綺麗だったから!

生まれてからズット都会で過ごしていて自然に触れることが少なく自然などを使い行う演劇もあまり鑑賞することがなく、1 度味わいたかったため

新鮮でした。イワナのつかみ取りもできて良かったです。

大変だったけど、朝日を見たときは参加して良かったと思えたから。

普段の授業では経験できない事が経験できました。

少人数で、授業とはまた違った活動の面白さを感じたり、先生やその仲間たちと仲良くなることができたりしたからです。

今まで話したことない子ともたくさん話すことができました。

自分の知らないダンスの文化を知ることが出来たから。

3. このわくわくはあなたにとってどのような意味がありましたか。

どんなに暑くても足が痛くても最後まで諦めないことを思い出させてくれた 高校生のときからいろんな行事がなくなった中青春を味わえた

今しかできない学び

普段あまり関わることがない人たちとも距離が縮まったように感じます

最後まで頑張ることの大切さや、頑張った先に得たものの方が良い経験となることを学べました。

達成感を味わえたし、ナイトウォーク頑張れたからほかの辛いことも頑張れるだろう、ナイトウォークよりは辛くないだろうと思えるようになった。

私は元々舞台が好きで、毎月観劇に行き観劇仲間と感想を共有し合ったり考察をし合ったりすることも多いのですが、これまで経験してきたことの違う同年代の学生と一緒に見ることで、自分とは違う意見や感じ方を得られ、より自分の楽しみ方がよりに豊かになりました。

お友達と歩けて楽しかった

主に西洋音楽やクラシックを学んできましたがそこから派生した様々な国と地域のダンスを見られて興味関心が湧き、ダンスなどの歴史が見られて大変面白かった。ダンスは子どもにとって身体的な学びのものであると思いました。身体の使い方、動き方で運動能力向上を図るだけでなく全身を使った表現もできます。感性や情緒面などの表現技法においていろんなダンスが見られたことに意味があると思いました。

1番は大学生活の思い出になった。他にも、友達と先生と学外で交流することで、普段とは違う話をしたり経験をすることが出来たりして、貴重な時間だったと感じています。

辛くても最後まで諦めないことで、必ずいいことがあるってことがわかった。

誰かと一緒に大きなことをやり遂げることの達成感を高校生ぶりに味わうことができて大人になって からのこの体験は貴重だと思った。

真反対の生活を知る機会 自然の良さ、大切さ 食料の大切さ

地元方面だったので、地元の良さや知らなかったことを見つけることができました。

学校の先生や友達だけでなく、普段関われない人達と関わることができました。また様々な考えや文化に触れる機会になりました。

自分から能動的に動こうとする意思を感じてみたり、様々な場に赴き、人と交流していくことの大切 さなどを学んだりしました。

みんなで1つの目標に向かって頑張ろうと思うことができました。

今まで自分が興味があって調べていたことから、別のジャンルのダンスなど知らないことを沢山知る ことが出来たこと

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4の現状>

前述の通り、本学の教育課程は、職業知識を養う専門教育に対し、教養教育は人間として、職業人としての成熟を目指すものとして位置付けており、一社会人としてのあり方をベースに置き、職業人(保育者)としてのあり方についても学生に考察を求め、子どもに内在する能動性を尊重し、その育ちから保育者も学びながら、子どもたちの育ちを促す、といった本学が「育てる保育者像」を目標とした職業教育を行っている。

学生が就業に至り、働き続けられる人材を育成するため、教養教育としては、1 年次後期に「キャリアデザインII」、2 年次前期に「キャリアデザインII」を卒業必修科目として設置している。「キャリアデザインII」の授業では、働くための知識として求人票の見方や労働基準法、ハラスメントといった内容に加え、さまざまな保育・福祉の現場に就労している卒業生をゲストスピーカーとして招聘し、現場でのやりがいや就職に至るまでの活動について話してもらい、学生が保育者として働く自分を具体的にイメージできる機会を設けている。また、2 年次後期には「キャリアガイダンス」を開講し、自己理解、職業意識、就労観の醸成を目指す内容を実施している。公務員希望者に対しては、2 年間を通じて「公務員試験対策講座」も開講している。

また、専門教育としては、実習での事前・事後指導、さらに2年次後期の「保育者論」 や「保育・教職実践演習(幼稚園)」においても、これまでの実習を振り返り、保育職に 就く前の保育観を磨いている。保育者をゲストスピーカーとして招聘し、現場で働いてい る職業人としての話を聞く機会も数回設けている。1年次は「教育実習(幼稚園I)」の 事前・事後指導、2年次は「専門総合演習・卒業演習(ゼミ)」の少人数で授業を行う担 当教員が、各学生の就労に向けた知識、意識を細やかに把握するよう努め、指導を行なっ ている。

これらの授業と平行し、就職支援委員が中心となり、年間を通して就職に向けた面談・指導を行なっている。卒業前には学生に「就職(進路)相談に関するアンケート」や卒業生就職先へのアンケートを実施し、その内容を受けて改善に努めている。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、 公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)は、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針を踏まえ、人間に対する興味を持てること、他者(子どもも含めた)とのかかわりを楽しめること、その中で生じる自らへの問いを素直に受け止められることが必要となる。そこで、本学はアドミッション・ポリシーを以下のように定めている。

- 1. 「人がすき」と素直に思える人
- 2. 自分の気づきを大切にし、そこから学び始められる人
- 3. 自分と違う見方や考え方を面白いと思える人

本学の教育課程は、知識の蓄積を活用した「育てる保育者像」に向かって自己変容を果たしていくことを目指して構成されている。「体験から学ぶ」ことで、自分が体験の中で得た気づきや感じたことを大切にしながら、それらを基に考えを深め、自分で獲得した「知」として自らの中に蓄えていく。さらに、個人の体験を仲間と共有し、検討し合うことで、多様な視点や新たな発見を得ることができると考えている。その前提として他者に興味を持つことが必須である。このような学習方法に興味を持ち、保育者を目指して学びたいという明確な意思を持った学生の受け入れを促進している。

入学者受入れの方針は、学習成果に対応しており、学生募集要項(提出-7)の他、大学 案内、ホームページにも明記している。また、オープンキャンパス等での入試説明におい ても、本学が求める学生像や入学者の受け入れ方針を必ず示している。高校生を対象として系列幼稚園・こども園での保育体験の機会の提供「保育体験 Day」も毎月実施し、令和4年度は延べ210名の高校生の参加者がおり、入学前から「体験から学ぶ」という教育方針を体現して示している。

入学者受け入れの方針に示されている入学前の学習成果は、実績面よりも意欲や心構 えを重視したものになっているが、推薦基準や入学金減免制度等で学習成績や対象となる 検定を明示することで周知を図っている。

①総合型選抜、②学校推薦型選抜、③一般選抜、④社会人特別選抜、それぞれの入学者選抜において、入学前の学習成果の把握・評価をどのように行うかについて募集要項等で示している。

本学では、上記4つの入学者選抜方法の特徴を活かしつつ、全ての選抜において面接試験を実施し、入学者受け入れの方針に沿った評価基準を示したシートを活用して実施している。①については、オープンキャンパスへの参加を原則とし、本学教員による体験授業(AL)を経験し、本学を理解した上で、エントリーシートに本学で学びたいという思いを記入して貰い、願書、調査書等とともに出願するようにしている。合否選考は、面接試験および調査書、エントリーシート等の審査結果を総合的に評価し判定している。②は「指定校推薦」入試と「公募制推薦」入試の2通りあり、「指定校推薦」入試は、面接試験および調査書、志望理由書等の審査結果を総合的に評価し、「公募制推薦」入試は、小論文、面接試験、調査書および志望理由書等の審査結果を総合的に評価し合否を決定している。③と④については、小論文、面接試験の結果および調査書等の審査結果を総合的に評価し、合否を決定している。

授業料、その他入学に必要な経費は、学校案内と募集要項に明記している。また、入学してからかかる主な諸経費についても、学校案内と募集要項に記載し、オープンキャンパス時等に詳しく説明している。また、「入試・奨学金・マネープランガイダンス」を年に4回ほど実施し、個別に丁寧に説明する機会を設けている。本学独自の入学金減免制度として、出願料無料の「めいとくチャレンジ入学金減免制度」と「保育技術検定入学金減免制度」があり、前者は年2回実施されており、小論文型と音楽表現型がある。それぞれで2名の教員により評価した結果を点数化し、成績に応じ、入学金全額相当(30万円)、入学金半額相当(15万円)、もしくは入学金の内5万円の減免がなされる。後者は高校3年1月までに保育技術検定1・2級を取得することでそれぞれ入学金全額相当(30万円)、入学金半額相当(15万円)の減免がなされる。

短大内に、アドミッション・センターを設置して学生の募集から選抜、入学手続きまでの学生募集業務を行い、アプローチのあった入学希望者、受験者の情報管理を行いながら、活動を行っている。

入学志願者、受験生、高等学校の教員、受験生の保護者等からの問い合わせに対しても、専用のフリーダイヤルを設置し、受験生の知りたい情報や質問に適切に答えている。電話・FAX・メールはもちろん、本学ホームページの問い合わせ専用フォームや SNS からも受験に関する問い合わせ等ができるようにしている。学校見学・個別相談を希望して直接来学した受験生に対しても、アドミッション・センターの職員を中心として、全教職員で対応している。

千葉県内の高等学校を中心に、入学実績のあるほとんどの高等学校には年間複数回訪問することとしており、在学生の学習状況や卒業生の就職先での様子について、高校の進路指導部の教員と共有している。前述した「ちば産学官連携プラットフォーム」の学生募集連携事業部を通じても、高大連携促進のための意見交換を行なっている。

入学者受け入れの方針については系列高校から定期的に意見を聴取するとともに、高 校訪問や高校で実施される進路ガイダンス参加の際に忌憚のない意見を聴取して点検に努 めている。

「区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6の現状>

各教科のシラバスに、「到達目標」を定め、その到達を目指して取り組んでいる。各科目の成績評価は「評価方法」として割合を公開しており、具体性がある。GPA 制度を導入し、成績評価の段階的状況を確認している。

現在、半期科目、通年科目、集中科目とあるが、通年科目は、その成果が1年たたないと見ることができない。平成28年度より、学生に自身の学習成果を分かりやすくするため多くの科目を半期開講にし、ゆるやかなセメスター制を導入している。

学修成果の測定については、その時々の学生の達成度や学修状況を把握するため、各科目での小テスト、発表、定期試験やレポートなどを課している。また、幼稚園教諭免許及び保育士資格についての指定科目等の履修によって、免許・資格の取得が妥当かどうか分かる。免許・資格を得て卒業するかどうかが一つの学習成果といえる。先述の「学びの成果発表会」での発表及びその際に作成したレポートや活動のビデオ、表現の作品等についても成果物といえる。実習については、「保育・教職実践演習」の中で、すべての実習の振り返りと考察を行い、レポートとして成果とする試みも行われており、これも学習成果の一つといえる。最終的には2月の卒業判定会議において、学生が教育課程の成果を獲得しているかどうかを判断している。

加えて、各学期の中間と学期末に原則全科目で「授業評価アンケート」(備付-9)を実施し、学生の修学状況を確認している。学期末だけではなく、中間でもアンケートを実施することで、それ以降の授業改善への参考としてフィードバックしている。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みを もっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積(ポートフォリオ)、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。

(3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7の現状>

学期ごとの成績が付与されるたび学期 GPA、通年 GPA の算出(備付-11)を行い、成績通知書に明記をした上で学生に告知をしている。学位授与数、幼稚園教諭二種免許および保育士資格取得率(備付-12)、就職率は年度末に算出し、学生の現状を捉える資料として教授会や FD 研修会で検討課題とし、次年度の授業内容や運用に活かしている。GPA 分布は、卒業時の千葉県私立学校知事賞、千葉市大学市長賞、全国保育士養成協議会会長賞、千葉県私立大学短期大学協会会長賞の受賞者を決める際に活用している。また、GPA が著しく低い場合には今後の進路について教職員と面談する旨が「学生便覧」に明記されている。

学生の自己評価としては、1年次では「保育内容演習」の前期と後期の最後に自身の実習や学校生活での取り組みを振り返る機会を、2年次では全ての実習が終わった後期始めに「保育・教職実践演習(幼稚園)」で、更に「専門総合演習・卒業演習(ゼミ)」にて、実習や授業、学生生活を振り返る機会を設けている。

同窓生への調査として、卒業した1年目には、ホームカミングデーを開催し、就職先での状況などを卒業生と教員で確認をするほか、月1回の日曜午後に学校に相談にくることができる「卒業生広場」を教員が開催し、卒業生支援を行っている。また「こども臨床研究所」にて、保育実践研修会を年に4回開催し、卒業生からの聴取も行っている。

学修成果の公表については、免許・資格取得者数を本学のホームページやパンフレットで情報公開している。また、「授業評価アンケート」の結果もホームページに情報公開している。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

平成27年の自己点検の課題を踏まえ、平成28年度末に過去5年の卒業生が就職した保育・福祉現場258施設を対象に卒業生の従業状況、実習生の状況、本学への要望等についてアンケート調査を行っている。平成30年度からは、卒業生の就職先に10月1日時点での在籍調査を行うと同時に、「本学卒業生に関して、他大学等の卒業生と比べて感じること」「本学卒業生への支援や実習生への指導、その他養成教育全般について望むことやご意見」について記述を求めている。令和2年度より、毎年度、「卒業生在職調査」(備付-14)を約1,100 園に配布し、その結果を取りまとめ、今後の学習成果の点検に活かすよう、教授会にて全専任教員と共有している。

このアンケート調査に加え、卒業生の進路先からの評価については、実習巡回記録に「卒業生の状況」欄を設け、実習先への訪問指導の際に施設長や主任等、所属先の上司より状況を聞き、各教員が記入し、把握するようにしている。

また、求人等で来校される保育・福祉施設の施設長や担当者を積極的に受入れ、卒業生の状況等を詳しく確認し、その情報を「来校者リスト」にし、全教員が共有・把握できる様にし、卒業生のフォローに活用している。

さらに、千葉県近未来保育研究所、千葉市民間保育園協議会、全千葉県幼稚園連合会等、卒業生が就職している園を招き、来校型就業説明会(令和3年より「保育内容説明会」に名称変更)を実施している。令和3年度と4年度には専任教員との意見交換会も開催し、卒業生の状況確認も行なった。更に、令和3年度からは、就職支援担当教職員が、学長や特任教授と共に、特に卒業生が多数就職している幼稚園・保育所や社会福祉施設を訪問し、本人及び施設長より卒業生の評価をヒアリングしている。

なお、乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設などの社会的養護に関する児童福祉施設に関しては、千葉県児童福祉施設童福協議会制度施策・人材確保委員会と連携して学生対象の合同実習説明及び合同就職説明会などに参加して就職活動に結び付けるとともに、概ね年6回(隔月)開催の未来塾を紹介して施設職員による紹介・施設見学などを通して実習先施設の理解の機会としている。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

Ⅱ-A-1の課題

本学の卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針は、建学の精神及び、教育の目的・教育目標に基づき定められている。これら三つの方針は、本学の教育の方向性を明確に示すように、平成28年度に組織的・全面的に見直し、再構成されている。しかしながら、教育課程上の各科目が、どのように学位授与の方針で定める学習成果に結びついていくのかという「見える化」が遅れていた。令和2年度用のシラバスから、具体的な科目ごとの学習成果の可視化に取り組んでいる。今後については、学習成果の獲得状況を質的・量的なデータを用いて測定する仕組みについての検討と、定期的な見直しが必要となってくる。

Ⅱ-A-2の課題

教職課程の再課程認定申請において、旧法区分「教科に関する科目」区分に設置されていた科目、「こどもと文化 I ・II 」「音楽表現演習 I ・II ・II ・II 」「あそび基礎演習 I ・II 」「あそび実践演習(こどもと音楽)」「あそび実践演習(こどもと音楽)」「あそび実践演習(こどもと音楽)」「あそび実践演習(こどもと進動)」については、教育職員免許法施行規則附則第6項により幼稚園教諭の教職課程の「領域に関する専門的事項」を改正前の施行規則第2条による場合の取扱いとして届け出ており、その後「育てる保育者像」を念頭に置きながら、「事後調査」で各領域の本質を探りながら深めていくよう、科目改訂を行っている。

また、その際は、現状でも短期大学における卒業単位の 62 単位を大幅に上回る単位を 修得すること (*保育士資格と幼稚園教諭免許を取得するには 87 単位が必要) が求めら れている教育課程であるため、単純に科目数 (単位数) を増やすのではなく、教養科目と 専門科目のバランスを考慮しながら、全体の単位数を勘案した。

Ⅱ-A-3の課題

本学は「保育創造学科」単科の短期大学であり、保育士資格・幼稚園教諭免許必修科目を中心としたカリキュラム編成を行っているが、教養教育(科目)を含めて、科目の選択の幅がないという問題を常に有している。時代・社会の要請と学生の実情に合わせたカリキュラム編成のための見直しを行いながら、本学ならではの特色を活かし、より時代・社会のニーズに応じた保育者養成を目指した教育課程を編成することが課題である。

Ⅱ-A-4の課題

現在、学生の就職活動においての問題点の一つとして、自身の価値観や特性を自覚的に捉えられず、就労イメージの形成ができない学生が散見される点があげられる。教育実習、保育実習の事前事後指導を軸に、自己理解を深めながら、職業意識の醸成につなげられるよう教育実施体制を明確にする必要がある。

Ⅱ-A-5の課題

これまで本学は、個々の子どもとの関係の中で、常により良いかかわりを求める保育というものを学ぶ学校として、ただ知識を伝える場ではなく、学生も教員も常により良いもの、より良い自分を求めて「ともに学び、育ちあう」場でありたいと考え、そうした取り組みを実践してきた。

この教育理念は今後も大切にしていきたいと考え、今まで以上に、本学の学びを十分に理解した学習意欲の高い入学者を確保するために、保育という職業と本学の学習方法の魅力をより効果的に志望者に伝えていく広報活動の展開が今後の課題である。

Ⅱ-A-6の課題

学習成果と達成状況については、以前と比べ、明らかになっている部分が多くなってはきたが、更なる「見える化」が必要である。単位の認定や評価について、学生自身も納得できるようなものが必要である。2年間で、学生自身、あるいは教職員双方が、その成果と育ちを理解できるようにする仕組みが求められる。

半期科目が増えたことにより、自身の達成度の「見える化」が進んでいるが、この結果を意欲の向上につなげるような取り組みが急務である。

Ⅱ-A-7の課題

今後の検討として、学習の積み重ねを可視化し、教員も学生自身も学習成果の獲得状況を測定できるような学修ポートフォリオを作成することが急務である。また、GPA を利用し、学生生活、学習環境の問題の早期把握、面談等の対処をより早急かつ的確に行える

ような体系化を検討したい。さらに、GPA だけでない多様な定性的・定量的、主観・客観 を組み合わせた多面的な測定手法の検討および学内外への公表が必要となってくる。

Ⅱ-A-8の課題

就職先アンケートの結果を集計・分析、就職先訪問を実施し、その状況を教授会にて 専任教員と共有しているが、さらに就職先からの要望を集約する体制を整備し、結果の分 析に基づいた就職支援の在り方の検討等を行い、具体的な学生の教育内容へのフィードバ ックを検討する必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

提出資料 1 2022 年度学生便覧

- 4 ウェブサイト[大学案内][情報の公表]
- 8 2022 年度 SYLLABUS シラバス

備付資料 1 月歩学歩

- 13 就職・研修に関するアンケート
- 18 ガイダンス関連資料
- 21 受験報告書

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握し、学位授与の方針に対応した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。また、年4回の授業評価アンケートにより、学生による授業評価を定期的に受けている。授業アンケートは、前後期2回ずつ、FD担当がアンケートを作成し、各授業で実施、回収後集計している。平成27年度より、専任教員には全教科の結果を、非常勤教員には担当授業の結果を配付し、それぞれ改善に生かすようにしている。なお、アンケート結果を受けて、専任教員はそれに対する改善点を示し、学生に公表している。

本学は、科目間の連携や複数担当科目が多いため、教員間の連携や意思の疎通、協力・調整が欠かせない。授業の計画・実施・評価の過程で、複数の教員が打ち合わせを行い、振り返りを通して、より良い授業となるように改善に努め、その成果と振り返りについて紀要等にまとめることを推奨している。教員控室は、非常勤講師だけではなく専任教員も日常的に使用し、平素から学生の情報共有も図っている。

教員は、学科の教育目的・目標の達成状況を把握・評価するとともに、入学から卒業、就業を見通した一貫性のある履修及び卒業に至る指導を学生に対して行っている。その例として挙げられるものに実習がある。入学前からの系列保育園/こども園における「保育体験 Day」に始まり、1 年次には 4、5 月の保育体験、6 月以降の教育実習 I (月 1 回)、2、3 月の保育実習 I がある。2 年次には規定の実習(6 月の教育実習 I、8 月の保育実習 I、III)だけでなく、ゼミ単位で保育現場に出ることも多い。教員は学生の保育者としての就業を見通しながら、その都度一人ひとりの学修状況を確認し、指導を行っている。

表Ⅱ-B-1-1. 令和 4 年度 専門総合・卒業演習(ゼミ)

日程	フィールドワーク先	担当	人数
5/2	四街道プレーパーク	曲田	10
5/20	社会福祉法人「トット文化館」	明石	9
6/10	大百池公園	田中	10
6/10, 17, 24	千葉明徳短期大学附属幼稚園	大澤	9
6/13, 7/11	明徳そでにの保育園	井上	8
6/13, 7/11	千葉明徳短期大学附属幼稚園	古賀、郷家	17
7/8-7/10	水俣病センター、相思社	明石	9
7/18	しょうけい館戦傷病者史料館、昭和館	佐藤	8
8/4	ダイアログ・ダイバーシティ・ミュージアム「対話の森」	田中	10
9/11	あうるすぽっと オペラ「ルドルフとイッパイアッテナ」	大澤	6
11/8	児童養護施設「房総双葉学園」	大村	9
11/4, 8	放課後等デイサービス「ぱる大穴南」	池谷	12

11/5, 12, 19, 12/3, 10, 17	「外国人の家庭訪問」「外国人の子どものための勉強会」	鶴田	各2
11/12	青葉の森公園芸術文化ホール 芸術文の教育プロジェクトへの参加	大澤・明石	18
11/18	国立音楽大学附属幼稚園	大澤	9
11/18, 26	開成高等学校「情操教育プロジェクト」	明石	9
11/22	由田学園千葉幼稚園	曲田	9
12/2	千葉明徳短期大学附属幼稚園	田中	9
12/9	明徳やちまたこども園「八街コンサート」	明石	9
12/11	ラウンドワン スタジアム アリオ柏	井上	8
12/16	明徳土気こども園	田中	9
12/16	安藤百福発明記念館、海上保安資料館横浜館等	佐藤	8
1/15	サンリオピューロランド	郷家	7
1/24	和光保育園	大村	9

表Ⅱ-B-1-2. <その他>

日程	フィールドワーク先	担当	人数	科目名
5/22	障害者スポーツ大会 (千葉県総合スポーツ センター)	佐藤	39	保育実習 I
6/1,7/23	児童養護施設「ほうゆうキッズホーム」	佐藤	39, 9	保育実習 I (演習)
6/2	母子生活支援施設「旭ヶ丘母子ホーム」、 福祉型障害者入所施設「ふるさと学舎」	佐藤	38	保育実習 I (演習)
6/5	障害者スポーツ大会(VEGA アサヒボウリン グセンター)	佐藤	9	保育実習 I (演習)
6/11, 7/10	児童養護施設「野の花の家」	砥上	4, 2	社会的養護Ⅱ
6/28, 29	短大周辺	古賀	126	こどもと環境
8/5	児童発達支援事業所「結」	佐藤	9	保育実習 I (演習)
10/5	短大周辺	古賀	9	あそび実践演習(自然)
10/15	ちじきょうジョブフェア 2022 (千葉経済短期大学)	佐藤	46	保育実習指導Ⅲ(施設)
12/10	羽根木プレーパーク	田中	9	あそび実践演習 (運動)
12/11	劇団四季「アラジン」	池谷	2	あそび実践演習(言葉)
1/6	児童発達支援事業所「結」	佐藤	4	保育実習Ⅲ(演習)

3/10	浅草演芸ホール	池谷	2	あそび実践演習 (言葉)
------	---------	----	---	--------------

学生の学習成果の獲得について、事務職員も教務・実習グループの職員が中心となって様々な支援を行い、一定の責任を果たしている。教科目の担当教員から報告される様々な情報を基に、出欠席の状況を取りまとめたり、課題・レポート提出等の掲示や指示を行ったり、履修に関しての学生の相談に随時対応している。授業の終了後は、規程に基づき、教員から提出された成績原簿をチェック、評価の入力・集計、保管を実施している。

なかには、学習できない状況に置かれていたり、自信が持てなかったり、意欲や認識が低い学生もいたりするため、学則や各種規程に定められている事項については理解できるよう伝え、問題の解決や緩和を図りつつも、自らを律して学生生活を充実させるように接している。学生の状況のデータベースとポートフォリオの作成等も今後図っていきたい。その他の職員についても、学生生活、実習・就職を担当し、授業以外の学校生活、課外活動、ボランティア、アルバイト、就職支援等様々な業務を通じて、教育目的・目標を達成できるように学生をサポートし、卒業へとつなげている。

職員は学校の教育方針や授業内容、学生の学習成果を理解するために、合同 FD・SD 研修の一環として授業見学するなどし、例えば、板書よりもプロジェクターを使用する教員が大多数であることから、全教室のプロジェクターとスクリーン、教卓用パソコンを設置、Wi-Fi 環境を適宜改善するなど、自身の業務に反映するようにしている。令和 5 年度入学者 (54 回生) からは、全学生が PC、タブレットを所持し使用するように指導しており、経済的に困窮している学生に向けて貸出用の iPad を用意し、環境を整えた。

図書館は、原則的に授業期間中は授業に応じた時間帯で開館しているが、学生の利用 状況に応じて柔軟に対応している。館内の蔵書は保育関係の資料を中心に構成され、学生 の学習向上のために年度当初にシラバスに記載された参考文献を整備したり、専任教員の 推薦図書のコーナーを設置したり、就職担当教員と協力して就職活動に役立つ資料の充実 に努めている。

館内の展示コーナーでは、専任教員の推薦図書や季節に応じた絵本、紙芝居等を月替わり、絵本については日替わりで紹介している他、新着絵本や、特設コーナーとして学生たちの動向に関連したテーマ(実習・現代社会論・フィールドワーク・就職等)に対応した資料を展示し、学生への利便性を高めている。なお、図書館にない資料についてはリクエストをすることができ、国会図書館など他館への複写依頼にも応じている。授業内容や実習、就職活動など、その時々に合わせた本を「おすすめコーナー」で随時紹介している。

図書館の蔵書についても、社会福祉や社会問題をテーマとしたコミック本の所蔵から始まり、現在では教職員による推薦コミック、教員の専門性に沿ったテーマだけでなく、歴史、現代社会などをテーマにしたコミック本を揃えて、学生が社会問題を身近に感じる工夫をしている。映像資料に関しても、国内外の社会的なテーマを扱った作品を所蔵している。書籍に関しては、各教員の研究テーマ、興味・関心のある本を集めた棚を設けていることで、学びへの関心につなげている。

学内の PC 教室には、20 台のデスクトップ・パソコンを備え、授業以外でも自習用として学生に開放している。他にも、スチューデンツ・ラウンジに 3 台の学生用デスクトップ・パソコンとカラープリンターを設置しており、就職・実習の準備、レポート作成に利用されている。また、図書館にもノートパソコンを保管しており、館内での使用が可能となっている。

学生に対する情報教育として、授業科目「メディア・コミュニケーション」を開講しており、メディアの役割や情報の取り扱いに対する考え方の他に、PC 操作の基本的な技術から、卒業後の就労先(保育現場等)で必要となる技術を教えることにより、学生一人ひとりのPC利用を促している。

セキュリティの確保のために、学内 LAN は、事務職員、教員、学生でネットワークを分けている。教職員間、職員間でのデータのやり取りは、サーバー内に共有フォルダを作成し対応している。

本学の施設その他環境的な教育資源は、学生自身が主体的に体験したり、企画を立てたりできる可能性に富んでいる。たとえば、中庭では、竈を設置してあり、様々な機会に火を使ったり、野外調理を行ったりすることができる。ゼミ活動の一環として、畑で野菜を育てたり、子どもたちの遊び場を作ったり、実際に子育て支援ひろばを利用する親子や系列園の 1・2 歳児の子どもたちが利用し、合同で活動を行うこともある。また、調理実習室では、サークルで調理を行ったりすることも可能である。本学の教育資源は、実践する現場をその機能の中に持っていることがあげられる。

また、附属幼稚園など、総合保育創造組織を活用した実践等を積むことができる。これは、実習もそうであるが、実習以外であっても、例えば、夕涼み会への参画や園庭での活動への参加(お泊り保育、焚き火、週末に保護者や卒業生を招いての園庭づくり活動を行う行事「園 JOY」、幼稚園職員による「遊びの研究」他)や専門総合演習・卒業演習(ゼミ)や総合演習、保育内容演習、教育実習等での附属施設の活用、希望者には早朝・夕方のこども園でのアルバイトの機会を設けるなど、将来保育の仕事を行うためには経験しておいたほうが良い実践を積む機会に溢れている。

さらに、「学園祭(めいとく祭)」では、附属幼稚園や地域の子どもたち、卒業生を親子で招待することに主眼を置いた企画もある。また、学生が自主的に親子を呼んで、自身の技術等を披露したり、子どもと接する機会を作ったりするような企画を行うことも可能である。「専門総合演習・卒業演習(ゼミ)」や「保育・教職実践演習(幼稚園)」・「保育内容演習」等で、学生が企画を立て、実践し、振り返り評価し、改善するような学習が可能となる。

学生は、子どもだけでなく、保護者支援や保護者対応を学ぶことも可能である。学内には子育て支援のスペース「育ちあいのひろば たいむ」を設けている。千葉明徳短期大学の子育て支援のあゆみは以下のとおりである。

平成 10 年 10 月より「親子教室」として開始し、平成 16 年に「ほっとステーション親子」と改称、平成 17 年に「誰でもいつでも集い、共に育ちあう場」という理念で「育ちあいのひろば ほっとステーション親子」として文部科学省の「特色のある大学教育プロ

グラム (特色 GP) 」の採択を受け、新たな大学教育の、保育者養成のモデルケースとして実践された。平成 23 年には、短大の事業として「ほっとステーション たいむ」と、附属幼稚園の事業として「ほっとステーション めいと」となり、平成 24 年からは、めいとの活動を休止し、「子育て支援」という限定された規模の活動に留まらず、「育ちあいのひろば たいむ」として活動してきた。平成 28 年から令和元年まで「子ども食堂まんぷくカフェ」を月1回実施してきた。

近年は、新型コロナウイルスの感染状況により、未就園児とその保護者に制限したが、地域の保護者と子どもが学内に遊びに来ている(表 1)。子どもの年齢の内訳をみると、その割合は、0 歳 5%、1 歳 73%、2 歳 13%、未就園児のきょうだいである $3\sim5$ 歳 9% となっている。

活動内容については、のんびり過ごす「ノンプログラム」の時間を核として、子どもと保護者に季節の行事や活動の体験など様々な企画を行っている(表 2)。短期大学の教員が、その専門性を生かし、プログラムを独自に行ったり、卒業演習(ゼミ)などの科目の中で学生もボランティアや企画に参画したりした(表 4)。さらには、利用者による企画として、利用者がお互いに知りたい子育てや生活の知恵についてテーマを設定して話し合う「ママカフェ」を令和2年度より新しく実施している(表 3)。

学生は実習場面では見ることが少ない親子の様子を見たり、親子と接したりすることができる。廊下や図書館など、あえて、学生の動線の中に設定し、気軽に接することができるような環境的な配慮を行っている。また、授業や個人のボランティア等、学生の教育資源としての機会も確保し、子育て支援への学生の参加・参画を促進している。学生が気軽に親子とかかわる機会を作ろうとしているが、専門総合演習・卒業演習(ゼミ)などの活動で半期の間関わり続ける形や、授業の一環でスポット的に入る形、さらには、気軽にかかわる形等のボランティア参加を促進しようとしており、今後も積極的に学生に声をかけていく必要がある。

表1 令和4年度 育ちあいのひろばたいむ 利用者数 (6月から3月)

月(開室日数)	保護者数 (人)	子ども数(人)	月合計 (人)	日平均(人)	学生ボランティ ア総数(人)
計 (33 日)	129 人	121 人	250 人	7人	28 人

表 2 令和 4 年度 たいむ主催の企画(令和 4 年 3 月現在)

実施日	企画名	参加者数
11月8日 (火)	さつまいも芋ほり	4組8名
11月29日 (火)	焼き芋大会	4組8名
12月20日(火)	クリスマスたいむ	3組6名
2月2日(木)	豆まき	3組6名

表3 令和4年度 ママたいむ実施状況 (令和4年3月現在)

実施日	参加者数	内容
7月19日(火)	4 人	ワークショップ
8月2日(火)	0人	ワークショップ
9月20日(火)	0人	ワークショップ
10月4日(火)	2人	ワークショップ
11月1日(火)	2人	ワークショップ
12月13 (火)	1人	ワークショップ
1月24日(火)	1人	ワークショップ
2月7日(火)	0人	ワークショップ
2月16日(火)	1人	ワークショップ
2月28日(火)	0人	ワークショップ
3月7日 (火)	0人	ワークショップ

表4 令和4年度 学生ボランティア (池谷ゼミ) (令和4年3月現在)

実施日	学生数	利用者数
9月13日	4人	5組10名
10月4日	4人	6組12名
10月11日	4人	4組8名
10月25日	3人	3組6名
11月8日	1人	5組10名
12月13日	3人	1組2名
1月24日	2人	4組8名
1月31日	2人	4組8名
2月2日	3 人	3組6名
2月7日	2人	5組10名

表4 令和4年度たいむ利用者(こども)の年齢内訳

- · · · · · · · ·				
年齢	人数			
0 歳	3			
1歳	40			
2 歳	7			
3 歳	2			
4歳	2			
5 歳	1			

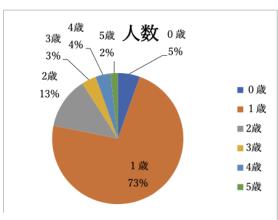


図1 令和4年度の利用者(子ども)の年齢内訳

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。] ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物 (ウェブサイトを含む) を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習 支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣(長期・短期)を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

従来、入学予定者(入学手続者)に対して、入学前の2月にスタートアップ・カレッジとして2回の受講を義務付けてきたが、新型コロナの問題から、1回のみの開催となった。従来の主な内容としては、入学に向けての準備、入学後の代表的な授業科目の体験、選択科目についての説明と選択希望調査等であり、希望者には「音楽表現演習」における楽器(ピアノ・ギター)の体験レッスンを行ってきた。今年度の内容は、入学後に必要となるGmail等の設定と説明会、体験授業を行った。説明会では、次年度からのICT教育推進のために新入生に端末を用意してもらい、丁寧に個別対応を行った。体験授業は明徳の「体験から学ぶ」という学習の機会と、入学予定者同士の交流を深めることを主眼として行った。

入学式、保護者説明会を行い、学生生活、単位履修、実習についての説明をしている。 また、年に2回、成績相談会を行い、面談を希望する保護者には、来校しやすい日曜日な どに個別の面談を行っている。

毎年年度初めに、1·2 年生それぞれを対象とし、ガイダンスを実施している。令和4年度は、2年生は3月25日に実施し、1年生は、4月5~6日に、新年度のガイダンス(備付-18)を実施している。

ガイダンスは、学生生活に関するガイダンスと教科目の履修に関する教務ガイダンスとに分けられる。教科目の履修に関する教務ガイダンスは、学習成果の獲得に向けて、1年生には、高校までとの違いを中心とした履修登録と学校生活全般に対する説明を行い、2年生には、保育士資格・幼稚園教諭免許の取得にもつながる選択科目についての説明を中心に行っている。さらに、新入生には、学内探検、学外探検(学校周辺地域)もグループで行い、学習環境へ慣れるよう創意工夫した。

更に、2 年次科目のいくつかの選択教科目(フィールドワーク/専門総合演習・卒業演習(ゼミ)/現代社会論・各論/あそび実践演習)については、4 月中を目途にし、学生自身が考えられるような期間を設定し、各教科内のガイダンスで教員から説明をする他、個別相談を実施した上で選択を行えるようにしている。

また、上記の選択科目に関しては、1年生が2年生の授業報告会に出席することで、ガイダンス以外の場面でも選択のために情報を得る機会を作っている。

学習成果の獲得に向けて、「シラバス」(提出-8)と「学生便覧」(提出-1)、学習支援のための印刷物(ウェブサイトを含む)を発行し、ガイダンス時に説明している。学内広報誌「月歩学歩」(備付-1)において、学習成果や学習の過程、授業の意図等を紹介し、理解と周知に努めている。

また、アドミッション・センターを中心に、本学のホームページについては随時改変を行っており、入学希望者へ向けた広報の改善を図っている。

基礎学力が不足する学生に対しては、学校生活や授業への出席、授業の理解度に合わせて、1年生は保育内容演習、2年生はゼミの担当教員が、個別に細やかにサポートを行っている。

また、1年次に科目を落とした学生に対しては、年度開始前に「履修相談会」を実施し、本人の今後の進路希望等を聴きながら、個別の時間割を作成するなどし、細やかにサポートしている。その上で、学習上の悩みなどの相談に対しては、担当教員を中心として、職員も含めた体制で、個別に対応している。

優秀な学生に対しては、より専門知識と技術の向上を目指して担当教員が論文を紹介する等、個別指導している。

学習成果の獲得状況の量的・質的データは、教務委員会がまとめ、教授会で共有している。また、それに基づき、FD 委員会で、授業方針や内容について随時検討を行っている。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。] ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織(学生指導、厚生補導等)を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援(学生寮、宿舎のあっせん等)を行っている。
- (5) 通学のための便宜(通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等)を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。

- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習(日本語教育等)及び生活を支援する 体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整 えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動(地域活動、地域貢献、ボランティア活動等)に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

学生の生活支援のために、学生生活委員会の教員を配置している。担当の教員は、短大生活に関する学生の相談に応じたり、式典に関する準備を中心になって行ったり、学生の中から選出される学友会役員及びイベントの都度組織される実行委員会と協力しながら、サークル活動や学園祭等の学生が主体的に参画する活動が円滑に行えるよう支援している。新型コロナウイルス感染症が蔓延している状況下での授業保障のため、令和2年度後期より、Google suite for Education (現 Google Workspace)を用いたオンライン授業を開始した。これに合わせて、掲示板を従来のものから、オンライン上で確認できるものに変える、学生にも一人一つのアカウントが与えられ、Gmailで直接連絡を取る方法が確保された。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、対面授業自体が制限され、学園祭もサークル活動も一切できないままであった。令和3年度はオンラインツールを活用した学友会選挙を行い、学園祭の計画をしたが、感染拡大状況が改善せず、延期の末に中止となった。2年連続で学園祭がなく、学生同士が学年を超えて交流する機会も失われたことから、令和3年度の年末には、学生生活委員会が1・2年生の交流会を企画し、学友会も、この交流会や各ゼミを回って菓子をクリスマスプレゼントとして配るという形で参加した。R4年度は、令和2年度の後期より活用しているGoogle Workspaceでオンライン上でのやりとりを中心としながら、全面的に対面授業が行えた。依然として感染者が多かったことから感染症対策として昼食時にパーテーションを用いて、黙食をする、ピアノ練習室に複数人入室しないといった注意喚起を行いながら、学校生活を楽しめるように学友会やサークルの募集を行った。サークルの立ち上げには至らなかったが、学友会を中心に、11月に学園祭、2月にスポーツ大会を実施することができた。学園祭では、学友会や学園祭実行委員が、コロナ禍でも開催できる形で附属幼稚園や近隣の小学生を対象にして企画した。2年生のゼミと有志の1年生が、催し物を企画し来園者は170名以上となった。

他にも、前期・後期の終わりには「音楽表現演習」の授業の一環として、「明徳はうたう」という学内コンサートも実施している。授業の一環ではあるが、履修学生だけではなく、音楽表現演習を担当する教員、その他の有志教職員によるピアノ演奏やバンド演奏、有志学生らやダンスサークル等が参加し、様々なジャンルの音楽・歌・ダンスなどの発表の場として機能している。

その他、学生への支援体制として、1 年生には「教育実習(幼稚園 I)」、2 年生には「専門総合演習・卒業演習(ゼミ)」の担当教員が、個々の学生の担当者として、学習面だけでなく学生生活全般について支援・配慮する体制を整備している。

財政上・また敷地規模の上からも、学生全員が入れる食堂や売店の設置は極めて困難であるが、令和2年度末には、現状の学生ホール(学生食堂)の改修を行い、居心地の良い空間を整備した。令和4年度は、全面的に対面授業を実施したことから、学生食堂の営業も開始された。学生食堂に、卒業記念品の複数の電子レンジとウォーターサーバーを設置して多くの学生に有効活用されている。また、敷地内にヤマザキショップ(Yショップ)があり、気軽に軽食等を変えるようになったことから、学生食堂一ヶ所に学生が固まらず分散できている。

また,第51回生(令和3年度卒業生)と第52回生(令和4年度卒業生)は、新型コロナウイルス感染予防対策として最新の空気清浄機計4台を卒業記念品として寄贈し、快適な学生生活の一助となっている。

入学希望者の多くは実家からの通学が可能であり、学生寮はない。実家が遠方のため 一人暮らしをする学生は、短大近辺の不動産などで個人的に部屋を探している。

本学に一番近い最寄り駅は京成電鉄千原線の学園前駅であり、その他にも JR 外房線の 鎌取駅・蘇我駅などが利用されている。両駅とも本学から離れているため、路線バスを利 用することとなる。学内には駐輪場を設置し、自転車・原付での通学が可能である。また、 交通の便の悪さ等を理由としたバイクや自動車による学校までの通学は、年度の初めに学 生から申請をし、必要性等について学生生活担当職員が面談で確認した上で適当と判断し た場合に認めている。(*専用駐車場あり)

様々な事情により学費の納付が困難な学生には、日本学生支援機構などの学外の奨学金をあっせんしているだけでなく、一定の条件を満たしていれば、本学独自の奨学金も貸与・給付を行っている。

健康管理やメンタルヘルスケア・カウンセリングについて、平成 27 年度に保健室を設置し、平成 28 年度からは職員が常駐している。なお、メンタルヘルスケア及びカウンセリングについては、月に数回、学園にスクールカウンセラーが来校しており、短大の教職員及び学生からの相談も受け付けている。学生の中には、医師から適応障害や双極性障害、発達障害の診断を受けており、本人の能力、特性に応じた合理的配慮に努めている。

先に述べたように、1年生には「教育実習(幼稚園 I)」、2年生には「専門総合演習・卒業演習(ゼミ)」の担当教員が、個々の学生の担当者として短大側の窓口となり、学校生活全般から卒業後の進路に至るまでの意見や要望についても聴取するように努めている。令和4年度には、短期大学生調査や就職支援に関するアンケートを実施し、本学の学生生活や生活習慣等も含め、学生の実態と要望を吸い上げた。

従来の社会人入試に加え、平成 27 年度より離職者等再就職訓練(長期高度人材育成コース)の受託を受け、「訓練生」の受入れを開始している。これはハローワークからの委託を受けて行っているもので、訓練生は本学の学生として入学し、通常の学生と同様の教育課程を受けて保育士資格や幼稚園教諭免許を取得することになっている。令和 2 年度の入学者は 10 名で、これまでの累計は 102 名となっている。この訓練生を支援する者とし

て、教員2名、職員1名の担当者を置いている。また、半期に1回訓練生を対象とした意見交換会を実施し、一般の学生(高校卒業 18 歳)とは異なる家庭環境等にある訓練生としての意見・提案を聴取する体制をとっている。令和3~4年度は、現役生のみで定員充足したため、訓練生の募集は行っていないが、今後も保育士資格と幼稚園教諭免許取得者を輩出していくために、必要に応じて受け入れていく。

障がい者の受入れについては、車いす用のトイレや玄関前のスロープはあるが、学内には段差が多く、また、廊下や教室内の通路も狭く、エレベーターも設置していないため、バリアフリーな環境設備には課題がある。学園が100周年記念を迎えるため、それに合わせてエレベーターは設置するなどバリアフリー化を進める予定である。

学生の社会的活動は、「専門総合演習・卒業演習(ゼミ)」等の授業を中心として、サークルや個人の活動として行っている。具体的には、近隣の保育所・幼稚園・社会福祉施設等の行事や地域のイベントに参加している。このような学生のボランティア活動を促進するため、専用の掲示板を設置し、斡旋している。また、学園内の総合保育創造組織の園において、ボランティアやアルバイト等を積極的に斡旋している。加えて、本学ではオープンキャンパススタッフへの参加率が高く、学生が学校の魅力や保育の面白さを自分なりの言葉で高校生やその保護者に伝える場となっている。こうした学外の活動を行っている学生については、学業成績とも合わせた上で、卒業時における様々な表彰選考において評価している。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

就職(進路)支援の体制としては、教員2名、職員2名が担当しており、毎月定期的に会議を実施して連携を図っている。就職支援には、全体での支援と、守秘義務を前提とした個別の細やかな支援が必要であると考える。

就職支援のための施設として、事務室前には各園や施設のパンフレット、地域別の求職票や過去に受験した学生が記載した「受験報告書」(備付-21)等が常設されている。その時々の学生のニーズに合わせ、担当職員が事務室前に、就職活動に向けた流れや就業に対する疑問に答えるポスターなどを作成して掲示している。また、令和3年度より「就職相談コーナー」を設け、オンライン予約制で相談できる場を設けている。その際の学生の就職活動の進捗状況やその時々の気持ちの揺れ動きについては、学生との面談後に担当教職員がGoogle Drive に記入し、就職支援担当間での情報共有を図っている。

昨今、経済的な事情から千葉県社会福祉協議会が行なっている保育士修学資金貸付制度等の給付型奨学金を受けている学生が多く、給付の条件として指定された保育所等で規程年数継続して働く等、卒業後の進路が限定されていることがある。それらを始めとした就業に関する重要事項に関しては、教授会やゼミ(専門総合演習・卒業演習)担当教員と共有しているだけでなく、実習担当教員と情報を共有し連携することで、学業や実習での様子・評価を勘案しながら学生一人ひとりに合った就職先を斡旋することが可能となっている。さらに、就職試験を受ける際には、学生は事前にゼミ(専門総合演習・卒業演習)担当教員と履歴書を基に面談をし、「受験申込書」に教員のサインを得てから実習・就職グループに提出することにしている。そのため、学生が就職試験に臨むにあたり、複数の教職員が協働して学生の就職相談や支援ができる体制を取っている。また、対人援助職である保育士・幼稚園教諭の採用試験において必ず実施される面接については、就職活動が本格的に始まる時期に、全専任教員と協働して「模擬面接」を実施している。

就職活動が本格的に始まる前の9月には、県内の幼稚園・保育所が来校し、各園の保育内容について説明する「保育内容説明会(旧:就職説明会)」を実施している。参加園には、同説明会が就職の斡旋ではなく、各園の保育内容を重点的に説明し、学生が理解することが結果的に就業につながることを強調し、令和3年度より名称を「就職説明会」から「保育内容説明会」と改めた。令和4年度は、参加園は34園(千葉市民間保育園協会:15園、系列園:6園、私立幼稚園:16園、近未来保育研究所:19園)、全2年生に参加を促し、1年生はコロナウイルス対策のため希望学生のみの参加とした。例年、2年生は全員参加しており、平成30年度より1年生の参加も可能とし、就業に対する意識を早い時期から高めるよう促している。

また、求人票の開示方法は、令和2年度までは紙の求人票を掲示する方法だったため、 学生は学校に来なければ求人内容を確認することができなかったが、令和3年度からはオ ンラインを活用し、学生が自宅でも求人内容を確認できるようにオンライン環境を整備し、 緊急時でも学生の就職活動が滞ることがないよう、今後もオンラインを活用した就職活動 のサポートを行う予定である。

学生への就職支援は、単なる就職活動に終わらず、就業に至り働き続けられる人材を育成するため、自己理解、職業意識、就労観の醸成が必要であると考える。そのため、教育課程の中では、年間を通じて就業意識を高めるために、教養科目として、1年生後期の「キャリアデザインI」、2年生前期の「キャリアデザインII」、2年生後期には授業ではないが「キャリアガイダンス」として実施している。各授業では、自己理解につながるワークシート作成、学生の育った地域の幼稚園・保育所・施設等の調査、生涯を通じたさまざまな働き方や労働法、ハラスメントについての講義、卒業生を招いた講演会等を扱っている。また、授業では就職までの流れを網羅した本学オリジナルの「就職ハンドブック」を配布し、活用している。学生は、こうした授業を含む本学の教育課程を経て、卒業の際に「幼稚園教諭免許」「保育士資格」を取得し、関連する職場に就職していく。そのため、実習を始めとする通常の授業に着実に出席し学んでいくことが就職対策であると言え、その支援が就職支援にもつながっている。

県の保育士職や各自治体の保育士・幼稚園教諭職を希望する学生に対しては、1 年次後期から2年次前期にかけて、週1コマの頻度で「公務員試験対策講座」を開講している。

この講座は、一般教養試験を行っている幼稚園や保育所を受験する学生にも対応することができている。多くの幼稚園や保育所の採用試験で行われるピアノについては、「ピアノ 試験対策講座」を行っている。この講座は、本学の専任教員が担当し、実際の試験を想定 した内容となっている。

2 年間を通じた就職支援に対して、卒業前の学生に就職支援についてのアンケートを実施している。これらの集計結果は、就職支援担当教職員で分析し、課題や改善点の検討を行い、支援を向上できるようにしている。また、3 月の就職前研修の回数、内容等について学校が把握するために、令和3 年度より学生にアンケート(備付-13)を取り、学生から受けた相談については就職担当教員が直接就職先に連絡して調整を行っている。

卒業時の就職状況については、就職決定率、月ごとの求人件数と就職決定数、就職先の種別等をまとめ、その年の傾向等を分析している。そして、就職支援の際には、前年度の数字と比較し、学生の動きが遅い月には斡旋を強化するなどの対応をしている。

令和4年度の就職率については下記の通りであった。

衣Ⅱ-D-4-1. 別順力	山平				
	令	令和3年度		令和4年度	
	人数	比率	人数	比率	
卒業者数	104		106		
斡旋希望者数	99		109		
就職決定者数	99		109		
就職決定率		100.0%		100.0%	
幼稚園	7	7.1%	9	8.3%	
認定こども園	10	10.1%	24	22.0%	
保育所	52	52.5%	44	40.4%	
認可外保育施設	4	4.0%	5	4.6%	
福祉施設	12	12.1%	20	18.3%	
公務員 (保育士)	3	3.0%	5	4.6%	
公立臨時採用	4	4.0%	0	0%	
一般企業等	7	7.1%	2	1.8%	

表 II -B-4-1. 就職先比率

就職後の学生の動向や離職については、教員が実習巡回時に卒業生の状況を確認したり、卒業生及び施設向けに行っているアンケート調査の結果をもとに、就職先や学生の傾向を分析・検討したりして、学生の就職活動に活かしている。

また、本学の就職支援は、在学中だけではなく、卒業後も実施している。例えば、数年前まで、特に社会福祉施設での離職者が多かったため、本学特任教授が就業先を定期的に訪問し、卒業生の様子を確認したり面談したりしている。また、実習時の訪問指導の際には、卒業生の様子を確認するとともに、声をかけ、様子を伺うようにしている。加えて、卒業生が職場や保育について迷いや悩みが生じた際や、退職・転職を考えている際には、随時相談を受け付けている。これは、就職支援担当職員が担うこともあるが、それまでに関わりの深かったゼミの教員も随時受けつけており、そこで得た情報については、就職支援委員に共有し、その後教授会等で全体共有をしている。また、そのような相談の

中で、保育についてさらに学びを深めたいと申し出る卒業生に対しては、研修生制度や 4 年制大学への編入なども勧めている。

卒業生と学生とのパイプを強めるために、複数の授業へゲストスピーカーとして卒業生を招聘している。2 年生前期の「キャリアデザインII」や後期の「保育・教職実践演習(幼稚園)」の授業では、ここ数年毎年卒業生をスピーカーとして招いている。加えて、子育て支援施設・たいむでは卒業生を職員として迎え、卒業生は子どもや学生の育ちを支えながら、自身の現場復帰の道にもつなげている。

進学(4 年制大学への編入等)については、情報を就職担当教員が受け持つ授業「キャリアデザインⅡ」内で知らせるとともに、掲示で公開している。また、相談があった場合は、その学生の「専門総合演習・卒業演習(ゼミ)」担当教員と連携して対応している。留学については、ワーキングホリデーや語学留学を希望する学生からの相談に就職担当教員が対応している。

<テーマ 基準 II-B 学生支援の課題>

Ⅱ-B-1 課題

原則としてオンラインツールによって連絡や掲示を行えるようになったものの、授業でのオンラインツールの本格的使用を考えたとき、学内のネット環境の整備が必要になる。インターネット契約の変更や、各教室にアクセスポイントを設置等する等の改善をしてきたものの、学内全体で使用できる容量自体はまだ2学年全員がデバイスを使用して受講するには十分ではない。

また、出欠管理や履修登録等の教務面と共に、学生生活支援も、オンラインツールを用いることで充実させることが必要である。特に、学生への連絡については、掲示板のみでは行き届かない現状があるため、掲示板使用のルール整備や、Google 以外のツールの検討も考えられる。

加えて、今後学生の状況のデータベースとポートフォリオの作成等も今後図っていきたい。

Ⅱ-B-2 課題

学生からの様々な相談について、業務に関連して特定の職員に集中する傾向があり、 教員との役割分担を含めて、職員の体制を検討する必要がある。

学習上の悩みなどの相談は、担当教員を中心として、職員も含めた体制で、個別に対応しているが、記録を作成するなど、さらに全体として共有するような仕組みを作っていく必要がある。

短大内のみならず、学園のカウンセラー等とも連携を取り、常に短大としての立ち位置、方針を明らかにしておく必要がある。

Ⅱ-B-3 課題

令和2年度の学生ホール整備に続き、令和4年度には、学生ホールの外の空間にウッドデッキのステージと、附属幼稚園の二つの園舎を結ぶ遊歩道が完成した。この空間を、食堂だけでなく、様々なイベントなどに活用していくことが課題である。

学園祭は、学生主体の大きな学園行事であるため、新型コロナウイルス感染症の感染 状況を見ながら、可能な形を模索する必要がある。例年、準備を進めるにあたって十分な 時間を確保できないという課題もあり、開催日や準備期間のあり方について検討の余地が ある。

通学に関して、鎌取駅・蘇我駅からの路線バスは、十分な本数の確保がなされていない(中学・高校との共同利用等も検討する必要がある)。また、京成千原線においては、 運賃が他の路線と比べても割高になっている。

学生からの意見や要望の聴取については、全専任教員が「専門総合演習・卒業演習 (ゼミ)」の担当となり、全学をあげての学生生活支援の仕組みが構築された。今後は FD (・SD) 研修会等を通じて、学生対応や学生支援に関する研修等に取り組むことが求められている。

社会人を含めた様々な年代の学生を受け入れ、学生が充実した学修活動ができるよう、オンラインも含めた受け入れ体制の整備は検討課題である。

奨学金等の学生への経済的支援についても、「貸与」がほとんどであり、「給付」型の奨学金の検討も進めていく必要がある。

学生の社会的活動は新型コロナウイルス感染症の影響により制限されていたが、可能な範囲で多くの学生が社会的活動を経験することができるよう、教員による企画やボランティアの募集など周知する機会を充実させる必要がある。

Ⅱ-B-4課題

卒業生が保育者という仕事にやりがいを感じ、長く働き続けるためにも、ミスマッチのない就職支援を求めたい。そのために、まず1つは、貸付制度奨学金により学生の就職先が限定されていることから、アドミッション・センターと協働して検討する必要がある。次に、令和3年度より「保育内容説明会」にて実施した保育現場との意見交換会は、情報や意見を共有できる有意義な会となったことから、就職先への卒業生訪問を含め、今後も就職1年目の卒業生へのサポートのあり方等の対話を深めていきたい。

<テーマ 基準 II-B 学生支援の特記事項>

特になし

〈基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画〉

(a) 前回の認証 (第三者) 評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の 実施状況 学習成果と達成状況の「見える化」の仕組みとして、シラバスに「カリキュラム・マップ」や科目ごとの成績評価の基準を掲載した。また GPA 制度を設け、教授会での共有、学生自身の成績への掲載を行っている。

令和2年度には教育課程の改訂を行った。教養科目と専門科目のバランスや、コアカリキュラムを2年間の教育課程にどのように配置するか、時代・社会の要請や学生の実情に照らし合わせてカリキュラム編成を行った。

キャンパス・アメニティの充実に向けては、令和2年度に行った食堂の改修が完了している。令和4年度完成のウッドデッキのステージと遊歩道等、物理的環境について整備されており、新型コロナウイルス感染症の影響がなくなってからも、学生たちが落ち着いて学ぶことのできる環境について、引き続き、教職員だけでなく、学生の意見を聴取しながら検討していく。

教員、学生の更なるコンピュータ活用のための、教育環境の整備については、新型コロナウイルス感染症対策をきっかけとして、Google suite for Education (現 Google Workspace) を導入したことで、学生一人ひとりのアカウントを作ることができ、飛躍的に整備が進んだ。

入試・募集について、今まで以上に、本学の学びを十分理解した学習意欲の高い入学者を確保するために、ホームページをリニューアルし、本学の教育の目的や学習方法を強い魅力として受験生に伝えられるように改善を図ることができた。その結果、令和2~4年度の入学定員(120名)は確保できたが、更なる工夫・改善を進めていく。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

新型コロナウイルス感染症の影響により、オンラインツールの活用が進んだ。今後は、オンラインツールの使用を前提とした社会における保育者養成にあたり、就職先アンケートの結果等を参考にして本学としても、どのような意図で環境を整えていくか、十分に検討していく必要がある。

18 歳人口の減少、保育系進学希望者の減少、短大進学希望者の減少という逆風の中で、継続して入学定員を確保するために、本学の魅力のみならず、保育という職業の魅力を今まで以上に積極的に発信する必要がある。保育の魅力は主に高校 1、2 年生対象の進路ガイダンスやオープンキャンパス、保育体験会の他、Instagramや TikTok 等の SNS で画像や動画を使って発信する。また、本学の魅力は、学校案内、高校 3 年生対象の進路ガイダンス、ホームページ、高校訪問、オープンキャンパス、SNS 等での広報を行っていく。また、保育を学ぶ学校が少ない東北や上信越の一部地域に対しても、高校訪問や会場ガイダンスを通して本学の魅力を積極的に発信していくことを模索する。

学習成果と達成状況については、半期科目が増えたことにより、自身の達成度の「見える化」が進んでいるが、この結果を意欲の向上につなげるような取り組みを検討する。 さらなる学習成果に結びつくよう、「育てる保育者像」と実際の学生とを照らし合わせ、 学生の学習状況・生活状況のデータベースの作成等図っていきたい。

更に、GPA 等の指標を利用し、学生生活、学習環境の問題の早期把握、面談等対処をより早急かつ的確に行えるような体系化を検討したい。また、GPA だけでなく、さらなる多

様な定性的・定量的、主観・客観を組み合わせた多面的な測定手法の検討および学内外へ の公表が必要となってくる。

新年度のガイダンスについては、学生の理解を踏まえた内容にする必要がある。新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、学生自身が考えて行動することが安心して学べることにつながること、学生生活の充実は学生自身が作り出していくものであることを伝えていきたい。

キャンパス・アメニティの充実に向けては、更なる意見の聴取・検討・改善が求められる。特に環境的要因の改善は不可欠であり、学生の意見聴取の方法,心を寄せて相談ができる場所・人の配置などは課題と思われる。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

様式7-基準Ⅲ

「テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

提出資料-規程集 6 学校法人千葉明徳学園 事務組織規程

- 11 学校法人千葉明徳学園 就業規則
- 12 学校法人千葉明徳学園 期限付雇用教職員就業規則
- 13 学校法人千葉明徳学園 パートタイム職員就業規則
- 14 学校法人千葉明徳学園 休暇規程
- 15 学校法人千葉明徳学園 病気休暇規程
- 16 学校法人千葉明徳学園 休職規程
- 17 学校法人千葉明徳学園 育児休業規程
- 18 学校法人千葉明徳学園 介護休業規程
- 19 学校法人千葉明徳学園 労働安全衛生委員会規程
- 24 学校法人千葉明徳学園 事務職員の資質向上活動(SD)に関する規程
- 25 学校法人千葉明徳学園 事務職員の資質向上活動(SD)に関する規程細則
- 28 学校法人千葉明徳学園 給与規程
- 29 学校法人千葉明徳学園 給与規程細則
- 30 学校法人千葉明徳学園 超過勤務手当支給に関する規程
- 31 学校法人千葉明徳学園 退職金支給規程
- 32 学校法人千葉明徳学園 退職金支給規程細則
- 34 学校法人千葉明徳学園 定年規程
- 35 学校法人千葉明徳学園 定年退職者の再雇用に関する規程
- 37 学校法人千葉明徳学園 扶養家族手当支給細則
- 38 学校法人千葉明徳学園 住宅手当支給細則
- 45 千葉明徳短期大学 組織規程
- 48 千葉明徳短期大学 各種委員会規程
- 49 千葉明徳短期大学 FD·SD 委員会規程
- 52 千葉明徳短期大学 教員任用規程
- 53 千葉明徳短期大学 教員任用細則
- 54 千葉明徳短期大学 非常勤講師に関する規程
- 55 千葉明徳短期大学 非常勤講師に関する規程細則
- 57 千葉明徳短期大学 任期付教員に関する規程
- 59 千葉明徳短期大学 「研究費」「特別教育活動費」「学会費と学会出張 費」取り扱い要領
- 61 千葉明徳短期大学 特別任用教員に関する規程
- 備付資料 27 専任教員の個人調書(教員個人調書[様式 21]、教育研究業績書[様式 22])

- 28 非常勤教員一覧表(「様式23])
- 29 専任教員の年齢構成表
- 30 千葉明徳短期大学研究紀要第41号(令和2年8月31日)
- 31 千葉明徳短期大学研究紀要第42号(令和3年3月25日)
- 32 千葉明徳短期大学研究紀要第43号(令和4年3月25日)
- 33 千葉明徳短期大学研究紀要第44号(令和5年3月25日)
- 34 専任職員一覧表
- 35 令和2年度~令和4年度FD活動報告
- 36 令和2年度~令和4年度SD活動報告

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員(兼任・兼担)を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

本学は、保育創造学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて必要な教員組織を編成しており、短期大学設置基準に定める教員数(学科の種類及び規模に応じる専任教員数は10名、短期大学全体の入学定員に応じる専任教員数は3名で合計13名)を上回る14名を配置し、必要とされる3割の教授数(4名)に対しても4名の教授を置いている(令和4年5月1日現在)。更に、幼稚園教諭2種免許状、保育士資格を取得するための教員組織にもなっており、各々教職課程認定基準、指定保育士養成施設の指定基準を満たしている。専任教員の職位の基準は、「千葉明徳短期大学教員任用規程」(提出-規程集52)「千葉明徳短期大学教員任用細則」(提出-規程集53)に定めており、これらの規程・細則に定める教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。

専任教員は主として専門分野に配置し、専任教員では対応できない科目には非常勤講師を配置している。具体的には、実習科目(教育実習、保育実習)や、「保育内容演習」、「専門総合演習・卒業演習(ゼミ)」は、必ず専任教員が担当している。一方、保育系の枠に留まらず、現実の社会のあり様、社会への理解を目指す科目については、非常勤講師(非常勤教員)が担当し、各々の得意分野での知識・経験を活かした授業を展開している。非常勤講師(非常勤教員)の採用は、専任教員に準じて、教員任用資格審査委員会に

おいて厳正に審査され、学長へ答申された後、学長が任用を決定し、理事長に報告される 仕組みとなっている。

現状の教育課程において、専任教員(備付-27)と非常勤講師(非常勤教員)(備付-28) によって適切に対応できているので、補助教員は配置していない。

専任教員の採用、昇任についても、「千葉明徳短期大学 教員任用規程」「千葉明徳 短期大学 教員任用細則」に基づいて行っている。先に述べた非常勤講師(非常勤教員) の採用と同様な手順である。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を 行っている。]

- ※「当該区分に係る自己点検・評価のための観点】
 - (1) 専任教員の研究活動(論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他)は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
 - (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
 - (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
 - (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
 - (5) 専任教員の研究成果を発表する機会(研究紀要の発行等)を確保している。
 - (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
 - (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
 - (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
 - (9) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
 - (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

専任教員は、保育創造学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、各自の専門領域のほか、授業と直結した研究等を行っている。主な研究成果は、所属学会等を通じて発表している論文や「研究紀要」(備付-30、31、32、33)(原則として毎年 1 回発行)で公表されている他、本学のホームページ「教員紹介」にも概要を記載している。

令和3年度まで、少額であるが講師1名による科学研究費補助金(以下、「科研費」という。)の助成を受けることとなっていたが、担当教員の育児休職にともない、期間が延長されている。

また、他大学の教員との共同研究者として講師1名が令和2年度から令和4年度まで科研費を獲得している。

専任教員の研究活動は、「千葉明徳短期大学 「研究費」「特別教育活動費」「学会費と学会出張費」取り扱い要領」(提出-規程集59)に基づき、年間20万円までの「研究助成金」が申請により、支給されている。他に、2件までの学会費(年会費、学会発表料、資料代、旅費交通費等)が事前に申請することにより認められている。また、特段の規程はないが、海外での学会・国際会議等への出席についても申請の上で認められている。

専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みとして、毎年科研費応募開始時期とな

る 10 月上旬に、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、コンプライアンス研修を行っており、受講した専任教員からは「科学研究費補助金の使用にあたっての誓約書」の提出を求めている。

専任教員(非常勤講師を含む)の研究成果を発表する機会として、毎年1回年度末に研究紀要を発行している。研究成果の発表の場の拡大を目指し、令和2年度は、前期・後期の年2回の発行を行ったが、令和3年度以降については従来の年1回発行に戻っている。

専任教員には、研究室が付与(※一部2人部屋)されており、事務机、椅子、書架、パソコン、プリンターが貸与されている。講師以上の専任教員は、毎週1日の「自宅研修日」を保障されている。他にも、学生の夏季休暇等の期間を活用して研究等を実施している。ただし、全体的に授業コマ数や校務の負担が重く、毎週決まった曜日に自宅研修日を取れなくなっている現状がある。令和2年度から、新しい雇用管理のシステムを導入し、教員の働き方に関する情報収集を行いながら、あるべき教員の働き方を検討し、令和3年度から、裁量労働制に移行している。

FD活動については、各種委員会規程(提出-規程集48)に基づき、FD委員会を常設し、活動を行っている(備付-35)。具体的には、定例の教授会後にFD委員を中心として、本学の教育実践についての報告、検討を行い、その結果に基づく改善案の検討及び実施の促進を行い、本学が行う教育研究活動及び学校運営の向上を図っている。また、令和3年度のFD研修会では、各教員の研究的関心の共有が共同研究の実現に繋がり、また、近接領域の科目担当者同士での話し合いが、授業の関連や学生の学びの蓄積に結びつくような工夫が編み出されるといった成果を得ることができている。更に、FD・SD合同の研修会では、合理的配慮の必要な学生への対応や、災害時の危機管理等についての現状と課題を共通で認識している。令和4年度のFD研修会では、3ポリシーの見直しや授業のあり方などを検討、確認した。さらに、FD・SD合同の研修会では、教職員の連携に向け、分掌や業務内容のあり方や課題を検討し共有した。

専任教員は、教授会の下の各種委員会でいずれかの委員となり担当校務を分掌している。FD 委員会の他にも、入試・募集広報委員会、教務委員会、学生生活委員会があり、 事務職員の組織(グループ)と連携して業務を行っている。

「区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

- ※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]
 - (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
 - (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
 - (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
 - (4) 事務関係諸規程を整備している。
 - (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
 - (6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
 - (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

本学の事務組織は、事務室を中心として、アドミッション・センター、図書館、こども臨床研究所、保健室、育ちあいのひろば たいむ (子育て支援) から成り立っている (※一部教員を含む)。事務室には、事務長の下、業務のまとまりごとにグループリーダーを置き、責任体制を明確にしている。他の組織についても、各組織の長の下に、スタッフが配置されている。特に、入試・募集 (入学者の確保) に注力するため、「アドミッション・センター」の人員を増員している。具体的には、平成 31 年度 (令和元年度) から学長のアドミッション・センター長兼務を取り止め、新しい職員をアドミッション・センター長として採用している。また、アドミッション・センター内の嘱託職員が附属幼稚園の業務を兼務することとなったため、令和 3 年度からパート職員を 1 名増員している。 (*令和3年度末で専任職員が1名退職しているが、学園内の異動で令和4年度から専任職員が着任している。)

本学では、専任事務職員の異動がほとんどないため、結果として業務に精通することになってきたが、別の見方をすると、業務が特定の個人に固定されてきたことになる。その解消のために、平成27年度から業務の見直しによる、人員の異動、グループ編成の改編を実施している。平成30年度には、4月に1名、11月に1名の専任事務職員を採用し、より良い学習環境、バックアップ体制を念頭に置いたグループ体制で業務を遂行している。しかしながら、長年勤務していた専任職員が2年(令和2・3年度)続けて退職しており、その後任として、1名は業務を一部限定した上で、助手として新規採用している。また、もう1名は学園内から専任職員が異動してきたが、令和3年度末で退職したため、令和4年度については、外部からの出向者で対応している(備付-34)。

「千葉明徳短期大学 組織規程」(提出-規程集 45)で、事務体制・分掌業務が規定されている。他の必要な規程は、学園の規程として整備されている。

事務室内の情報機器は、コピー機等の事務関連備品についても十分に整備されている。 平成 27 年度に SD に関する規程を新設し、計画的な活動をスタートさせている。また、法人としても、「学校法人千葉明徳学園 事務職員の資質向上活動 (SD) に関する規程」 (提出-規程集 24) 「学校法人千葉明徳学園 事務職員の資質向上活動 (SD) に関する規程 程細則」 (提出-規程集 25) を平成 28 年 4 月 1 日付で新設し、計画的に SD を実施する体制を整えている。その後、平成 29 年 4 月 1 日の「大学設置基準」の改正によって、SD 活動が義務化され、かつ SD 活動の対象が「職員」だけではなく、「教員」も含まれることになったため、職員を対象とする「千葉明徳短期大学 SD 委員会規程」を廃止し、新たに教職員を対象とする「千葉明徳短期大学 SD 委員会規程」 (提出-規程集 49) を策定し、体制を整備している。職員の知識・技能向上のため、文部科学省関係の各種説明会や日本私立短期大学協会、千葉県私立大学・短期大学協会等の研修会・セミナーに積極的に参加し、スキルアップを図っている(備付-36)。更に、各々の成果を学内で教職員を対象に発表する機会を設けており、学内での情報の共有化及び教育研究活動の等の支援を行っている。

日常業務の見直しについては、各グループの単位で行っている。業務引継ぎの際に、内容の整理を行い、手続き面での見直し等業務の簡素化を図っている。

事務職員の組織 (グループ) は、原則として教員の各種委員会と連携することを通じて、学生の学習成果の獲得・向上を支えている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教職員の就業に関する諸規程は、以下のとおり学園全体を対象とした規程と短期大学を対象とした規程に整備されている。

【学園】

「学校法人千葉明徳学園 事務組織規程」(提出-規程集 6)、「学校法人千葉明徳学園 就業規則」(提出-規程集 11)、「学校法人千葉明徳学園 期限付雇用教職員就業規則」(提出-規程集 12)、「学校法人千葉明徳学園 パートタイム職員就業規則」(提出-規程集 13)、「学校法人千葉明徳学園 休暇規程」(提出-規程集 14)、「学校法人千葉明徳学園 病気休暇規程」(提出-規程集 15)、「学校法人千葉明徳学園 休職規程」(提出-規程集 16)、「学校法人千葉明徳学園 育児休業規程」(提出-規程集 17)、「学校法人千葉明徳学園 介護休業規程」(提出-規程集 18)、「学校法人千葉明徳学園 労働安全衛生委員会規程」(提出-規程集 19)、「学校法人千葉明徳学園 給与規程」(提出-規程集 28)、「学校法人千葉明徳学園 給与規程」(提出-規程集 29)、「学校法人千葉明徳学園 超過勤務手当支給に関する規程」(提出-規程集 30)、「学校法人千葉明徳学園 超職金支給規程」(提出-規程集 31)、「学校法人千葉明徳学園 退職金支給規程則」(提出-規程集 32)、「学校法人千葉明徳学園 定年規程」(提出-規程集 34)、「学校法人千葉明徳学園 定年退職者の再雇用に関する規程」(提出-規程集 35)、「学校法人千葉明徳学園 大養家族手当支給細則」(提出-規程集 37)、「学校法人千葉明徳学園 大養家族手当支給細則」(提出-規程集 37)、「学校法人千葉明徳学園 大養家族手当支給細則」(提出-規程集 38)、「学校法人千葉明徳学園 大養家族手当支給細則」(提出-規程集 38)、「学校法人千葉明徳学園 大養家族手当支給細則」(提出-規程集 38)、「学校法人千葉明徳学園 住宅手当支給細則」(提出-規程集 38)

【短期大学】

「千葉明徳短期大学 教員任用規程」、「千葉明徳短期大学 教員任用細則」、「千葉明徳短期大学 非常勤講師に関する規程」(提出-規程集 54)、「千葉明徳短期大学 非常勤講師に関する規程細則」(提出-規程集 55)、「千葉明徳短期大学 任期付教員に関する規程」(提出-規程集 57)、「千葉明徳短期大学 特別任用教員に関する規程」(提出-規程集 61)

上記の学園全体に関する規程は、学園のホームページ上で教職員向けに開示している。 また、既存の規程を理事会等で改訂を行った場合についても、対象となる教職員に対して 必ず通知している。 また、短期大学を対象とする規程についても、ホームページで最新の規程を開示し、いつでも内容を確認できるようにしている。既存の規程を改訂したり、廃止したり、新しい規程を作ったりする際は、教授会で教員自身が内容を検討・審議しているため、途中経過を含めて最新の情報が共有されている。一方の職員については、規程に限らず、教授会での審議結果等の議事録を回覧しており、情報共有に努めている。

人事については、法人事務局(総務課)が分掌している。先に挙げた規程のとおり、 採用・退職・昇給・昇格・諸手当等は全て規程化されており、日常の就業管理は短大で行っている。

令和元年度より「働き方改革」の一環として、法人事務局主導のもと、教職員の実勤務時間の把握を目的としてタイムカード機材を学内に設置し、令和2年度には、ICカードによる勤怠システムに変更している。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

Ⅲ-A-1 課題

本学は、単科の短期大学であるため、教員の数が前記のように少ない。更に、教職課程と保育士養成課程を兼ねているため、定年等の退職者の代わりとなる教員には、教職課程での基準、保育士養成課程での基準等、いくつもの基準を満たすような人物が求められることになるため、採用活動が非常に難しい。そのため、先ずは現在在籍している教員の定着を図り、本学の教育の継続性を担保することが必要である。次に、専門分野、年齢構成(備付-29)等、バランスのとれた教員組織となるよう中期的に計画を立てた上で、採用することが必要である。

Ⅲ-A-2 課題

教員の研究活動が全体としては十分とはいえなかった状況を改善するために、令和元年度より「働き方改革」に取り組み、令和元年度にタイムカード、令和2年度に IC カードによる勤怠システムを導入し、勤務の「見える化」を実施し、その結果から、先ずは教員への対応として、令和3年度より「専門業務型裁量労働制」を導入している。今後は、校務の合理化を進めるとともに、校務の負担が特定の教員に偏らないよう十分な配慮を検討していく。

また、外部からの競争的資金の獲得者はいるものの、まだ十分であるとはいえないため、科研費等への申請件数自体を増やすための施策を考えなければならない。

FD 活動については、より効果的な教育改善に結びつく取り組みや、SD と合同で、学校全体の適正な運営に必要な情報共有をしていくことを今後も進めていく。

Ⅲ-A-3 課題

従来は、事務組織の業務単位(グループ)と教員の分掌業務(校務)とがほとんど同じ括りであったため、一体となって業務を行ってきたが、事務組織のグループ分けを変えたため、個々の業務ごとに教員との連携が必要になっている。

事務組織は、退職以外での人事ローテーションが困難であり、特定個人が特定業務を

担い続ける一方、その業務をすぐに代替できる職員が他におらず、業務の代替性は非常に低くなってきた。そのため、短大の中だけでも、人事ローテーションが図られるように、同一業務経験の長い職員を入れ替える等、業務の見直し、グループ編成の改編・人員の異動、新規専任職員の採用を行ってきたが、まだ十分に機能しているとはいえない中で、長年勤務していた専任職員が2年(令和2・3年度)続けて退職している。その結果、当初計画していた組織編成・人員配置はできず、欠員の穴埋め(補充)のみとなっている。しかも、令和3年度末で退職した専任職員の後任者が、外部からの出向者となっているため、早急に新しい体制を検討し、必要であれば、新規採用も実施したい。

SD 活動については、「千葉明徳短期大学 FD・SD 委員会規程」に基づき、FD 活動との連携を考慮し、短大組織全体の課題に取り組んでいくことと並行して、職員の知識・技能向上のため、各種協会等の研修会・セミナーに参加することを義務付ける等して、SD に取り組む意識の高まりを求めていく。また、法人全体での人材育成計画(人事ローテーション、昇任・昇格を含む)等に位置づけることも必要である。

Ⅲ-A-4 課題

入学者の確保を最優先課題としたため、休日(土・日)における入試・募集活動が増加し、教職員の業務量が増大している。その他の業務も含めて、業務の見直しや効率化、 人員配置の再検討を進めていく必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

提出資料-規程集 39 学校法人千葉明徳学園 経理規程

備付資料 37 全体図、校舎等の位置を示す配置図、校舎間の距離、用途(室名)を示 した各階の図面

- 38 図書館平面図
- 39 蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数、座席数等

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が 適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

校地現有面積は 13,668 ㎡で、屋外運動施設の現有面積は 9,743 ㎡、校舎現有面積は 3,844 ㎡であるため、それぞれ基準を満たしている。 (備付-37)

学園の施設は、新設された中学校を除いて、エレベーターなどの対応は遅れている。 短期大学内もエレベーターの設置がなく身障者の垂直移動は困難ではあるが、身障者用トイレ、自動ドア、スロープの設置と徐々に対応をしてきている。

授業を行う教室については、講義室はもちろん、50 名に対応できる演習室、調理実習等を行える実験・実習室(サロンおゆみ)を備えている。なお、通信科は設置されていない。

平成 28 年度には、老朽化が目立った 2 号館 3 階の 2 教室 (231 教室・232 教室) の改修

を実施している。232 教室については従来の階段状の床を平面床に改めるとともに可動式パーテーションを設けることにより、人数に応じて多様な形態の授業に対応可能としている。また、校舎内の全トイレに温水洗浄装置付き温便座を設置する他、床に段差が存在した箇所は平面に改装し、バリアフリー化している。その他、校舎内の照明器具については消費電力の節減効果、長寿命化による省資源化を狙い、従来の蛍光灯から LED 照明への改装を進め、令和3年度までに全ての短期大学施設において完了している。

映像資料を授業内で使用するために、ブルーレイ再生デッキ、テレビモニターまたは プロジェクターがラウンジを除く各教室に設置されている。プロジェクターとスクリーン が設置されている教室は9室、ミニコンポ等の音響機器が設置されている教室が3室、大 教室(4室)にワイヤレスマイク及び受信機が設置されている。他にも、プロジェクター、 ブルーレイ再生デッキ等が教員控室に常備されており、教員は必要に応じて、授業に持ち 出して使用できる。学生用のピアノ練習室は15室、その他にピアノ等鍵盤楽器が設置されている教室が10室ある。

パソコンルーム以外の教室で授業用に使用するパソコンは、事務室のカウンターにて 教員に貸し出される。教員からの依頼により、教務グループの職員が機器・備品のセッティングを行う。これら機器・備品に不具合が生じた場合は、使用者からの報告を受け、職員が使用状況を確認の上、簡易なセッティング調整・修繕処理で改善されない場合は、総務グループの職員が修理の手配や買い替えの処理を行う。

また、調理用の器具や沐浴人形等、「こどもの食と栄養 I・Ⅱ」、「子どもの保健 (講義)」、「乳児保育 I・Ⅱ」等で使用する備品類は、使用する教室の一角にある倉庫 に保管されている。図画工作等造形表現の制作で使用する素材等の消耗品や道具類の教 材・教具は、使用する教室の倉庫及び教室内のキャビネットの中に保管されている。

図書館(備付-38、39) については、閲覧室と書庫をあわせ総面積 207 ㎡を占め、適切な面積であるといえる。閲覧座席数 28 席、図書[うち外国書] 30,579 [81] 冊、視聴覚資料 1,420 点を有している。(令和 5 年 5 月 1 日現在)特に絵本等を数多く所有しており、保育者養成校として教材は充実している。ただし、購入図書を選定するシステムや廃棄のシステムはなく、専任教員からの推薦によるものが購入の中心となっており、廃棄処分を行う際にも、処分図書リストを教員が確認した上で行っている。

また、平成 26 年度、文部科学省「教育基盤・研究設備整備計画」補助金を得て導入したノートパソコン 20 台は、経年劣化による破損、教室備付の PC への転用などを行い、現在は、6 台が図書室カウンター内の専用キャビネット内にあり、学生の使用が可能となっている。

運動施設に関しては、身体表現等に対応できる教室(リズム室)及び講堂で代替している。室内球技等、天井高が求められる場合は使用できないが、体育や身体表現の授業で使用するほか、ダンスサークル等に利用されている。また、短期大学のイベントや学生のサークル活動等を行う場合に、隣接する高等学校の体育館を借用して行う場合もある。

多様なメディアを高度に利用した授業については、今のところ同時双方向型(テレビ会議方式等)ではなく、オンデマンド型(インターネット配信方式等)を想定しているため、専用の教室等は整備していない。今後については、既存の設備(PC ルーム)をどのように対応させるか等検討が必要である。

また、学生からの要望の多かった、全館の Wi-Fi 環境の整備を令和元年度に行っているが、その後、コロナ禍により想定以上のオンライン授業の導入等から、学生が学内の Wi-Fi 環境を使用することが多くなり、その能力が不十分であることが分かったため、令和3年度には機能を増強させ、学生の利便性を高めている。

以上の様に、各々の設置基準については厳守しており、校地・校舎について適切な運用がなされていると言えるが、老朽化している部分も多々見受けられるため、今後は既存施設・設備の計画的な更新が必要である。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品(消耗品、貯蔵品等)を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

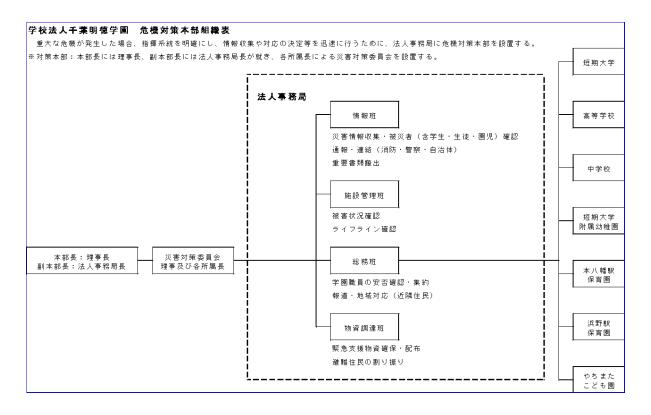
<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

固定資産及び物品について、固定資産の管理は「学校法人千葉明徳学園 経理規程」 (提出-規程集 39) 第 5 章固定資産会計に、消耗品及び貯蔵品管理は同規程第 6 章物品会 計に定め、適切に管理を行っている。

火災・地震対策、その他の危機管理については、重大な危機が発生した場合、指揮系統を明確にし、情報収集や対応の決定等を迅速に行うために、法人事務局に危機対策本部を設置する(下図参照)ことになっており、特に大規模地震、火災、不審者侵入に対しては「危機管理マニュアル」を定めている。また、通常、火災・地震対策として年2回の消防・避難訓練を学生・教職員共に行っているが、令和3年度まではコロナ禍により、実施できていない。令和4年度は、10月に実施計画を立てたが、実施日当日が雨天となったため、中止になっている。

また、本学園は、千葉市の広域避難場所に指定されており、災害用備蓄品も整備している。更に、平成24年には一部校地を災害時、避難所・避難場所とする「避難所施設利用に関する協定」を千葉市と締結している。

表Ⅲ-B-2-1. 学校法人千葉明徳学園 危機対策本部組織表



情報システムの安全対策については、学内 LAN を物理的に事務職員と教育用(教員・教室・学生)でネットワークを分けている。外部から学内 LAN への侵入対策は各 PC 上でのソフトによるファイヤーウォールの設定により対応している。ウイルス対策も同様である。学生の個人情報等の管理は、教務グループが保有する学籍情報については、同グループの職員のみが閲覧可能になっている。また、就職関係で保有する学生情報については、最初に学生の基礎データを教務グループから引継ぎ、付加されたデータを含めて、実習・就職グループの職員のみが閲覧可能になっている。

省エネルギー・省資源対策としてはクールビズの実施等の対策を取り、過度な冷暖房を行わないよう設定温度の管理(冷房 28℃、暖房 19℃)を行っているが、コロナ禍における、十分な換気の必要性のため、守られていないのが現状であるが、今のところは容認している。コピー用紙については、両面の使用を推進しているほか、古紙については、学生を含めて回収を行っている。ゴミについても、市の基準を遵守し、資源ごみの分別回収を行っている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

Ⅲ-B-1 課題

施設・設備改修等の計画的な対応のため、平成27年度から、学長をトップに教職員が一体となった、短大内の施設・設備(備品を含む)について検討するプロジェクトチームを発足させている。その結果、令和2年度には長年の懸案だった学生ホール(学食)の改修を実施し、令和3年度には、学生ホール前に、学生が楽器の練習を行ったり、パフォーマンスの披露、発表物等を自由に掲示できたりするステージスペースを新設している。

今後の課題としては、PC ルームやサロン教室をどのようにして現状の教員からの要望に対応させるかを検討する必要がある。更に、老朽化している既存施設・設備の更新計画を立てるとともに、着実に実施していく必要がある。

Ⅲ-B-2 課題

コロナ禍により実施できなかった、消防・避難訓練は、感染対策に留意し令和 5 年度は 実施できるように、進めていく。

個人情報の管理については、出力された紙媒体、記録メディアの管理方法を徹底することが必要である。

省エネルギー・省資源対策としての冷暖房の温度設定は、コロナの感染防止のためには基準の変更が求められている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

備付資料 40 学内 LAN の敷設状況

41 PC 教室の配置図

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

本学における技術的資源とは、保育現場に就職した後に必要とされる技術を学ぶためのものであり、演奏技術のためのピアノ、業務効率化のためのパソコン、保育技術の振り返りのためのカメラ・プロジェクター、教材作成のための機材等が考えられる。

まず、ピアノ演奏技術の向上のため、学生が自由に練習できるピアノ練習室を「15 室」 設置している。

次に、パソコンについては、学生用として「PC ルーム」が整備されており、20 台のデスクトップ・パソコンが常備されている(備付-41)。授業以外の時間帯は開放されているため、学生は同室をレポート作成や授業用資料作成等に自由に使用することができ、休業中や実習中などの特別期間を除けば、ほぼ毎日利用されている。他にも、学生が求人や就職・実習先情報を閲覧したり、自習したりするスチューデンツ・ラウンジにも、3 台の学生用デスクトップ・パソコンが設置されており、レポート作成や就職・実習の準備などに利用されている。更に、平成26年度には、ほぼ全員が受講する科目「メディア・コミュニケーション」(幼稚園教諭免許必修・保育士資格必修)での個別指導に力を入れるために、文部科学省「教育基盤・研究設備整備計画」補助金の交付を受け、ノートPC(WindowsPC20台、Macbook2台)を新たに導入している。現状では、経年劣化等もあり、一部を除き教室備付用のPCに転用している。

教員からの要望の多い、教室備え付けの映像装置(プロジェクター・スクリーン)を、

平成27年度は、講堂、22教室、32教室、及び33教室、平成28年度には2号館221教室、222教室、及び232教室、令和元年度には2号館211教室に設置している。これで、特定授業で使用する、231教室(音楽室)、23教室(調理実習)を除く、全教室に映像機器が常設されたことになる。映像装置が設置されていない教室等では、ポータブルのプロジェクターとスクリーンを複数台用意し対応している。他にも、記入されたものをデータ化できるホワイトボード(電子黒板)を2室に設置し、授業の効率化を図っている。

教職員には日々の教育活動、業務のため、1人1台のパソコン、各研究室に1台のプリンターが整備されている。また、授業資料の作成で大量に印刷できるよう、談話室(印刷室)に大型印刷機(カラー1台、モノクロ1台)、事務室にカラーコピー機1台を、共有の設備として用意している。

なお、学内は VDSL でインターネットにつながっており、PC ルーム、全研究室、事務室、会議室、応接室は LAN 用の情報コンセントが設置されている一方、職員と教育用(教員・学生)はネットワークが分離されており、セキュリティも考慮している(備付-40)。

また、学内の教職員向け情報機器は、購入を基本とし毎年 3~5 台ずつ入替を行っている。学生向けの情報機器については、リース契約として、経費の平準化を図っている。

< テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

保育に関しての技術サービスとは何かを現場のニーズから分析し、計画的に導入していく必要がある。また、施設・設備の改修にあたり、学内でのプロジェクトチームを発足させているので、定期的に中・長期の計画を検討していく。また、教職員だけでなく学生からの意見も集約できるような仕組みを作り、その上で、優先順位付け等を行い実行していく。

コロナ禍によって、対面授業をオンライン授業に変更せざるを得なくなり、これにともない、教職員のスキルアップが必須となったため、具体的な PC 操作に関する研修を実施している。今後も、定期的に PC スキルのブラッシュアップを図る研修を計画し、着実に実施していくことが求められる。

教職員のパソコンについて、導入時期によって OS (オペレーティングシステム) やアプリケーションソフトのバージョンが異なっているため、今後については、短大だけでなく、法人のシステム部門と連携し、計画的な導入を進めることが課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

- 提出資料 16 活動区分資金収支計算書(学校法人全体)[書式1]
 - 17 事業活動収支計算書の概要[書式 2]
 - 18 貸借対照表の概要(学校法人全体)[書式3]
 - 19 財務状況調べ[書式4]
 - 20 資金収支計算書・資金収支内訳表
 - 21 活動区分資金収支計算書
 - 22 事業活動収支計算書·事業活動収支内訳表
 - 23 貸借対照表
 - 24 令和 4 年度 事業報告書
 - 25 令和5年度 事業計画書
 - 26 令和5年度 当初予算

提出資料-規程集 39 学校法人千葉明徳学園 経理規程

- 40 学校法人千葉明徳学園 経理規程施行細則
- 43 学校法人千葉明徳学園 資産運用規程
- 備付資料 42 学校法人千葉明徳学園 DREAM&CHALLENGE 募金のお願い
 - 43 財産目録
 - 44 財務計算に関する書類
 - 47 学校法人千葉明徳学園 中長期計画

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ① 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ② 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - (13) 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。

- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算 を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
- ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- ③ 年度予算を適正に執行している。
- ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- ⑤ 資産及び資金(有価証券を含む)の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

資金収支(提出-16) についても過去3年間の期末での翌年度繰越支払資金が、令和2年度末8億4,203万円余(同2億821万円余の増)、令和3年度末9億8,830万円余(同1億4,626万円余の増)、令和4年度末5億3,129万円余(同4億5,701万円余の減)と大きく変動した。要因は、令和2年度、令和3年度と内部留保した資金を、前述した土地購入と長年期末残高として残っていた短期借入金の借入サイクルを年度内償還としたことにより、長期借入金の1年未満の償還額を除く短期借入金を実質期末残高0円としたことが大きな要因となっている。

収支状況が好転している主な要因は、入学者の増加である。特に短期大学は3年連続で入学定員以上の入学者を獲得して学生生徒納付金収入・経常費補助金収入が増加し、学園の安定した経営に寄与している。適正な定員管理という観点から令和2年度に入学定員を120名に減員し、アドミッション・センターの積極的な募集施策もあって入学定員以上の入学者を獲得した。入学定員充足率は令和2年度100%、令和3年度103.3%、令和4年度102.5%、収容定員充足率は令和2年度79.6%、令和3年度100.4%、令和4年度105.8%と推移し、補助金の増減に大きく影響する定員充足率(A区分)が改善され、補助金の増減率も令和2年度△21%、令和3年度9%、令和4年度0%と推移している。それに加えて、補助金獲得のためのプロジェクトチームを立ち上げ、補助金の獲得や補助金増減率の改善に取り組み、令和2年度、3年度、4年度と他大学との連携事業において、改革総合支援事業補助金の獲得に至った。上記取り組みの結果、短期大学単独での事業活動収支についても、基本金組入前当年度収支差額で、令和2年度△2,824万円余、令和3年度167万円余、令和4年度1,076万円余と年々好転しており、募集の改善を果たしたことにより、2年連続して収入超過となった。

表III-D-1-1. 定員充足率及び補助金増減率推移表(令和2年度~令和4年度)

	収容定員充足率	補助金増減率 (A区分)	入学定員充足率	補助金増減率 (入学者割合)
令和2年度	79.6%	△21%	100.0%	4%
令和3年度	100.4%	9%	103. 3%	0%
令和4年度	105. 8%	0%	102. 5%	0%

前述のとおり、令和4年度の事業活動収支は、法人全体、短期大学とも基本金組入前当年度収支差額で収入超過、法人全体においては経常収支においても 10 年連続収入超過であり、短期大学の存続を可能にする財政は維持されていると思われる。但し、長期的な見方としては、当年度収支差額において、均衡とはいえない状態であるため、経常収支から生み出す、資金留保をいかに行うかが課題となる。今後も短期大学においては定員充足、中学校高等学校においては募集定員充足が必達である。

令和 4 年度末の貸借対照表 (提出-18) については、土地の取得等により固定資産の増加、現金預金減少により流動資産が減少した。固定負債では施設設備の投資により、長期借入金が増加、流動負債では短期借入金の減少により、流動負債も減少している。総負債比率は令和 3 年度と比べると 4.3%減少し、平成 20 年度の 35.1%以降 43%~38%高で推移していたが令和 4 年度末 34.8%となった。流動比率は令和 2 年度 90.0%、令和 3 年度 99.3%、令和 4 年度 86.8%と推移している。このような状況から貸借対照表は一定の健全性を有していると考えられる。

退職給与引当金については、期末要支給額の 100%を基本とし、私立大学退職金財団に加入する短期大学教員については、同財団に対する掛け金の累計額と交付金の累計額との繰り入れ調整額を加減した金額、千葉県私学振興財団の退職金制度に加入する高等学校以下の教職員(短期大学職員も含む)については、同財団からの退職金交付金相当額を控除した金額の、それぞれ 100%を計上している。

資産運用については、「学校法人千葉明徳学園 資産運用規程」(提出-規程集 43)に基づき安全な資産運用を行っている。教育研究経費比率については、過去3年間の平均で19.7%(短大単体 25.7%)と概ね適正な水準にある。

教育研究用施設設備については、法人全体では 100 周年事業の一環として、「グリーン化としての第 2 グラウンドの開発」において、第 2 グラウンド計画用地の地権者の意向を受け、買い取りを行っている。短期大学では、学生のより快適な学習環境を整備することを主目的に施設設備の整備を図っている。具体的には、毎年、教室へのプロジェクター設置等 ICT 教育環境の整備を行うとともに、令和 2 年度には学生ホール(学生食堂)のリニ

ューアル、令和3年度には、学生ホール前に、学生たちが楽器の練習を行ったり、パフォーマンをの披露をしたり、発表物等を自由に掲示できるステージスペースを新設、令和4年度には本館・2号館の空調設備更新や学友会室を新設、遊歩道の整備、地下貯水槽の地上化改修をおこなっている。

また、図書については、毎年度 100 万円~150 万円程度を予算化し、計画的に整備を図っている。

寄付金募集については、令和元年度から教育研究の充実や施設整備、奨学資金等を目的とした恒常的寄付『学校法人千葉明徳学園 DREAM&CHALLENGE 募金』(備付-42)の募集を始めた。この間、HP 開設や決済(クレジットカード、コンビニ払い等)システムを構築し、募集環境の整備を完了した。なお、学校債の発行は実施していない。

公認会計士監査においては毎年、無限定適正意見とされており、適正な会計処理がなされている。

毎年度の事業計画書(提出-25)及び当初予算(提出-26)については、中・長期計画 (備付-47)に基づき各部署での検討結果を取りまとめ、具体案を法人事務局に提出して いる。法人事務局では、本学など各部門の案を調整のうえ、3月の評議員会、理事会で承 認を得ている。承認された事業計画及び予算については、学長から教授会で報告を行うと ともに実行を指示しており、年度予算は適正な執行がなされている。

会計手順については「学校法人千葉明徳学園 経理規程」(提出-規程集 39)「学校法人千葉明徳学園 経理規程施行細則」(提出-規程集 40)により適切に処理しており、経理責任者の学長を経て理事長の承認を得たうえで執行している。本学の資産管理、並びに、資金の管理と運用は「学校法人千葉明徳学園 経理規程」に基づき法人事務局にて行われている。そして、本学では毎月試算表等を作成し、法人事務局長が経理統括責任者である理事長へ報告を行っている。なお、理事長への報告は他部門分も含めて法人事務局にて取りまとめたうえで実施されている。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営(改善)計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費(人件費、施設設備費)のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができている。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分(法人全体)平成27年度~」のB1~D3に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

前述の通り、本学では適切な財政状態を維持できており、法人計においても日本私立 学校振興・共済事業団の示す「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」における 直近評価は「A3」である。

本学は、現在の少子化の状況における子育て支援ニーズの高まりの中で、本学園及び姉妹法人である社会福祉法人千葉明徳会が有する系列の幼児教育・保育施設と共に総合保育創造組織を構成し、相互に連携しつつ、保育実践の場での体験から、学びを紡ぎ出す教育実践を展開し、現代の保育・子育て支援を担う優れた実践者を養成することを目指している。こうした優れた教育環境こそが競合する近隣の保育者養成校との比較における本学の最大の強みである。

この恵まれた環境の中で本学が養成した保育者が、系列幼児教育・保育施設を含む多くの保育現場で、豊かな保育創造の営みを行うことで、明徳の保育創造の理念が広まり、その保育者の子弟や教え子、その保育実践に共鳴した周囲の保育者や保護者の子弟等の中から、意欲的に保育者を目指す者が生まれ、これらの者を本学が学生として受け入れることで、本学がさらに発展するというサイクルを構築するということが本学の描く将来像である。

また、系列幼児教育・保育施設との連携という優れた教育環境以外にも、

- ・昭和 47 年から幼稚園教諭だけでなく保育士の養成をも手がけ、その長い歴史の中で蓄積した保育者養成についての知見と保育現場や福祉施設との関係を有している。
- ・平成5年から「体験から学ぶ」という理念の下に継続してきた教育改革は、現在、叫ばれているアクティブ・ラーニングを先取りする取組みであり、それに対応できる教員が多い。
- ・自然豊かで保育者養成に適した恵まれた環境がある。

といった上記3点は、保育者養成において本質的な部分で競合校と勝負できる十分な強みを持っているといえる。

一方、本学の弱みとしては、実質的な競合校との比較で立地条件が悪く受験生の足が 向きにくいということのほか、より本質的な問題として、実質的な競合校がすべて4年制 大学の併設短期大学であり、募集広報体制や学校の施設設備環境という面で本学が劣位に あるという問題がある。このような強みと弱みを持つ中で、学生募集の改善を図ることが 求められている。

ここ3ヵ年は、入学定員を削減したこともあり、定員を満たしているが、学生数そのも

のは、現状の規模で頭打ちのため、学納金収入を増やすには、一人当たりの学費を増額せざるを得ない。ただし、競合他大学との比較において、突出して高くすることも学生募集上、非常に難しい。よって、従来積立金(*用途を限定し、掛った費用分を清算し、残金を払い戻す。)として徴収していた金額の一部を学費扱いとして、支払総額については大きく増額とならないように考えた上で、令和 4 年度入学生より授業料を 700,000 円から715,000 円に値上げしている。更に、今般の物価上昇、人件費の増額に対応するため、令和 6 年度入学生からの授業料を 765,000 円に値上げしている。

人事については、短期大学教員の場合、事務職員のように新規学卒者を採用し、定年まで勤続する例はほとんど考えられないことから、長期の計画は持ちにくいが、退職の意向が示された場合には、資格・免許に関わる部分を中心に専門分野を考慮して適切な採用を行っている。専任事務職員については、法人一括採用で部門間の異動もあるため、法人事務局が人事計画を策定するが、短期大学内では事務長の裁量により、学長の決裁を得て、ジョブ・ローテーションを行っている。嘱託職員、パート職員については、原則として、現行の組織体制を前提とし、欠員のある場合に採用を行っているため、人事計画といえるものは存在しない。

財政的な問題もあり、校舎等の大規模な施設計画はないが、学生の学習環境、キャンパス・アメニティの向上を目的に年度ごとに計画を定めて施設設備の拡充を図っている。ちなみに、平成 27 年度から、段階的に教室にプロジェクター・スクリーンを設置しており、令和 3 年度までに、会議室、サロン教室、ラウンジ教室を除いて設置が完了している。他にも、照明の全館 LED 化、教室・公共スペースの Wi-Fi 環境の整備及び増強、学生ホール(学食)の改修等を行っている。

令和 4 年度については、本館 1F・3F、2 号館(1~3F)の空調設備の更新を行い、省エネにも対応している。その他については、しばらく(5 年程度)は、修繕で対応し、その間に基本金への積み立てを行い、サッシの更新を実施していく予定である。

外部資金については、科学研究費補助金の「若手研究」の分野で令和元年度に1件:39万円、同じく「基盤研究(B)」の研究分担者として、令和2年度に1件:91万円を獲得している。他にも、千葉市との共同研究事業としての研究費を、令和2年度に1件:79万円余を獲得しているが、大きく増やすことはできていない。また、処分すべき遊休資産等は保有していない。

平成28年度の入学者144名以降、平成29年度:99名、平成30年度:116名、平成31年(令和元年)度:99名と定員に対する乖離が大きく、今後についても、長期的な少子化傾向、保育者を希望する高校生の減少等、回復が見込みにくいこともあり、令和2年度より、入学定員を120名に変更している。その後は、令和2年度:120名、令和3年度:124名、令和4年度:123名と3年連続で入学定員を満たしており、現状では、適切な定員管理ができているといえる。ただし、令和5年度の入学生は93名に留まり、4年ぶりに定員割の結果に終わっている。

一方、経費の内、人件費比率は、令和2年度70.7%、令和3年度67.7%、令和4年度65.2%と大きく改善している。事業活動収入に占める施設設備投資率は令和2年度4.0%、令和3年度4.1%、令和4年度22.6%と推移しているが、現状は基本金組入前当年度収支差額からは設備投資が難しい状況にあるため、第2号基本金計画以外の設備投資において

は、借入金での資金調達が主な資金源である。令和3年度の全国の短期大学部門平均人件 費率は61.5%、短期大学法人の学生200名以上500名以下の規模の短期大学部門の平均人 件費率は56.1%である当短期大学は比較すると高めであるため、DX 化や人員構成等を模 索し、見直しを行うことにより、人件費や管理経費削減を目指し、更なる収入超過による 収支差額を設備投資への資金留保へと繋げていきたいと考えている。

経営情報の公開については、私立学校法第 47 条第 1 項に定める書類を事務所に備え置き、閲覧に供しているほか、法人のホームページ上に事業報告書(提出-24)、資金収支計算書(提出-20、21)、事業活動収支計算書(提出22)、貸借対照表(提出-23)、財産目録(提出-19) (備付-43、44)等を、簡単なコメントを添えて公開している。

危機意識の共有という点については、理事会、常任理事会に出席する学長を通じて、 短大内の教授会において、財政の状況が報告され、良い点・悪い点を含めて、情報の共有 が図られている。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

IV-D-1 課題

財政については、学園全体の課題も短期大学の課題も同様であり、学生・生徒募集を改善し、安定的に定員を充足できる体制を作ることによって、常に収支均衡を上回る財政運営を確保できる体質を作ることが唯一最大の課題である。過去3年間は基本金組入前当年度収支では収入超過を維持しているものの、将来に向けた施設・設備等への投資資金を生み出せない状態となっている。このことから、今後の財政改善の中では、学生・生徒数の定員充足が不可欠であり、それが達成できて初めて、人件費比率の適正化、将来に向けた投資資金の確保も可能になってくる。

IV-D-2 課題

短期大学としては、定員削減後の収入に対する適切な支出額を明確にすることが課題である。その上で、適切な人件費比率、教育研究経費比率等を見出すことが求められる。それとともに、本学の強みを生かしていくためには、系列の幼児教育・保育施設との連携を一層強化して、短期大学が優れた保育者養成教育を実践し、より良い保育者を輩出していくことで系列の幼児教育・保育施設の保育の質の向上・充実に寄与し、また、系列の幼児教育・保育施設が地域で優れた保育実践を図ることで、保育者養成校としての本学の声価を高め、延いてはそれが学生確保につながるようにしていくことが求められる。このような形で、短期大学と系列幼児教育・保育施設が互いの実践を支え合い、学生・園児の募集に寄与し合う関係の充実を図ることを重点課題の1つとして取り組んでいく。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特になし。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の 実施状況

定年退職以外の要因での退職については、想定が困難で3年程度の中期的な計画を立てることも難しいため、人員の計画的な採用は行えていない。前回(第三者評価)からの教員の動きについて、平成28年度は、内定者1名、退職者1名。平成29年度は、内定者3名、退職者1名。平成30年度は、内定者2名、退職者2名。令和元年度は、内定者0名、退職者2名。令和2年度は、内定者1名、退職者1名。令和3年度は、内定者2名、退職者2名。令和4年度は、内定者1名、退職者2名となっており、平成28年度から令和4年度までの合計では、内定(採用)者10名、退職者11名の1名減員となっている。ただし、令和2年度より入学定員の変更(150名→120名)を行っているため、単純な比較は難しい。ただし、令和5年度、令和6年度と定年退職者が予定されているため、現在の教員体制を維持するならば、退職者の補充が必要である。

外部資金の獲得については、少額の実績が出来ているが、より多くの獲得を奨励・支援する仕組みについては、検討が進んでいない。

施設・設備(備品を含む)については、施設改修プロジェクトチームで策定した、中期的な施設・設備改修計画を、法人事務局施設課との擦り合わせを行った上で、毎年の予算策定の際に反映している。

物品の管理は、平成28年度からクラウド型の資産管理システムへと移行しているる。

省エネ対策としての照明の LED 化については、年度予算に応じて順次進めて、令和 3 年度までに全館の LED 化が完了している。また、老朽化した空調機器の更新についても、令和元年度までに別館、本館 2 階を実施し、残りの本館 1・3 階、2 号館については、令和 4 年度に実施し完了している。今後は、全体的な省エネ対策だけでなく、電気・ガス等の使用量の「見える化」に取り組み、省エネのネックとなっている具体的な要因を洗い出した上で対応していくことが必要となってくる。

平成 28 年度は、短期大学単体で基本金組入前当年度収支差額において、大幅な収入超過を実現しているが、その後の入学者の低迷により、令和2年度まで赤字を計上しており、定員の削減(150名→120名)を余儀なくされている。しかしながら、令和2年度から令和4年度までの3年連続で入学者が削減後の定員を上回っている。また、その内の離職者等再就職訓練事業の受託訓練生の入学者は、令和2年度の10名のみで、令和3年度、令和4年度はともに、一般受験生のみで定員を確保している。

短期大学創立 50 周年については、特別なことをせず、その先の学園創立 100 周年に向けた展開に集約することとなっている。寄付金募集については、前述したように、令和元年度から教育研究の充実や施設整備、奨学資金等を目的とした恒常的寄付『学校法人千葉明徳学園 DREAM&CHALLENGE 募金』の募集を始めているが、学園創立 100 周年向けた具体的な募金活動までには至っていない。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

教員に関しては、現在在籍している教員の定着が最優先の課題として、本学の教育の継続性を担保するしくみを早急に検討していく。今後は、令和5年度、令和6年度と続けて定年退職者がいるため、これらの教員の後任については、今後5年程度の教員の推移を鑑み、計画的に、専攻分野・職位・年齢構成を踏まえ、採用していく必要がある。

教育研究活動を支援するためには、より多くの研究発表の場を設けたり、外部からの 競争的資金の獲得を奨励・支援する仕組みを作ったり、研究活動時間を確保できるように 校務を合理化していく必要がある。裁量労働制に移行後の状況を確認しながら、研究発表 の場や外部資金を獲得した際の表彰制度を新設する等、金銭的な対応を含めて検討してい く。

FD 活動については、これらの教員の役割や検討事項も含めて取り扱うことで、短大全体の教育の質向上に取り組んでいく。

事務職員の業務の見直しの際には、本学を運営していく上で、必要な業務とは何かを明確にし、その他の業務については、大胆に廃止・停止にまで踏み込み、整理を行わなければ、現状の人員での業務遂行は難しい。従来、学生一人一人に対する丁寧な対応を心がけてきたこともあり、人手に頼ることも多かったが、出来るところから、IT 化を進めていく。特に、専任事務職員は、新しい職員を採用したことにより、経験のない(少ない)人員で業務を遂行する体制となっているが、従来の人数のままで、従来の業務を遂行することが難しくなっている。また、令和2年度以降退職者が続いていることもあり、新規採用を行い、改めて、職員の体制を構築しなければならない。

SD 活動については、SD 活動に取り組む意識を変えるための仕組み作りを進めていく。

入学者の確保が最優先課題であることは言うまでもなく、休日(土・日)における入 試・募集活動を見直すことは現実的ではないため、その他の業務の見直しや効率化、人員 配置の再検討を進めて対応するか、それとも、根本的に仕組みを変えるのか検討しなけれ ばならない。

施設・設備(備品を含む)について、在学生からの意見を徴収する仕組みも検討する 必要がある。ただし、金額の多寡や優先順位等については、毎年の当初予算案策定の際に 最新情報で確認しながら調整していく。

省エネ対策の徹底のためには、教職員だけでなく学生も含めた意識の改善を進めなければならない。そのためには「使用量」の見える化は必須であり、範囲や頻度についても出来るだけ当事者として身近に感じられるような仕組みを検討していく。

PC スキルのブラッシュアップについては、これからも FD・SD 研修会等を利用し、実施していく。また、法人のシステム部門と連携し、教職員・学生の PC 環境を揃えていくことも検討していく。

財政については、短期大学として、定員削減後の収入に対する適切な支出額を明確にし、適切な人件費比率、教育研究経費比率等を見出し、維持していくことが求められる。それとともに、系列の幼児教育・保育施設との連携を一層強化して、保育の質の向上・充実に寄与していくためには、何ができるのかを検討し、実施していく。短期大学と系列幼児教育・保育施設が互いの実践を支え合い、学生・園児の募集に寄与し合う関係作りを進めていく。

様式8-基準Ⅳ

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料 27 学校法人千葉明徳学園 寄附行為

28 学校法人千葉明徳学園 理事会議事録

提出資料-規程集 3 学校法人千葉明徳学園 理事会業務委任規則

4 学校法人千葉明徳学園 常任理事会設置規則

備付資料 45 理事長の履歴書

47 学校法人千葉明徳学園 中長期計画(令和2年度~令和6年度)

[区分 基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績(財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書)を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準IV-A-1 の現状>

理事長は、昭和53年4月本学園に入職し、以来、高等学教諭(理科)、短期大学講師、高等学校校長等を歴任して平成4年7月に現職に就任、本学園のことを熟知しており、「明明徳」(「明徳」とは人が天から得たすぐれた能力、人間として生まれながらに持っている人間性であり、明徳を明らかにする、とはそれを輝かせる」ということ)という建学の精神、教育理念を継承し、教育目的・教育目標を適切に理解し、経営状態の分析と将

来的な展望に関する情報に基づいて学園の方針等を決定し、本学園の発展に長年寄与している。 (備付-45)

理事長は、「学校法人千葉明徳学園 寄附行為」(提出-27)第7条第2項に基づき、 学校法人千葉明徳学園を代表し、業務を総理している。同第8条では、理事長が唯一法人 の代表権を有していることを規定し、また、同第7条第3項では、理事から1名の副理事 長を選出でき、選出された副理事長は、同条第4項に基づき理事長を補佐し、法人の業務 を分掌している。

「学校法人千葉明徳学園 寄附行為」第36条及び第37条の規定に従い、理事長は毎会計年度終了後2月以内に決算及び事業の実績(財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書)を作成し、監事の意見を求めると共に、理事会の議決を経て、評議員会に報告してその意見を求めている。

理事長が、「学校法人千葉明徳学園 寄附行為」第 14 条第 3 項の規定に従い招集する 理事会は、同第 14 条第 6 項の規定に従い、理事長が理事会の議長を務め、学校法人の意 思決定機関として適切に運営され、同第 14 条第 2 項の規定に従い、学校法人の業務を決 し、理事の職務の執行を監督している。

理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集し、短期大学の運営に関する法的な責任があることを深く認識しており、短期大学基準協会の認証評価の結果についても事業計画や予算、決算その他関連規程・業務の改善に反映させており、その責任を果たしている。また、理事会は、学校法人及び短期大学の運営に必要な規程の整備に努めている。

令和4年度 理事会の開催状況は、下の表の通りである。(提出-28)

表IV-A-1-1. 令和 4 年度の理事会開催状況

年	月	日	主な議案	出席者数	定数
4	5	28	1. 評議員の選任について 2. 2021 年度事業報告について 3. 2021 年度決算について 4. 2021 年度監事監査報告について 5. 第二グラウンド用地整備の着工と用地買取りについて 6. 2023 年度学費及びその他徴収金について 7. 明徳本八幡駅保育園 市川市保育士宿舎借上げ支援事業補助金の補助対象となる保育士宿舎貸与に関する規定の一部改定について 8. 明徳浜野駅保育園 令和3年度の法人配分について	8 (2)	7~9

4	6	28	1. 令和2年度定期監事監査結果報告及び令和3年度監事 監査計画について 2. 学校法人千葉明徳学園 公益通報等に関する規則の一 部改定について 3. 次の100年を見通したグリーン化とバリアフリー化 明徳創立100周年企画 4. 2022年度 理事長賞について	8 (2)	7~9
4	9	28	1. 令和 5 年度 千葉明徳短期大学附属幼稚園、明徳やちまたこども園の保育料等について 2. 千葉明徳短期大学附属幼稚園・明徳浜野駅保育園 千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金の補助対象となる借り上げ宿舎貸与に関する規程の一部改定について 3. 千葉明徳短期大学 研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程の変更について 4. 学校法人千葉明徳学園 育児休業規程の一部改定について 5. 保育事業3園における育児休業等に関する規程の一部改定について 6. 次の 100 年を見通したグリーン化とバリアフリー化明徳創立 100 周年企画について	8 (2)	7~9
4	12	10	1. 理事・評議員の選任について 2. 千葉明徳学園創立 100 周年記念事業企画について 3. 令和 4 年度第 1 次補正予算について 4. 明徳本八幡駅保育園改装工事に伴う積立資産の取崩しについて 5. 学校法人千葉明徳学園 就業規則の一部改定、並びに 千葉明徳短期大学附属幼稚園 就業規則の新設について 6. 明徳本八幡駅保育園、明徳浜野駅保育園、明徳やちま たこども園保育事業 3 園の現行就業規則の廃止、及び統 合・新設について	8 (2)	7~9

5	2	22	1. 令和 5 年度 所属長人事、並びに理事・評議員の選任について 2. 令和 5 年度役員報酬、役職手当について 3. 学校法人千葉明徳学園 給与規程の一部改定について 4. 千葉明徳短期大学専任教員、千葉明徳中学校・高等学校専任教員、常勤講師、非常勤講師、千葉明徳学園専任職員における給与体系表の変更について 5. 2024 年度千葉明徳短期大学の学費及びその他徴収金について 6. 千葉明徳中学校 授業料軽減に関する規程の新設について 7. 千葉明徳高等学校 教育課程の一部改訂について 8. 明徳本八幡駅保育園、明徳やちまたこども園 園則(運営規程)の一部改正について 9. 学校法人千葉明徳学園100周年に記念事業について 10. 千葉明徳中学校 生徒間トラブル問題に係る調査委員会の設置(報告)について	7 (2)	7~9
5	3	25	1. 理事・評議員の選任について 2. 令和4年度2次補正予算について 3. 令和5年度事業計画について 4. 令和5年度当初予算について 5. 令和5年度長期借入金について 6. 2号基本金の計画変更及び各種特定引当資産の繰入、取崩しについて 7. 学校法人千葉明徳学園100周年記念事業について 8. 第二グラウンド計画地および隣接土地の買取りについて 9. 千葉明徳短期大学ガバナンス・コードの新設、並びにIR機能設置の為の学校法人千葉明徳学園事務組織規程の一部改定について 10. 令和4年度 本八幡駅保育園・浜野駅保育園における法人本部の運営に要する経費の充当及び繰入について 11. 千葉明徳短期大学 学則の変更について 12. 明徳やちまたこども園園則(兼運営規程)、明徳浜野駅保育園運営規程の改正について	7 (2)	7~9

(注) 出席者数欄() 内は、監事人数

理事会の下に、理事長、副理事長及び常勤理事をもって構成する常任理事会を置いている。その設置の根拠は、「学校法人千葉明徳学園 常任理事会設置規則」(提出-規程集 4)である。常任理事会は、「学校法人千葉明徳学園 理事会業務委任規則」(提出-規程集 3)に規定される理事会の委任に基づき、法人の日常業務に関する決定を行うとともに、緊急の場合においては、理事会の権限に属する事項について決定を行うことができる。また、常任理事会は、理事会における決定をより質の高いものにするために、理事会の権限に属する事項について、理事会の審議に先立って検討を行う。なお、常任理事会は

原則月2回開催され、その議事録は理事会に提出され、内容が報告されている。

理事は、「私立学校法」第38条(役員の選任)の規定に基づいて、「学校法人千葉明徳学園 寄附行為」第6条(役員)及び第10条(理事の選任)により、法人の役員として理事7人以上9人以内、監事2人以上3人以内が選任されており、適切に構成されている。また、「明徳」に込められた本学園の建学の理念を深く理解し、学園の健全な経営を行うに十分な学識及び見識を有している。

具体的には、同第 10 条 (理事の選任)で、第 1 号に千葉明徳短期大学学長、千葉明徳 高等学校校長が理事となること、第 2 号に評議員のうちから評議員の互選で理事 2 人以上 3 人以内が選任されることが規定されている。第 1 号乃至第 2 号により選任される 4 人以上 5 人以内の理事の過半数の決議により、3 人以上 4 人以内の理事が選任されることが第 3 号に規定されている。令和 4 年度の理事構成は下の表の通りである。

寄付行該当条文	人数(人)	備考
第9条第1号	2	学長、校長
第9条第2号	2	評議員互選(2人以上3人以内)
第9条第3号	4	理事過半数の決議(3人以上4人以内)
計	8	7人以上9人

表IV-A-1-2. 令和 4 年度理事構成(令和 4 年 5 月 1 日現在)

「学校法人千葉明徳学園 寄附行為」第13条(役員の解任及び退任)第3項には、退任事由として任期満了(第1号)、辞任(第2号)、死亡(第3号)、該当規定の条件を満たさなくなったとき(第4号、第5号)に加え、第6号に「私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき」と規定されており、学校教育法の「校長及び教員の欠格事由」の規定を準用している。

上述の通り、理事会・常任理事会により学校法人の管理運営体制が確立されており、 理事長は学校法人の管理運営全般について適切にリーダーシップを発揮している。

理事長は、主に常任理事会の場において日常的に学長から短期大学運営についての報告を受け、また、重要事項の決定について自己の意思を反映し、リーダーシップを発揮している。

理事会付議事項を含む短期大学に係る重要事項は、教授会の意見を聴いて学長が原案 を策定し、常任理事会で審議され、さらに、理事会の権限に属する事項については、その 後、理事会の審議を経て決定されている。

このような運営管理を通じて、短期大学の運営についても、理事長は適宜リーダーシ

ップを発揮しているが、学長を中心とする短大教職員の主体的な組織運営に期待するとの 考え方を取っていること、現状の短大運営の方向性と理事長の考え方に隔たりがないこと から、日常的には、直接的にリーダーシップを発揮するというよりは、大綱方針の提示、 確認という形で適切にリーダーシップを発揮している。

令和2年度、理事長のリーダーシップの下、健全かつ安定的な経営をめざす「学校法人 千葉明徳学園 中長期計画」(令和2年度~令和6年度)(備付-47)を作成し、改善に 取り組んでいる。このように理事長の強力なリーダーシップが求められる重大な事項、緊 急な事態に際して、理事長は、学園全体を直接にリードして、その推進にあたる。

短期大学においては、令和元年度、低迷していた学生募集の立て直しに向けて、学長が兼務していたアドミッション・センター長に、新たに採用した職員を据えて組織を強化し、併せて、予算を大幅に増額して、募集活動に関するコンサルティング業務・WEB サイトリニューアル業務について外部コンサルタントの活用に踏み切り、直接的なリーダーシップを発揮しトップダウンで状況の改善に取り組んだ。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

理事長のリーダーシップ及び各所属担当理事の業務執行については、特段大きな課題はなく、学校法人として取り組むべき重要課題の解決に向けて対策を講じている。令和7年に迎える学園創立100周年及びその先の学園の発展に向けて、社会の変化、ニーズに応えられるような学園作りに注力していく。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

特になし

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料 30 千葉明徳短期大学 教授会議事録(令和2年度~令和4年度) 提出資料-規程集 27 学校法人千葉明徳学園 学長選考会議規程

- 44 千葉明徳短期大学 学則
- 45 千葉明徳短期大学 組織規程
- 48 千葉明徳短期大学 各種委員会規程

備付資料 48 学長の個人調書

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の 意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒(退学、停学及び訓告の処分)の手続を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する 事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営 している。

<区分 基準IV-B-1 の現状>

学長は、「学校法人千葉明徳学園 学長選考会議規程」(提出-規程集 27)に従って、理事長、副理事長、その他理事のうち2名と、教授会の代表4名の計8名で構成される会議体「学長選考会議」により、理事会意向と短期大学教授会意向を擦り合わせて学長候補

者として選出され、理事会での承認を経て理事長により任命される。

選任された学長は、教学管理全般を掌り、所属教職員を統督する。

学長は、これまで宝仙学園短期大学保育学科(「教育原理」「保育原理」「保育内容(環境)」「保育計画論」「教育実習」などの科目を担当、平成7年4月~平成20年3月)で、専任教員を務め、平成20年4月からは、本学で教授として、「教育原論」「保育内容演習(環境)」「保育者論」「教育実習」「保育・教職実践演習(幼稚園)」などの科目を担当している。その他に鶴見大学短期大学部保育科の非常勤講師として、平成30年4月より「保育内容総論」を担当している。

また、平成6年より学校法人由田学園の評議員に、平成16年11月からは理事・評議員に、平成19年4月からは理事長・評議員に就任し、幼稚園経営に携わっている。(備付-48)

その他に、平成 28 年 3 月より、特定非営利活動法人四街道プレーパークどんぐりの森の理事にも就任している。令和 4 年には、NHK E テレ「すくすく子育て」に専門家として出演した。

学長は、教育・研究に留まらず、社会的活動にも注力しており、高潔な人格と優れた 学識を持ち、短期大学運営管理についての識見を十分に有している。

令和2年12月2日の「学長選考会議」で、次期学長候補者として決定され、令和3年3月27日の理事会において新学長として承認、令和3年度より学長職を務めている。

学長は、建学の精神に基づく教育研究を実現するため、短期大学における教育研究活動・運営管理活動に関する個々の審議事項について、担当者・関係者との事前協議を通じて、リーダーシップを適切かつ効果的に発揮し、短期大学の質の向上・充実を先導している。

短期大学運営に関するすべての決定権を有する学長は、常日頃より学内の活動状況及び今後の予定の確認とともに、懸案事項や課題解決に向けた意思決定のために必要な関連情報の確認及び方向性の検討を行っている。そして、教授会においては自身の考えを伝え、教授会に十分な審議を求めている。この教授会の審議に基づく意見を受けて、学長は最終的な意思決定を行っている。

「千葉明徳短期大学 組織規程」(提出-規程集 45)第7条の規定に基づいて、学長が定めた校務分掌を担当する教員は、各種委員会を構成し関連する業務を担当する事務職員と連携し、決定事項に沿って適切に分掌業務を執行する。このように、学長は短期大学の最高責任者として、教授会の審議に基づく意見を参考としつつ、重要案件の細部まで自ら直接に確認することで、その意思を反映させリーダーシップを有効に発揮することが可能な運営を行っている。

教授会については、「千葉明徳短期大学 学則」 (提出-規程集 44) の第 35 条乃至第 38 条に規定されており、第 37 条に、学長が決定を行うにあたり意見を述べる事項として、次の事項が定められている。

- ①学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- ②学位の授与に関する事項
- ③その他教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものと

して学長が定めた事項

④学長がつかさどる教育研究に関する事項(学長の求めがある場合)

教授会は、「千葉明徳短期大学 組織規程」第13条第1項の規定にしたがって、構成 員の教授または准教授から互選で選任される議長の招集により、毎月定例教授会(第12 条第1項)が開催され、第12条第2項の規定に従って、必要に応じ臨時教授会が開催される。

同規程第15条の規定により、教授会構成員の互選で選任された書記が、議事録を作成 し、議長の内容確認・捺印を受け、書記が本紙を保管の上、議長捺印を受けた議事録の写 を全構成員に配布する。

教授会の各構成員は、教育構想・教育目標・三つの方針及び学生の学習成果を認識しており、教授会は、それらの視点からの審議を踏まえ、学長の決定に向けて意見を述べる。

「千葉明徳短期大学 学則」第38条の13の規定により、教授会は、教授会に属する教員のうち一部の者をもって構成される各種委員会を置くことができ、各種委員会の議決をもって教授会の議決とすることができる。「千葉明徳短期大学 各種委員会規程」(提出-規程集48)第2条の規定により、各種委員会は、「入試・募集、広報委員会」「教務委員会」「学生生活委員会」「FD委員会」からなる。

入試・募集、広報委員会は、「学生募集に関する事項(オープンキャンパスを含む)」「入学者選抜に関する事項」「入学前教育に関する事項」「高大連携に関する事項」「広報活動(ホームページ、広報誌、各種行事・イベント等の告知を含む)に関する事項」「広告宣伝活動に関する事項」「その他、入試・募集及び広報に関する事項」を審議する。

教務委員会は、「教育課程、時間割編成及び授業に関する事項」「履修登録、成績処理及び単位認定に関する事項」「教職課程及び教員免許状に関する事項」「保育士養成課程及び保育士資格に関する事項」「学籍に関する事項」「学生の懲戒に関する事項」「科目等履修生、聴講生に関する事項」「非常勤講師に関する事項」「その他、教務に関する事項」を審議する。

学生生活委員会は、「学生の課外活動に関する事項」「学生の生活指導に関する事項」「学生の学費等に関する事項」「学生の育英奨学に関する事項」「学生の社会的・職業的自立に関する指導等(キャリアガイダンス)に関する事項」「学生のキャリア教育及び就職支援科目に関する事項」「学生の就職支援に関する事項」「学友会に関する事項」「その他、学生の厚生補導に関する事項」を審議する。

FD 委員会は、「FD 活動推進のための情報の収集及び提供」「FD に関する研究会及び研修会の開催又は参加及び報告」「FD 活動のための実施計画の立案及び実施」「FD 活動の 点検及び評価」「その他、FD 活動に関する事項」を審議する。

本学は小規模短期大学であることから、助教以上の専任教員全員で構成される教授会が、教学運営関連の審議の場を超えて、実質的な教育活動全般に関する協議・状況報告の場となっている。そのため、審議事項以外にも、多くの事項が協議・報告され、教授会は教員の共通認識及び合意形成の場として実質的に機能している。学長は、この教授会の機能を教学管理上、高く評価している。

各種委員会は、教授会機能の見直しの中で教授会審議の効率化のために平成27年度より新設された。しかし、学長は、教授会審議重視の方針を打ち出し、各種委員会には、教授会の議決を代理することを期待せず、教授会の場で、それぞれの所掌に関する起案及び報告を行う運営としている。

令和4年度の教授会の開催状況は以下の表の通りである。 (提出-30)

表IV-B-1-1. 令和 4 年度の教授会開催状況

-	•		一尺少秋又云州连水九		
年	月	日	主な議案	出席 者数	オブザ ーバー 等
4	3	22	報告事項のみ(各委員会報告、こども臨床研究所報告、 附属幼稚園報告等)	10	2
4	4	1	報告事項のみ(各委員会報告、こども臨床研究所報告、 附属幼稚園報告、実習委員会報告等)	12	2
4	5	6	1. 教育奨励奨学金について 2. 生命保険協会保育士養成給付型奨学金について 3. 学籍異動(除籍)について 4. 既修得単位認定について	11	2
4	6	3	1. 「千葉明徳短期大学 研究活動上の不正行為の防止 及び対応に関する規程」の変更について	11	3
4	7	8	報告事項のみ(各委員会報告、こども臨床研究所、附属 幼稚園報告、実習委員会報告等)	11	2
4	8	5	報告事項のみ(各委員会報告、こども臨床研究所、附属 幼稚園報告、実習委員会報告等)	12	2
4	9	5	1. 「千葉明徳短期大学 研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」の変更について	11	2
4	10	7	1. 学籍異動(除籍)について	12	2
4	11	4	1. 「千葉明徳短期大学 研究倫理規程」の変更について	12	1
4	12	2	1. 修学支援奨学金について 2. 編入学について	12	2
5	1	13	 「千葉明徳短期大学 教学マネジメント委員会規程」について 修学支援奨学金について 進学支援奨学金について 	12	2
5	2	3	報告事項のみ(各委員会報告、こども臨床研究所、附属 幼稚園報告、実習委員会報告等)	10	2
5	2	17	1. 52回 (50・51回) 生卒業判定について	11	3
5	3	3	1. 「千葉明徳短期大学 学則」の変更について 2. 「千葉明徳短期大学 教務規程」の変更について	12	2

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

令和3年度から、前学長時代の「運営会議」「教授会」という体制を実質的に取り止め、「教授会における審議重視」に沿った形で短期大学の教学を運営している。令和4年度には、「千葉明徳短期大学学則」、「千葉明徳短期大学組織規程」を改訂し、実態に合わせているため、早急に対応しなければならない課題は認められない。

ただし、学長を支援する体制の在り方の模索及び支援スタッフの計画的な育成については、平成 29 年度からの入学者数の低迷による教育活動収支の悪化に対応するための定員削減、経費の圧縮等を優先したため、検討が進まなかった。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

特になし

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

提出資料 27 学校法人千葉明徳学園 寄附行為

31 学校法人千葉明徳学園 評議員会議事録

提出資料-規程集 5 学校法人千葉明徳学園 監事監査規程

41 学校法人千葉明徳学園 財務書類等閲覧規程

備付資料 50 学校法人千葉明徳学園 監事監査報告書

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1 の現状>

「学校法人千葉明徳学園 寄附行為」(提出-27)第11条第2項第1号の規定に基づいて、監事2名が理事会、評議員会及び常任理事会等に出席し、議案に関する理事の審議・報告の聴取及び重要な書類の閲覧を通して、学校法人(理事)の業務執行を監査している。また、「学校法人千葉明徳学園 寄附行為」第11条第2項第2号の規定に基づいて、監事は、会計帳簿の閲覧と法人事務局長及び経理担当者・総務担当者等からの説明と聴取に基づき、適宜学校法人の財産の状況について監査している。これらの監査を踏まえて、監事は、適法性及び妥当性の観点より、業務又は財産の状況について、理事会・評議員会において、適宜必要な意見を述べている。

監事は、「学校法人千葉明徳学園 寄附行為」第11条第2項第4号の規定に基づいて、 学園の財産目録及び計算書類を含め、学園の業務及び財産に関して監査を行った結果を 「学校法人千葉明徳学園 監事監査報告書」(備付-50)として毎会計年度作成して、当 該会計年度終了後2ヵ月以内に理事会及び評議員会に提出している。

平成25年4月1日施行の「学校法人千葉明徳学園 監事監査規程」(提出-規程集5)に具体的に規定された基本的姿勢・監査計画・実施方法・会計監査人との連携・重要な会議への出席・監査報告書の作成などに従い、丁寧な監査が実施されている。

令和4年度は、決算期の定例学内監査を5月17日に実施し、会計帳簿に基づき学校法人の財産の状況を監査するとともに、会計監査人の実施する会計監査(5月15・16・17日)に立ち会うとともに連携して監査にあたった。理事会・評議員会の記録及び決裁書類等の重要書類の確認並びに学園各部門の業務執行に関する聴取を実施し、監査している。その監査の結果については、「学校法人千葉明徳学園 監事監査報告書」を提出の上、5月27

日開催の理事会、評議員会で監査報告を行った。「学校法人千葉明徳学園 監事監査報告書」において、学校法人千葉明徳学園の業務に関する決定及び執行については「適切」であり、計算書類(資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表等)については「当該年度末における財産の状況を正しく示して」いるとして、「学校法人の業務及び財産に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する事実はない」とされている。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準IV-C-2 の現状>

評議員会及び評議員に関する「学校法人千葉明徳学園 寄附行為」第 18 条乃至第 26 条の規定は、私立学校法第 41 条乃至第 44 条の規定に基づいて定められている。

私立学校法第 41 条第 2 項の規定にある通り、「学校法人千葉明徳学園 寄附行為」第 18 条第 1 号乃至第 5 号の各規定に基づき、今後の学園のさらなる発展に資するため、多様 な視点や知恵を活かした様々な効果的な意見・提言等を得て、学園の経営に反映することを目的とし、令和 4 年度の評議員会は 36 名の評議員 (5 月 28 日以降) により運営されており構成は下表のとおり。

表IV-C-1-1. 令和 4 年度評議員構成 (令和 4 年 5 月 28 日現在)

寄附行為 該当条文	人数(人)	定数	備考
18条1号	7	4人以上8人以内	法人の職員
18条2号	12	0 人以上 12 人以内	年齢 25 歳以上の法人設置学校等卒業 者
18条3号	4	2人以上4人以内	理事から選任

18条4号	7	6 人以上 10 人以内	法人に関係ある学識経験者
18条5号	6	6人以上8人以内	法人設置学校等に在籍する学生、生 徒及び園児の保護者
計	36	28 人以上 42 人以内	

評議員会は、私立学校法第 42 条の規定に基づいて定められた「学校法人千葉明徳学園 寄附行為」第 22 条及び第 23 条に従って、必要事項の議決を行い理事会の諮問機関として 意見を述べる。

令和4年度の評議員会は下表の「令和4年度の評議員会開催状況」の通り開催され、必要事項について議決を行うとともに理事会の諮問機関として財産の状況及び業務執行に関し意見を述べ、適切に運営された(提出-31)。また、非定期ではあるが、評議員会開催時には、特別講演会として、様々な分野から講師を招き、御講演を頂く機会や、学内での研究発表等を行い学内の状況を発信している。

表IV-C-1-2. 令和3年度の評議員会開催状況

年	月	日	主な議案	出席者数	定数
4	5	28	 評議員の選任について 2021年度事業報告について 2021年度決算について 2021年度監事監査報告について 第二グラウンド用地整備の着工と用地買取りについて 	36 (2)	28~ 42

4	12	2	 理事・評議員の選任について 千葉明徳学園創立 100 周年記念事業企画について 令和4年度第一次補正予算について 明徳本八幡駅保育園改装工事に伴う積立資産の取崩しについて 	36 (2)	28~ 42
5	3	25	1. 理事・評議員の選任について 2. 令和4年度2次補正予算について 3. 2023年度事業計画について 4. 令和5年度当初予算について 5. 令和5年度長期借入金について 6. 2 号基本金の計画変更及び各種特定引当資産の繰入、 取崩しについて 7. 学校法人千葉明徳学園100周年記念事業について 8. 第二グラウンド計画地および隣接土地の買取りについて	36 (2)	28~ 42

[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

- ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
 - (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
 - (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

<区分 基準IV-C-3 の現状>

学校教育法施行規則に基づき、各種の教育情報を本学のホームページで、また、私立 学校法の規定に基づき、各種の情報を本学園のホームページで公表している。

また、私立学校法第 47 条第 2 項をうけた「学校法人千葉明徳学園 財務書類等閲覧規程」(提出-規程集 41)に基づいて、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監事作成の「学校法人千葉明徳学園 監事監査報告書」を学生・生徒・園児及びその保

護者等、教職員その他の利害関係人から申請があれば、法人事務局内において閲覧できるように体制を整えている。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

IV-C-1 課題

監事について、「役割の強化」の方向に沿った運営がなされており、監事のガバナンスは、着実に効果が発揮され、十分に機能している。現状に特段の課題はないが、引き続き、ガバナンスの充実に向けて取り組んでいく上では、外部監査法人及び内部監査室との連携を行い三様監査の強化が求められる。又、将来に向けて特定の組織あるいは職員による監事業務の補佐・支援等が課題になる。

IV-C-2 課題

議員会について、現状に特段の課題はない。多くの評議員の皆様からの多様な意見を 取り込み十分に活かされるよう、学園内の様々な取組を案内する等、より学園の状況をご 理解いただく機会を設ける等、運営上の工夫に取り組んでいきたい。

IV-C-3 課題

学校教育法施行規則、私立学校法に基づき、短大及び法人の各種情報を公表・公開しているが、原則として、求められている情報のみになっている。今後は、短大及び法人の特徴を分かりやすく示す情報、より学生募集につながるような情報とはなんであるのかを検討し、積極的に発信していくことが課題となる。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

特になし。

<基準IV リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

- (a) 前回の認証(第三者) 評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の 実施状況
- ①企画管理課の整備及び機能強化(理事長のリーダーシップ)

平成28年度より課長1名、職員1名の2名体制となり、中長期計画の策定、計画した事業の執行状況のモニタリングとその是正機能の強化が実現し、平成30年度には、3年間継続されていた(経営改善計画の提出が求められる)経営困難校の対象から外れた。

令和2年度以降は、人員については課長1名体制としたものの、法人事務局のサポートもあり、経営企画業務と併せて学園の広報企画業務、課題解決を図るための企画業務にも重きを置いて取り組んでいる。今後も中長期計画で目標とする数値目標を着実に達成・管

理するための体制強化を法人事務局主導で行ってゆく。

②教学運営を中心に進める組織運営改革(学長のリーダーシップ)

前学長は教学運営を中心として、短期大学の組織運営の強化・改革を目指して、現実的な組織運営への転換を図りながら、学長のリーダーシップを発揮できるよう「運営会議」「教授会」という会議体で短期大学の運営を行ってきた。しかしながら、令和3年度に就任した現学長は、「教授会における審議重視」の姿勢を明らかにし、会議体の一本化を図っている。

また、学長を支援する体制の在り方、支援スタッフの計画的育成については、最重要 課題である、入学者の確保に注力せざる終えない状況となったため、検討が進まなかった。

③ガバナンス維持・強化の方向性についての検討

監事によるガバナンス機能を強化するため、新たに内部監査室長の任命を行った。また、特定の職員における監事補佐、法令遵守の観点からは、令和4年度、新たに外部(弁護士事務所)にコンプライアンス窓口を設置し、内部監査室と連携して、学園内の透明化を充実する。

④学園創立 100 周年記念事業の内容及び寄附金募集の計画立案

学園創立 100 周年記念事業については、令和 4 年度理事長より「100 周年記念事業企画書」が提示され、記念事業として行ってゆく内容が可視化され、学園内での共通の認識が確立された。また、100 周年記念事業実行委員会が発足、更に各部会が発足し、具体的な事業の始動の年となった。記念事業の計画は、バリアフリー化とそれに見合う校舎の改築、グリーン化としての第二グラウンドの開発、Meitoku Time Capsule の埋設、風力発電機の設置、100 周年記念誌の発刊、100 周年記念式典・記念講演の実施、寄附金の募集等である。2025 年 100 周年に向けての準備を第 1 歩踏み出した年となった。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

法人事務局財務担当課長、企画管理課を中心に、中長期計画の策定、計画事業の執行 状況のモニタリングとその是正を担い、将来に渡り学園の経営全体を見渡す管理業務を担 いながら、各年度の目標数値の必達を確認しながら、理事長、理事会のビジョンの具現化 をサポートしていく。

学長を支援する体制及び支援スタッフの育成については、定員削減後の1学年120名の 体制で実現可能な組織・人員体制を明確にし、その上で検討する。

監事については、ガバナンスの充実に向けて、外部監査法人及び内部監査室との連携の仕組み作り、三様監査の強化を進め、特定の組織あるいは職員による監事業務の補佐・支援等の体制の整備を進める。

評議員会については、評議員からの意見の聴取や、各事業への参画依頼を積極的に行い、接触機会の増加等の運営上の工夫に取り組んでいく。

短大としても、法人としても、明確な広報戦略を検討・立案し、より学生募集につながるような情報を積極的に発信していく。